

#### 2016年0月

#### 論 説

「散砂」「群氓」「亡国の民」に彷徨う中国人「国民性」への認知 一敗戦まで日本インテリ層の中国認識をめぐって —	趙			軍	( 1	)
How the Edo Bakufu Established the Yushima Confucius Temple	Zer	ıan	SH	U	( 19	)
スモールビジネス経営の理念と収益に関する研究 —マーケティング編—						
東洋ゴム工業の免震ゴム事件等の事例研究	樋		晴	彦	(57	)
資 料						
社会福祉相談援助専門職の職業性ストレスの現状について						
―岩手県精神保健福祉士会における抑うつのスクリーニングより―					( 99	)
	組鎌	良原	陽一 雅			
A Glossary to the Text of <i>The Awntyrs off Arthure</i> : M to Y, with an Index o	f Pro	per l	Nam	es		
-	貝	塚	泰	幸	(109	)
その他						
国府台学会経済研究会 (第125回)						
Geography and Demography: New Economic Geography with Endogenous		-		司を	(105	. \

# 千葉商科大学国府台学会

(通巻178号)

## 執 筆 者 紹 介

良	陽-	一郎	心理学	商経学部	教	授
	全	安	東アジア文化史	政策情報学部	教	授
		軍	中国近現代史・日中関係史・ 中国語	商経学部	教	授
田	昌	紀	経営学・マーケティング・ 心理学	経済研究所	准 教	授
藤		啓	経済学	商経学部	専任講	師
塚	泰	幸	中世英文学	商経学部	非常勤請	<b></b>
原	雅	彦	心理学	聖学院大学 人間福祉学部	教	授
$\Box$	晴	彦	経営学	警察大学校	教	授
乗	賀	也	精神保健福祉	岩手県立大学 社会福祉学部	専 任 講	師
	田藤塚原口	全 昌 泰 雅 晴	安軍紀啓幸彦彦	全安       東アジア文化史         中国近現代史·日中関係史・中国語 経営学・マーケティング・ 心理学 路       経済学          財務       本日         中世英文学       中世英文学         財務       本日         中世英文学       中世英文学         日時       音         経営学	全安       東アジア文化史       政策情報学部         軍       中国近現代史・日中関係史・ 中国語 経営学・マーケティング・ 心理学       商経学部         日日日紀       経済学       商経学部         藤啓       経済学       商経学部         塚泰幸       中世英文学       商経学部         原雅彦       心理学       上間福祉学部         日時彦       経営学       警察大学校         毎日日       特神保健短期       岩手県立大学	全 安 東アジア文化史 政策情報学部 教 甲国近現代史·日中関係史・ 商経学部 教 経営学・マーケティング・ 経済研究所 准 教 啓 経済学 商経学部 専 任 講 塚 泰 幸 中世英文学 商経学部 非常勤請

#### [論 説]

## 「散砂」「群氓」「亡国の民」に彷徨う中国人「国民性」への認知 ――敗戦まで日本インテリ層の中国認識をめぐって

稍 軍

1894~95年の日清戦争を通じて中国を大敗させた日本国内では、にわかに「清朝蔑視論」が勃興し、これまでの中国に対する認識とイメージを一変させた。その後、「清朝・中国蔑視論」はさまざまな形で日本社会に流布し、1945年8月の敗戦まで続いていた。インテリ層の中でも優越感を抱く姿勢や一方的な視点で「中国」と「中国人」を観察する者が増え、彼等の認識と主張は近現代日中関係の推移に大きな影を落とした。「支那通」あるいは「エリート」と呼ばれたこれらの人々の「中国認識」について、中国人の「国民性」に対する認知を中心にいくつかの具体例を通して、その思想的・文化的背景や特徴及び歴史の推移に対する影響を考察して行きたい。

#### 一、「砂の集まり」の民族――川島浪速の『対支那管見』

近代日本の「支那通」の中では、川島浪速 (1865-1949) は先駆者的な存在の一人である。 1894年の日清戦争と1900年の義和団運動期間中、彼は二度にわたり日本派遣軍の通訳官として従軍した。八カ国連合軍が紫禁城の神武門を外側から攻めた時、川島は中国語で護軍の将校に籠城の不可などを繰り返し諭し、翌日、東華門は内側から開かれ、連合軍は一弾も発せずに紫禁城に入城できた。北京占領中、川島は軍政署軍事警務衙門の一員となり、1901年4月より中国人を対象とする警察教育を開始させた。まもなく、軍事警務衙門が北京警務庁と改称され、川島浪速は総監督に就任し、清朝政府の「客卿(お雇い外国人官吏)」となった。

1912年、川島浪速は『対支那管見』(1)という意見書をまとめ、自分が「長年月間二於ケル支那観察ヲ務メテ」得た体験と感想を紹介し、中国の形勢から中国社会、中華民族の特徴まで幅広く自分の見方を披露した。その「緒言」の冒頭で川島は、日本人が中国を見る時にしばしば「支那不可解説」に陥りやすい原因は、「支那人通有ノ性格」を理解していないためだと指摘し、「支那二於ケル出来事ハ多クハ是レ支那人通有ノ性格カ激動シテ沸湧シ来ルモノナリ」なので、それを理解しなければ「正しい」対中国政策が樹立できないと中国人の民族性を理解する問題の重要性を強調した(2)。

川島の言う「支那人通有ノ性格」とは、「社会的膠結力」が欠ける「亡国的性格」であるという。彼は、

「支那人ハ五千年来旧文明ノ為ニ既ニ爛熟腐朽シ来レル民族ニシテ社会的膠結力殆

<sup>(1)</sup> 表紙には「代謄写」の標記があったが、出版元などは一切不明なので、配布用の小冊子として印刷されたものではないかと考えられる。

<sup>(2)</sup> 川島浪速『対支那管見』緒言, 2頁。

ト消耗シ四億万ノ分子ハ恰モ砂ノ如ク到底堅固ナル団結体ヲ自動的モ造リ出スコト不可能ト為リ所謂亡国的性格ハ近キ数百年間ニ著シク成熟シ来レルヲ以テ近キ将来ニ於テハ支那人中何人カ如何ナル政体ヲ応用スルモ決シテ統一ヲ成立セシムル望ナキコト | <sup>(3)</sup>

#### と述べた。

川島の言う「中国人」とは、中国人の主体である漢民族を指すだろうと考えられる。その「中国人」の人々を一団の「砂の集まり」と譬えたことは、川島の得意な表現であり、彼は後に次のような比喩を繰り返し宣伝した。「夫レ砂ノ性タルヤ其個体ヲ撿スレハ固結石ノ如ク自体ヲ保守スルカ強固ニシテ容易ニ砕ケス。……然レトモ砂ハ其個体カ余リニ堅固ナルカ為ニ粘着力全ク消滅シ多数ヲ引寄セテ之ヲ結フモ遂ニ団結体ヲ作ルコトヲ得ス」というのだ<sup>(4)</sup>。彼は、このような砂粒の如く自己防衛が固く一方で同族間の団結力が弱いことを、中国人特有の性格であると断言した。そして、このような性格が生まれた原因といえば、やはり中国人の心の中に潜んでいて、強すぎるほど発達している「利己心」のせいであると分析した。「由来漢民族ノ大缺点ハ利己心ノ方外ニ発達セルト巧黠怯弱ナルニ在リ其性情ヲ通評セハ総テ女性的ニシテ毫モ男性的意味ヲ有セス偶々残酷暴乱ノ行為又ハ悲憤激烈ノ挙動ヲ為スアルヲ総テ是レ婦女子カヒステリー的狂態ヲ為スニ異ナラス決シテ堂々タル男性的勇気ノ発動ニ非ス」という「⑤」。そのため、彼はこの特徴を中国「国民性」の「陰化」と呼び、これこそ中国の「亡国ノ兆」と断言した「⑥」。

総括すれば、川島が作り上げた「中国人」の民族性には、以下のようないくつかの特徴が見られる。①「利己心ノ方外ニ発達」していること、②「堂々タル男性的勇気ノ発動ニ非」ず「陰化」的性格の持ち主であること、③「社会的膠結力殆ト消耗シ」たため、「到底堅固ナル団結体ヲ自動的モ造リ出スコト不可能」であること。

川島のこの論理からすれば、中国社会はいつまでも一団の砂のままのはずである。中国人自身だけの力で革命や改良、王朝交代を実行するにしろ、現状を維持するにしろ、いずれにせよ列強に分割される運命は避けられない。ここから脱出する唯一の道は、日本に頼って、日本の「指導力」或いは支配のもとで日本の与国になるしかない。それと同時に、日本としては先ず「満蒙」地方を、続いて中国の中原地域を次々と征服し、勢力を中国全土に拡げれば、自国を増大・増強することはできる。その上、「亜細亜ノ主人公」の資格を用いて「列強ヲ制束、指導シテ」、そこで日本「大帝国ノ基礎」を確立し、日本天皇の「皇恩」と「恵み」を天下に敷くことも、難しくはないという(\*)。

「吾人ノ所見ニヨレハ到底自治自力ノ能力無キ(漢)民族ハ永遠紛擾争鬩シテ遂ニ相率ヒテ大地獄界ニ沈淪スルニ過キス寧ロ取テ以テ我有ト為シ我至仁ナル。皇恩ニ沐浴スルコトヲ得セシムルハ即チ彼等ヲ済度スル所以ニシテ抑モ亦タ我王道ヲ世界ニ伸フルノ道タルヘシ|<sup>(8)</sup>。

<sup>(3)</sup> 川島浪速『対支那管見』3頁。

<sup>(4) 『</sup>対支那管見』18頁。

<sup>(5) 『</sup>対支那管見』16頁。

<sup>(6) 『</sup>対支那管見』16頁。

<sup>(7) 『</sup>対支那管見』32頁。

<sup>(8) 『</sup>対支那管見』30頁。

こうして、「中国人」の「民族性」に関する議論は、近代日本が取る中国に対する帝国主義・ 軍国主義的な政策のために、「正当性」を根拠付ける理論を生み出した。これこそ、川島浪 速が『対支那管見』を著した最も重要な政治的目的であろうと言える。

川島浪速は議論を好んだ人間というだけではなく、持論を積極的に実施する陰謀家でもあった。第一次と第二次「満蒙独立運動」は、日本陸軍、外務省と財閥の支持の下に、『対支那管見』で構想された「満蒙」地域に日本の「立脚地」を作るプランの第一歩と見なして良い<sup>(9)</sup>。

どの民族においても、各々の長所と短所があり、中国人も当然例外ではない。特に利己 心の発達、社会的問題や公益に対する無関心などの欠点が確かに中華民族の主要な弱点の 一つであることは、孫文、魯迅などの先駆者から現代中国の一般民衆までも広く認識して いる。

顔徳如の集計によると、孫文は一生涯、少なくとも「一片散沙(中国語では砂に通ずる漢 字) | について25回、「一盤散沙(皿いっぱいの散砂) | について2回言及したことがあると いう(10)。最初の言及は、川島浪速の『対支那管見』より約1年早い1912年4月10日に、「在 湖北軍政界代表歓迎会的演説」の中に確認することができる。但し、その時の「一盤散沙」 の意味は、規律が破壊されたままの政府機関を指す比喩として使われたので、民族性・国 民性との関連性は極めて薄い(11)。民族性・国民性に関して言及した例は、「中国四億の民衆 はまるで一団の散砂のようだ。これは生まれつきのものだろうか?実は異民族による独裁 政治の結果だ」(12)。「傍観している外国人は中国人が一団の散砂であると言う。その原因は どこにあろうか? 一般の人民は家族主義・宗族主義だけは持っているが、 国族主義は持っ ていないためだ。……故に、中国人の団結力は、宗族までとなり、国族主義の段階まで届い ていない | (13) などである。これらの例は 「中国四億の民衆 | 「中国人 | などの表現を使ってい るため、民族性・国民性に関する議論であると判断できよう。政治家としての孫文は、「一 団の散砂 | という譬えを使って中国人の団結力の欠如を批判し. 「国族主義 | (「家族主義・ 宗族主義 | を乗り越えたもの、民族主義と理解できるもの) の確立を訴え、新しい「中華民 国 | のもとでの国民の団結を呼びかけたのである。そして、「一団の散砂 | という特徴は「異 民族による専制支配」の産物であり、中華民族の「生まれながら」の致命的な欠点ではない と孫文は見ていた。川島浪速と同じような比喩を使っていたが、分析の手法と結論はまる で正反対の方向で展開されていった。

一方,「一盤の散砂」の最初の出典は、梁啓超の「十種徳性相反相成論」という説もある。 この文章は清朝末期の1901年6月16日と7月6日に書かれた政論文であり、その中で梁啓

<sup>(9)</sup> いわゆる「満蒙独立運動」と川島浪速との関係の詳細について、拙著『アジア主義と中国』(亜紀書房 1997年) の第五章を参照されたい。

<sup>(10)</sup> 顏徳如:「孫中山"一片散沙"説析論」,http://www.aisixiang.com/data/81068.html。

<sup>(11)</sup> 孫文の演説の原文は「自光复以来,共和与自由之声甚囂塵上,実則其中誤解甚多。盖共和与自由,専為人民説法,万非為少数之軍人与官吏説法。倘軍人与官吏借口于共和与自由,破壞紀律,則国家機関万不能統一。機関不統一,則執事者無專責,勢如一盤散沙,又何能爲国民辦事?是故所貴夫機関者,全在服従紀律。如機械然,百輪相錯,一糸不乱,而機械之行動乃臻円満」という内容である(『孫中山全集』第2巻,北京・人民出版社1982年,334頁。

<sup>(12)</sup> 孫中山:「建国方略」、『孫中山全集』第6巻、北京・人民出版社1985年、412頁。日本語訳は筆者。

<sup>(13)</sup> 孫中山:「三民主義・民族主義」,『孫中山全集』 第9巻, 北京・人民出版社 1986年, 185頁。日本語訳は筆者。

超は、「独立」と「合群」(多数の独を合して群と成す)という相反しながら相成る「徳性」について論じた時、「我が中国には群がないと言えるのか?固より四億人に昇る一族は数千年にわたってこの地に集まり居住している人々である。そればかりではなく、地方自治も早くから発達していて、各省には無数の小さな群が存在している。同業連盟の組織も緻密に構成され、四民の中にも無数の小さな群が存在している。にもかかわらず、一盤散沙の誹りを受ける結末を避けられなかった。なぜか、合群の徳性がないことによるものだ」と述べ、中国人の社会には全く集団や集団性がないという訳ではなく、「合群の徳性」即ち集団化の精神がないためだと自分の見解を披露した(14)。ここでの「一盤散沙」の表現には集団を構成する力の弱さを指す側面もあると考えられ、孫文の言説より遙かに早かった。ただし、「一盤散沙の誹りを受け」ているあたりから見れば、梁啓超によって創始された言葉ではないことは明かである。

近代中国の大文豪である魯迅も「一盤散沙」を最大の特徴として中国人の民族性を深く掘り下げ、痛烈に反省した代表的な知識人の一人である。「声なき中国」という香港青年会での講演では、「文明人と野蛮人の区別は、第一に、文明人には文字があって、それを手段にして自分たちの思想や感情を、多くの人に伝え、また未来に伝えることができる点にあります。中国には、文字はあることはありますが、すでに大衆とは無関係なものになっていて、古くさい内容を難解な古文の形に盛ったものばかりですから、すべての声が過去の声であって、ほとんどゼロに均しい。従って皿いっぱいに砂をまいたようなもので、お互いに理解しあうことができないのであります」と語っている。これは魯迅作品の中で中国人の民族性を砂と例えた最初の例であると言われている (15)。魯迅のこの話は、漢字・漢文の難解が原因で、中国人の大半は自分の意思や存在すら、外の社会に伝えることが出来ず、互いに意思疎通も出来ず、まるで「皿いっぱいに砂をまいたようなもの」のようだ、という主旨である。着想はかなり違ったが、中国人同士の相互不理解、しいては互いに東ねるチャンネルが足りない状況を譬える手法に川島浪速と多少類似しているところがあると言えよう。

しかし、中華民族の弱点形成のプロセスには、さまざまな歴史的要因があり、時代や社会的環境が変化することにより、これらの弱点は次第にある程度の克服や改善される可能性もあり得る。特に内外情勢が激しく変わりつつありながら、国民国家が速いスピードで成長していた近代中国において、固定的な視点で中国の社会を観察することには、大きなリスクが孕まれていることは間違いない。人々の心の深層に流れている、時代の激変に対する不安・騒動・期待・恐怖等など複雑な様相からなる底流を察知せず、もしくは見ないふりをして、社会の表面に現れている「不変」的なものに囚われて、それを「通有の……」「固有の……」という固定的な視点で認識すれば、中国社会の事実・現状に合わない中国に対する「誤認識」につながってしまう。残念ながら、このような「誤認識」はその後、日本人インテリ層の中国人国民性・民族性認識の主流になっていった。

#### 二、「支那は一の畸形国なり」――内田良平の『支那観』

- (14) 梁啓超「十種徳性相反相成論」、『清議報』第82冊、第84冊。梁啓超『飲氷室合集・文集』中華書局1989年版。
- (15)「無声的中国」, 漢口『中央日報』副刊, 1927年3月23日。日本語訳は竹内好個人訳『魯迅文集』第四巻, 筑摩書房1983年, 96頁「声なき中国」より。

辛亥革命前後、中国人の国民性をやり玉に挙げた論客には、内田良平や井上雅二らもいる。彼らも中国人の国民性は「劣悪」なものであり、自主性や自彊する力がないと結論づけ、未来中国の前途は日中の「提携」と日本の「助け」によってしか列強に対抗する道がないと宣言し、日本を盟主とする「亜細亜聯邦 | 樹立のための世論工作を展開した。

1913年10月,対外民間団体「黒龍会」のリーダーである内田良平(1874-1937)は『支那観』 という著書を公刊し、「支那人」を「読書社会」「遊民社会」「農工商社会」という三つの階層 に分けてその「国民性」を分析した。彼によると、中国では国民の大半を占める「農工商の 如き.唯だ個人の利益を逐うて生活するものを謂ふ.彼等は全然個人本位にして.個人の 生命財産だに安全なるを得ば、君主の如きは戴くも可なり、戴かざるも可なり、其国土の 如何なる国に属するが如き, 強いて問ふ所にあらず」, また, 「支那の一般国民」は, 「国家 の何物たるを解し、憲法の何物たるを解し、民権の何物たるを解し、自由の何物たるを解 し ていない平々凡々な民草であり、革命や政治などに全く無関心の存在であると断言し た<sup>(16)</sup>。かつて内田良平自分も 1911 年 10 月武昌蜂起の直後に,「革命は, 支那の国性なり, 支 那の天下は、革命の天下なり。支那帝国が、今日亜細亜大陸の上流を占め、古羅馬帝国の如 き大領土を擁し、四千年の歴史を有し、四億の民衆を有し、猶能く世界に存立する所以の ものは、他なし、国民の革命の精神ありしを以てなり、支那にして、国民の革命なからしめ ん乎, 支那帝国は, 古の羅馬, 印度, 埃及, 波斯と同じく亡国の運命に陥るりしなるべし」 「支那の革命は、第二十世紀における世界変局の最とも大なるものなり。第十八世紀に於け る仏国の革命は欧州大陸の変局を促したると等しく。支那の革命は、亜細亜諸邦の変局を 促し、其結果、世界機運の消長に影響すること少小ならざるべし | (17) として中国の辛亥革 命運動を盛大に謳歌したことはある。しかし.『支那観』を執筆する時点になると. 内田良 平は辛亥革命が「畢竟一部外国遊学生等の洋籍を生呑活剥したるに過ぎず. 一般国民に在 りては、政事のために自家の産業を妨害せらる、は、 寧ろ其苦痛に耐えざるもの | と判断 し、さらに「支那は一の畸形国なり」、「支那の革命なるものは、泰西の謂ゆる革命なるもの とは、原因を異にし、経過を異にし、結果を異にし、決して同一視すべきものに非ず | と中 国の「革命 | を根底から否定し、「中国人 | の「国民性 | に対する分析から 「支那の革命 | は本 物ではなく,結局一般民衆に「苦痛」をしか与えない茶番劇であると断言した(18)。

内田良平はさらに中国の「黄漢民族<sup>(19)</sup>」を獏<sup>(20)</sup>という動物に譬え、「人類社会ニ高等種族トシテ」の素質を持っていない低等民族であると罵った。

「……秦漢五代以降黄漢民俗ノ社界ハ統一セル安固ナル秩序ノ上ニ政化ヲ布ケルコトハ素ヨリ幾許ノ年月ナシ。彼ノ清朝ノ季末以降黄漢人ノ思想界ハ獏的性能ニ化了シ, 殆ンド人類社会ニ高等種族トシテ認メ得べキ徳性ヲ余サズ。此民族ニシテ共和同治ノ社会ヲ創成スルハ実ニ木ニ憑リテ魚ヲ求ムルノ企望ト愚考仕候 | という (21)。

<sup>(16)</sup> 内田良平 『支那観』 (黒龍会, 大正2年), 31,36頁。

<sup>(17)</sup> 内田良平「支那改造論」, 『内外時事月函』 一九一一年十二月号, 12—13,3 頁。

<sup>(18)</sup> 内田良平 『支那観』, 35-36, 6-11 頁。

<sup>(19)</sup> 内田良平の造語、「黄色人種としての漢民族」という意味に基づいた造語と考えられる。

<sup>(20) 『</sup>広辞苑』によれば、「中国で想像上の動物。形は熊に、鼻は象に、目は犀に、尾は牛に、脚は虎に似、毛は黒白の斑で、頭が小さく、人の悪夢を食うと伝え、その皮を敷いて寝ると邪気を避けるという」。

<sup>(21)</sup> 小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書』2, みすず書房1973年3月発行,68-69頁。

内田良平のこの分析は、『支那観』の延長として、「黄漢民族」の「高等種族トシテ認メ得べキ徳性」に対する徹底的に否定した姿勢が大きな特徴となっている。僅か2年前の彼の言論と比べると、180度の大転換というより、見事な自己否定とも言えよう。なぜ「無節操」と見なされても意に介せず、このような「自己否定」までの大転換をしなければならなかっただろうか?実は、周辺民族への侵略行為を、遅れた民族に対する「解放」「慈悲」と強引に解釈させるため、内田は哲学、政治理論、政策方針などイデオロギーの分野であらゆる中国の政治家、思想家など「読書社会」の存在を否定しただけではなく、また一歩進んで、民族性の角度から「黄漢民族」が「弱肉強食」という世界競争の舞台における存在価値を徹底的に否定しようとしたのである。

結論として、内田は「支那は寧ろ不保全を以て保全し得らるべきなり」という方策を打ち出し、これから日本政府も「列強の為す所の如く、冷頭冷血、彼の存亡を以て彼自ら存亡するに任じ、我は之に対して専ら高圧的手段を取り、酷烈に我が勢力を扶植し、厳密に我が利益を攫取することに在るなり」、「即ち一面高圧的手段を以て、彼等の政治社会を威服し、一面放任主義の下に彼の農工商社会を保護せば、支那を駕馭するは、掌を反すよりも更に容易たるべ」しと、赤裸々な侵略方針と必要な手法を提言した(22)。そして、具体的な中国侵略の方策について内田は、「先づ南満州及び内蒙古を経営し、大陸に於ける帝国の優越なる地歩を占取し、列国の支那本土に対する分割の勢を掣肘し、以て南方に向かって我経済的勢力を進むるに在り」という段取りを考案し、北から南へ、領土拡張と経済勢力の拡大を並行して推進する中国侵略の戦略を立てたのである(23)。「在野」的な立場を守りながら、内田らが当時の政権与党よりもいわゆる「大日本帝国」の「国益」の擁護と「発揚」を最大限に配慮していた政治勢力の一つと言えよう。

内田良平、川島浪速らの「支那民族性」論は決して偶発的な議論ではなかった。むしろ、当時の日本社会における「支那認識」「支那人イメージ」の代表的な議論の具体例とも言える。実際、同じ時期或いはやや早い時期の雑誌にざっと目を通せば、類似の言論を数多く発見できる。例えば、『太陽』雑誌第二号には、高等商業学校教授の飯田旗郎は「亜細亜の大商戦」という文章の中に中国人を「最強の商業人種」として挙げながらその主要な欠点を「吾占領地に於ける大清民は吾新主権を認め、誠実に心服せりと、清人の多くは政府の如何に頓着なく、其主権者の何姓なるは多く措で問はざるが如し」、「多く立国心なく、名誉権利心に薄く、神経に鈍く、只々獣類的の実利に眩惑せるのみ、之を得意とすること」と論じたことがある (24)。また、同じ雑誌の第五号「論説」欄には、久米邦武は「論理の改良」という文章の中に、「日本は支那の如く倫常の空文はなけれど、実際に家族親睦し、本家末家を相統括する研究は頗る発達したり。其効力は今度の戦争に顕はれ、日本は愛国心に富み団結に固けれど、支那は国家的の思想に乏しく親和力もなし」、「日本の風俗は国家の結合も家族の親睦も遙かに支那より篤ければ、忠孝の行も自然的に篤し」と論じた例もある (25)。見方の出発点と深さなどは多少違いがあるかも知れないが、川島浪速や内田良平らの「支那民族性」の認識とは「異曲同工(曲調は異なっても巧みさは同じ)」のものと見なされても

<sup>(22)</sup> 内田良平 『支那観』, 59頁。

<sup>(23)</sup> 内田良平 『支那観』, 73頁。

<sup>(24) 『</sup>太陽』 第壱巻第弐号, 1895年2月, 232~233頁。

<sup>(25) 『</sup>太陽』第壱巻第五号, 1895年5月, 812-813, 815頁。

差し支えがないと思う。

多少変化的視点で「支那民族性」を論じたのは、大川周明である。

大川周明は、「もと〜」支那人が道徳的な民族であつた」と、川島浪速や内田良平と違う立脚点から議論を展開したが、今は「確かに本来の勝れた素質を失つて居ることも事実であり」、そして「事実今日の支那人は、自分自身で道を行はうといふ努力は欠けて居るやう」であるが、なお「徳を尊び道を重んずる心」、つまり「具体的には道を体得した人間に対する尊敬心を持つて居る」のである。「而も其程度が恐らく、日本人よりも高からうと思ふ」という。「支那民族」の特徴はその「現実的、倫理的」なことであり、国家観念がないところにある。<sup>(26)</sup>

大川はさらに政治史の角度から「儒教の政治理想」を取り上げ賞賛しながら、それは「支那に於ては竟に実現せられなかつた」と言い、「それが最も善く実現されたのは、実に吾国の徳川時代に於いてゞある」、「日本民族の政治的才幹が遙かに漢民族より優れるためでもある……支那が儒教をもてはやせるに拘らず、後に混沌乱離を繰り返したるは、儒教の政治理想が正しからざりしためでなく、罪は漢民族自身の政治的無能に帰せられるべきものである」という結論に達した。<sup>(27)</sup>大川周明の論理には、やはり、儒教と中国の伝統的哲学などを研究した経歴を持つため、川島よりも学問的なイメージが強い。しかし、「政治的無能」という判断はやはり一面的な話で、結論として中国政治の長期的停滞状況の根本的な原因はまだ分かっていない。

総じて見れば、1930年代まで日本の知識人、民間人たちによる「支那民族性」「分析」は、大半は拡張主義や軍国主義などの対外政策を主張・宣伝する目的で行われたものなので、僅かな事実関係を摘み取ってそれを「論拠」とし、中国社会の全体を概観しようとした「研究」成果ではない。なぜならば、その多くは客観性も科学性もなく、中国民衆及び中華民族のごく一般的な特徴でさえも総括できていない。しかし、大川周明らの論著は、出版物として社会に広く流布し、川島浪速・内田良平らの論著も『内外時事月函』などの雑誌で掲載され、その上「非売品小冊子」として日本政府・中央官公庁・軍部関係者に無料配布の形で流布し、「支那蔑視論」に民俗学・社会学的な論拠を提供し、その更なる広がりに拍車をかけた。

#### 三. インテリが「良識」を踏みにじった瞬間――平野義太郎らの「転向」

川島浪速,内田良平などの「大陸浪人」や「右翼」民間人の「支那民族論」の認識と違い,1930年代以降,かつて「マルクス主義法学者,社会運動家」「講座派マルクス主義の中心的主張者」<sup>(28)</sup>と称せされた平野義太郎ら「左翼」知識人の政治的「転向」と、それに伴う中国文化・政治、中国人「国民性」に関する議論は、軍国主義・帝国主義的対外政策の前に、「良識」「学識」の敗北で勝敗を分けた戦いであった。

学者という身分から公然と中国文化や中国人の民族性・国民性を蔑んだ言論を発するのは適当できないという配慮による結果だろうか, 平野は戦時中の代表作『大アジア主義の

<sup>(26)</sup> 大川周明「中国思想概説」、『大川周明全集』第三巻、岩崎書店昭和37年,99-100頁。

<sup>(27)</sup> 大川周明「中国思想概説」、『大川周明全集』第三巻、岩崎書店昭和37年、93-94頁。

<sup>(28) 『</sup>スーパーニッポニカ』電子版「平野義太郎」,「講座派・労農派」。

歴史的基礎』<sup>(29)</sup>の中に、まず「支那・印度文化の没落」、日本文化への「無知」「貧しい理解」を批評する形で日本文化の優越性を際立たせて、日本民族は東洋文化の唯一の綜合者・体現者、そして東亜・大東亜・東洋の天然的領袖であると主張した。

「日本民族は、まづ第一に、支那及インドの文化を吸収して、日本自身の国体思想を完成した。それは支那及インドの文化をその固有の香気を残しつつ、しかも完全に自身の懐ろのなかに融合同化した。その点、支那民族が仏教を同化しすぎて道教の一分支となし、インド的なものを全く喪失させたのと著しい対照を示してゐる。加ふるに、かくの如く支那民族は漢印両文化のよき融合者でなかつたばかりでなく、かれらは日本文化に対しても至つて貧しい理解力を示したにすぎなかつた。況してインド民族は支那及日本の文化なり思想なりに対して殆んど全く無知で過ごして来り、むしろこの数世紀は西洋文化に引きずられて了つた。然らば、日本民族こそは、東洋文化の唯一の綜合者であつたことを、歴史において実証してゐるのである。」(30)

仏教文化に対する継承と吸収の違いによって、日本文化と「支那」、印度文化の優劣を論ずる一点張りの論法は、元より学者として恥ずべき手法であるにも拘らず、平野はこの僅かな論拠の上に立てられた弱い結論に関し、さらに恣意的な拡大解説をした。

「ここから、日本民族の東洋渾一の垂範的立場が確立せされ、……」「この大日本といふ主体なくしては、アジアの自覚はありえず、アジアはもつとみじめな隷従的地位に甘んじていたであらう。アジア復興の起点は実に日本であつた。」<sup>(31)</sup>

と日本の「アジアの先覚者」としての地位を強調したのである。

中国・中国人の国民性に関する議論において、平野義太郎と川島浪速・内田良平らとの大きな違いの一つは、中国人の国民性・民族性に対する差別的、直接的な批判が極めて少なく、その代わりに、歴史の「事実」を例として挙げ自分の理論の展開に利用したところにある。例えば、孫文の「大アジア主義」主張を論ずる時、平野は、

「中国の人士が建国の導師と仰ぐ孫中山は、……その思想の根本において大亜洲建設のための日支提携論であり、東亜における日本の指導的推進力に信頼を寄せてゐた。……大東亜建設に関する日本の主体的なかつ道義的な歴史的使命について、孫中山の認識は、今まで彼及び彼の思想の解釈者が考へたよりもつと深められねばならない点があることは事実であるが、しかしまた、彼が根本において終始一貫日本を推進力とする大亜洲主義の実現に全生涯を捧げたことは、もとより一点の疑ひを容れない。」 (32)

「最も重要なことは、『中国と日本とは亜洲主義を以て太平洋以西の富源を開発するに対し、米国は亦そのモンロー主義を以て太平洋以東の勢力を統合し各其の成長を遂げる』においてのみ日米は『百歳無衝突之虞』なく、従つて、その場合に於てのみ『中国は日米を調和しうる地位にゐる』ものである。いひかへれば東洋人は日本を盟主として大東亜共栄圏を建設し、比喩的に言へば亜洲モンロー主義をとり、米国は建国の

<sup>(29)</sup> 河出書房, 昭和二十五年版。

<sup>(30)</sup> 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』「序」、「昭和十九 (1944) 年三月五日、太平洋協会に於いて」。

<sup>(31)</sup> 平野義太郎 『大アジア主義の歴史的基礎』 「緒言」5~6.4頁。

<sup>(32)</sup> 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』「緒言」4~5頁。

精神たる固有のモンロー主義を厳守さへしてゐれば、衝突の虞はないのである。」<sup>(33)</sup>と述べた。

孫文評価と関連して、平野は、日中戦争期間中に日本軍に協力する立場に立った汪兆銘を 「孫文の衣鉢を継いで大亜洲主義運動に邁進し、中日合作の伝統的政策と東亜聯盟に力を注 いで」いる人物 (34) であり、「孫文思想の真の継承者」として見ていて、高く評価していた。

「……日本人とひとしくアジア人たる中国人は第一に中国の自主独立のため、第二に安危二つながら連関する日本と共に対米英決戦の主体となつて同生共死すべしといふ汪主席こそ、孫文の大亜洲主義を発展継承してゐる思想である。」(35)

最後の日本訪問の時、孫文が「大アジア主義」を演題とした演説の中に、「アジアの王道の干城となるか」「ヨーロッパの覇道の手先となるか」という二者択一の選択を日本の国民に追り、第一次世界大戦を経た日本の対中国政策に対して「期待」と「警戒」が共存していた複雑な心境を表した。しかし、平野義太郎の孫文思想に関する論議の中では、日本における軍国主義の台頭と帝国主義政策の実行に対する警戒と批判は全く無視され、無条件的な「中日合作の伝統的政策」の提唱者としての孫文像が築き上げられた。即ち、平野義太郎の孫文評価の最大の問題点は、孫文思想中の日本依頼の側面を絶対化して説明し、その変遷を全く無視するところにあると指摘できる。いわば孫文の「大アジア主義」を自分の望むように化粧し直したのである。平野の本意は恐らく、中華民国の建国者、国民精神の領袖である孫文でさえ、「終始一貫日本を推進力とする大亜洲主義の実現に全生涯を捧げた」人間なので、孫文の発言は日中間における「日本の指導的推進力」の証明できる根拠になると考えただろうと推測できる。

熱烈な尊皇主義者,大陸浪人の先駆者でもある荒尾精の発言を引用して,「大アジア主義」と「わが皇国の国体」の精神の崇高さを証明しようとすることは,『大アジア主義の歴史的基礎』のもう一つの特徴である。

「荒尾精は興亜政策に関する所見を述べて、『欧亜の両陸は東西文華を異にし、紅白の二色は本来其の種族を同じくせず。所謂西力東漸なるものは直ちに二者の競争を意味す。されば、清国の老朽は、仮令、清国の為に悲まざるも痛く我国の為に悲まざるべからず。苟も我国をして綱紀内に張り、威信外に加はり、宇内万邦をして永く皇祖皇宗の懿徳を瞻仰せしめんと欲せば、先づこの貧弱なるものを救ひ、この老朽なるものを扶け、輔車相倚り、進んで東亜の衰運を挽回して、その声勢を恢弘し、西欧の虎狼を膺懲して、その覬覦を杜絶するより急なるはなし。是れ誠に国家百年の長計にして、また目下一日も忽諸に付すべからざるの急務なり』。」 (36)

「荒尾精の興亜理念は、わが皇国の国体に基く八紘為宇の道義精神を左の如く説いてゐる。『我が国は皇国なり、天成自然の国家なり。我が国が四海六合を統一するは天の我国に命ずる処なり。皇祖、皇宗の宏猷大謨なり。已に然らば我国前途の最大目的は、その宏猷大謨を大成するの他に出でず』。| (37)

<sup>(33)</sup> 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』132頁。

<sup>(34)</sup> 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』72頁。

<sup>(35)</sup> 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』6頁。

<sup>(36)</sup> 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』26~27頁。

<sup>(37)</sup> 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』28頁。

これは、荒尾精の「宇内万邦をして永く皇祖皇宗の懿徳を瞻仰」させ、「我が国が四海六合を統一する」ために「西欧の虎狼を膺懲して」「東亜の衰運を挽回」するプランであり、平野義太郎の賞賛した「興亜政策」のプランでもあった。

そして, 平野はついに荒尾精の発言を引用する形で「支那民族性」に対する批判に共感を示した。

「支那を助けて東亜の大勢を挽回することは、我が国の使命であるが、しかし、生来、自尊自大の風を帯び、猜疑嫉妬の念が深い漢民族のことだから、東亜の交流と平和とを企てて、却つて支那が旧徳を忘れて新怨を構へ反噬を試みることがないか、と荒尾は、後年支那事変前後の状況を予見してゐたかの如くである。」 (38)

学者の立場、とりわけ「講座派マルクス主義の中心的主張者」から「転向」した「大物」「左派」平野義太郎ら知識人の「大アジア主義」「わが皇国の国体に基く八紘為宇の道義精神」を擁護・解説する発言は、言うまでもなく、大きな影響力を持っている。しかし、「自尊自大の風を帯び、猜疑嫉妬の念が深い」云々は、実証作業が欠如していただけではなく、「旧徳」「新怨」など道徳的な概念を持って日中戦争の「是非」を問う手法も歴史研究者が取るべき姿勢と遙かにかけ離れている。故に故野沢豊氏は「平野氏の孫文評価は、まさにかかる時流に乗り、そのような内容のものとして登場しました。『大アジア主義の歴史的基礎』の第1篇は、巻頭を飾るに相応しくするために「日支交渉史」に大幅な加筆と、内容の修正を施したものでした。本書の刊行が敗戦直前となったことで、戦時下での孫文礼讃の役割を果たせぬまま、戦後に物議を醸す形となったのは、歴史の皮肉と言えましょう」(39)と、学者としての良知・良識を曲げて対外侵略戦争に迎合する平野義太郎らの姿勢を辛辣に非難した。平野のような『大アジア主義の歴史的基礎』の執筆活動は、まさにインテリたちが研究者としての「良識」を踏みにじった瞬間と言えよう。

#### 四. 「濁流 | の中の少数派の良識――宮崎滔天から矢内原忠雄, 中西功まで

上述した実例と異なって,近代日中関係史上,少数派でありながら,謙虚な姿勢と冷静な目線で「中国」と「中国人」を見つめ,「中国人の国民性」を長所と短所に分けて客観的に分析し、日中両大民族の相互理解と相互信頼を図ろうと努めた論者も存在していた。

まず、川島浪速・内田良平の同時代人である宮崎滔天の「支那人」に関する認識を見て みよう。

持論の「支那革命主義」を実施するために、「大陸浪人」の宮崎滔天 (1870-1922) はかつて 二度に亘って暹羅へ行ったことがある。その途中、滔天は生計のために祖国を離れた「クーリー (苦力)」と呼ばれる中国人労働者と同船した。苦力たちが座席を奪い合い、無遠慮に 吐き散らしたり、立小便したりする様子を見て、滔天は思わず「豚群の露店」、「八百屋店の 競進会」などのイメージを脳裏に浮かべていた (40)。しかし、それと同時に、苦力たちの無知

<sup>(38)</sup> 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』27頁。

<sup>(39)「</sup>回顧と展望」,中国現代史研究会編『現代中国研究』第3号,1998年9月,107頁。この原稿は,野沢豊氏が1998年3月28-29日に開催された中国現代史研究会総会・研究集会における講演「回顧と展望」をもとに補綴・加筆したものである。

<sup>(40) 『</sup>三十三年の夢』 岩波文庫版, 138頁。

は向学心がないためではなく生活の貧困のためであり、また外国に行かざるを得ないのも自分の本心ではなく、他人からの虐待を受けたためだったと、苦力たちの立場に立って考えた。そこで「余が一行の百姓といえどもこれに近づくを欲せざる、一種の汚穢物なり。しかれども余は実に、彼らを熱愛するを禁じ得ざりき。余が一生を託すべき支那国民なりと思えばなり、余が大いに用いて以って人道回復の用をなさしむべき民と思えばなり」(41)のような観念の変化が始まった。

暹羅に着いてから、宮崎滔天はそこに暮らしている中国系住民の生活を考察した。数世代にわたる努力の結果、暹羅社会で高い社会的地位を勝ち取って社会的に重要な存在となった中国系住民の状況を見て、滔天の「支那人民」に対するイメージは一層大きく変わった。「暹羅に於ける支那人」という文章の中に、彼は「我邦人従来余り支那人民を軽侮するに過ぎたり。此人民は決して軽侮す可き人民に非ず。寧ろ英露の強よりも恐る可き人民なると信ず。今や支那国の存亡興廃に付ては重要問題として世人の均しく注視する所なり。是れ無論重要問題たるに相違いなし。然れども殊に支那人と云ふ一種の奇妙の人種には、猶ほ深く世人の注目留意せんを望む。思ふに戦争なるものは勝ても負ても一時の者なり。畢竟は人種生存の競争に帰す。人種の生存競争の終局は、社会経済の理に依つて支配せらる、ものなるを知らば、支那人は将来の世界に於て実に絶大無比の勢力者たるを忘る可からず」(42)などと述べた。

「支那」の「人民は決して軽侮す可き人民に非ず。寧ろ英露の強よりも恐る可き人民なると信ず」、「支那人は将来の世界に於て実に絶大無比の勢力者たるを忘る可からず」という認識は、中国蔑視が盛んになった当時の日本においては、慧眼のある見方だと言える。この認識に基づいて、「支那」民衆の苦痛に同情し、「支那」の運命に関心を持ち、「支那」の未来に希望を託する人生観が滔天の脳裏に次第に形成された。

宮崎滔天が中国の民衆や中国の革命運動に期待を託した個人的な背景として,彼が当時の日本に対して,強い批判精神を貫いている点は留意すべきところである。

「何れの国と雖も国民を支配する元気要素は必ずあるが、日本にはそれがなくなつて来た。政府は無方針で威張り、議会は御見方に後れざらんことを競ひ、軍人は分捕の多からんことを争ふ。学者に定見なく、宗教に信なし。国中悉く不真面目、不信実、無義理、不信仰を以て充されをる。此の如き状態で進んだら、結局亡国より外に到達点はあるまい」(43)。

当時の政治事情・社会事情から日本の「亡国(軍国主義・帝国主義政策の行き詰まり)」を予言したことには、滔天の見識の鋭さを読み取ることができる。滔天と川島浪速、内田良平らの大アジア主義など政治理念での違いは、この「民族性」論議の視点からも歴然と区別できる。

日中戦争期間中の左翼知識人の代表としては、中西功と矢内原忠雄を取り上げることができる。

社会運動家,日中戦争期間中長く満鉄調査部に勤めていた中西功 (1910-1973) の中国研究の一番の特徴は、中国共産党研究であり、『中国共産党史』(北斗書院1946年9月)『中国

<sup>(41) 『</sup>三十三年の夢』 岩波文庫版, 109頁。

<sup>(42) 『</sup>宮崎滔天全集』第五巻, 70頁。

<sup>(43)</sup> 宮崎滔天「乾坤鎔廬日抄」,『宮崎滔天全集』第四巻, 39頁。

革命と中国共産党』(人民社1946年)、『中国共産党と民族統一戦線』(大雅堂1946年11月)などの著書が残されている。この研究を通しても中西の中国事情に対する理解の深さ・的確さは分かるが、「中国人」の「国民性」との直接関連が薄いため割愛する。

中西功の中国研究の二番目の特徴は満鉄上海事務所を中心として行われた「中国抗戦力調査」である。1939年に完成されたこの調査の報告書は、全部で十分冊から構成され、主に新聞や雑誌などの公開情報に基づいて、中国の経済・政治・軍事・文化など諸方面を実証的に分析し、「中国の抗戦力の形成の特殊性を正しくみよう」としたものである<sup>(44)</sup>。この調査に用いられた手法とその結論について、中西は毛沢東の著作である『持久戦を論ずる』と同工異曲の妙を得ていると自認し、その目的は、日中戦争状況下に置かれている中国側の有利と不利の要因を客観的に描き出すことによって、日本政府・軍部の「反省」と対中国政策の修正を促したいことにあるという。

『支那抗戦力調査報告』(45)「総篇」の中で、中西はまず1937年7月日中戦争勃発後の中国 社会において現れた変化に注目し、それを中国の「抗戦力形成」の過程として捉え、さらに その諸要素を分析した。「日支双方の力量は初期の段階に於いては非常な懸隔があつた。こ れは日支戦争における一つの特質である。而もこの力関係の懸隔が決して単に量的なもの ではなく質的なものに基因してゐる点が、日支双方の抗戦力形成に於いて、又は支那抗戦 力形成の観察に於いて決定的に重要なこと、なつてゐる」(46)。中国の「抗戦力」の「特質」と 言えば、中西はまず「日本の近代的な強力な反撃の前に於いて、支那の民族資本は勿論、地 主層さへも一応戦争に関心を持たざるを得なくなかつたこと。このため、一応全国民的(民 族的) 抗戦の相貌を持つたことである | と、中国では 「民族的抗戦 | 状況の形成を認める上 で、さらに、「この戦争は従来の軍閥戦争とは異なつて単なる一時的妥協や小手先細工では おさまらない激烈性を持つてゐたこと。このため、これは遅れた支那社会に対する非常に 大きな激動であつたと同時に、この強力な日本軍に対抗するためには、戦争の当初から旧 来の遅れた支那社会の組み替へ(再編成)を必要とした|(47)と. 抗戦は中国社会に大きな変 動をもたらすチャンスでもあると見なし、この変動を中国社会の「再編成」として注目し ていた。つまり、当時の中国社会は日本と比べると「遅れた」側面もあり、特に軍事力にお いて量的なものだけではなく.質的な「懸隔」もあったと指摘した同時に.戦争は中国社会 に対して変動のきっかけをも作り、「民族的抗戦」がすでに中国に形成されつつあると見て いたのである。

中西は、さらに中国側「抗戦力」の二つの発展方向を指摘し、「支那の抗戦力形成は以上の如き複雑な要素がもつれ合ひ相剋し合つて形成されるが、若しマイナスの部分が遙かに支配的ならば支那は無限の敗北となり一定時期に屈服する。併し、若しプラスの要素が軍事的消耗を補つて行けば一応持久し得る。更に若しプラスの要素がマイナス的水準を突破し、それを補つて余りあれば好転する。而も之等は日本との相対的関係に於いて存在するものである以上、か、る抗戦力は相対的にのみ測定され得るものである」と日中戦争にお

<sup>(44)</sup> 中西功『中国革命の嵐の中で』221頁。

<sup>(45)</sup> 三一書房1970年復刻版。

<sup>(46) 『</sup>支那抗戦力調査報告』, 三一書房1970年復刻版, 10頁。

<sup>(47)</sup> 同上。

ける日本の敗北の可能性に言及した<sup>(48)</sup>。そして、中西は日中間の力関係の推移状況に関して、あえて「中共の領袖の毛沢東」の持久戦に関する「三つの段階」論をも紹介した。婉曲的な表現を使いながら、中西功は理性的・科学的データに基づく分析・情勢分析を通して、日中戦争における日本の敗北を予見したのである。

この調査報告の完成後、中西功は関東軍、参謀本部、海軍省および興亜院など日中戦争の指導・指令機関において複数回の報告会または説明会を行ったが、予想した結果にならなかった。それどころか、その報告書と報告の内容によって、逆に青年将校らの反感を買ってしまい、警視庁にも要注意人物視されてしまった。理性と冷静な判断力を失った国家権力機構の前に、ごく一部の人々の努力は如何にむなしいものだったのかを改めて示された。

中西らが展開していた調査研究活動は、立場的には敵対している勢力から提供してくれた条件を合法的な範囲内で最大限に利用しようとする試みであった。巨大な戦争マシンが一旦資本の要請と欲望の煽動によって動き出した以上、少数の民間人の努力と理性的な訴えによってブレーキをかけることはほとんど不可能であることを見破っていない点から見れば、彼らも所詮、知識人によく見られる無邪気さと学究肌的な考え方から抜け出すことができなかったと言えよう。

日中戦争中の日中関係を論ずる日本の経済学者,植民政策学者である矢内原忠雄 (1893-1961) の最も重要な文章は,1937年2月号 『中央公論』 に載せた 「支那問題の所在」という論文である (49)。

この論文のなかに、矢内原はまず、1936年12月に発生された「西安事件」の日中関係史に対する重大性を敏感に捉え、「要するに西安事件は支那の民族国家的統一事業を阻害したものではなく、又この事業の担当者としての南京政府の地位を動揺せしめたものでもない。否、却つてその処置の成功により南京政府の政治的軍事的財政的基礎の鞏固なることを示した」と、当時の一般的な日本輿論と違った視点を提起した<sup>(50)</sup>。そして、結論として、矢内原は変化的・流動的視点で「支那問題」を見る必要性を強調した。

「支那問題の所在は……その中心点は民族国家としての統一建設途上に邁進するものとしての支那を認識することにある。この認識に添ひたる対支政策のみが科学的に正確であり、終局において成功する実際的政策も亦これ以外にはない。この認識に基きて支那の民族国家的統一を是認しこれを援助する政策のみが、支那を助け、日本を助け、東洋の平和を助くるものである。この科学的認識に背反したる独断的政策を強行する時、その災禍は遠く後代に及び、支那を苦しめ、日本の国民を苦しめ、東洋の平和を苦しめるであらう。」「51」つまり、①「支那」はすでに分裂国家、分裂民族ではなく、「民族国家としての統一建設途上に邁進するもの」になりつつある。そして、②「科学的で、正確」な「対支政策」は、上記の認識に基づいて策定しなければならない。さらに、③そうでなければ、間違った「対支政策」を強行する結果として、「その災禍は遠く後代に及び、支那を苦しめ、日本の国民を苦しめ、東洋の平和を苦しめる」ものになる。この三点には密接な関連性があり、正しい

<sup>(48)</sup> 同上, 14頁。

<sup>(49)</sup> のちに矢内原忠雄『帝国主義研究』(白日書院刊,昭和23年)に収録,現在『矢内原忠雄全集』 第四巻に収録されている。

<sup>(50)</sup> 矢内原忠雄「支那問題の所在」、『帝国主義研究』(白日書院刊、昭和23年)、347頁。

<sup>(51)</sup> 矢内原忠雄「支那問題の所在」、『帝国主義研究』、359頁。

中国認識は正しい対中国政策の基礎であり、前提でもあるという論点である。

矢内原はさらに「統一建設途上に邁進するものとしての支那を認識」できる根拠を次のように列挙した。

「蒋介石の代表する南京政府は近代的武器と訓練を有する四十万の中央軍と,支那近代資本主義の中枢たる浙江財閥の支持との下に,次第に支那国家の中央政府たる実力を具備し来れるものであつて,此の兵力及び財力の前には,今日なほ未だ完全には除去されざる地方軍閥将領の勢力は殆ど問題とならない。問題となるのはただ南にあつては広西,北にあつては陝(西)甘(粛)の共産軍並びに冀東政権,冀察政権,綏遠問題等に現はたる北支の新政治情勢である」<sup>(52)</sup>。しかし,この共産党との関係も,抗日民族統一戦線の方向で収拾がなされようとしていた。

このような近代中国の激変に対して、冷静的・客観的な観察を行えば、誰でも似たような結論に到達できると考えられる。しかし、これまで日本社会に氾濫していた「支那観」は、的確な中国認識の形成にとって、大きな障害となっている。それについて、矢内原忠雄は危惧感を抱いていた。

「支那人には商利の打算あるのみであつて国家心がないとか、或は支那人の国民性は個人主義であつて愛国心がないとかいふ如き観察は、封建的前資本主義的時代における支那社会の観察を永久化するものであつて、これを以て民族国家形成期における支那人の思想をば律することは根本的に誤謬である。その事は多くの説明を要せずして、今日支那全地に澎湃たりと言はれる抗日精神そのものがこれを実証する」(53)。要するに、日本に氾濫している多くの「支那」観察は「封建的前資本主義時代における支那社会」に対する観察である。その観察自身は間違っていない。けれども、その観察の結果と結論を「永久化する」ことは間違っている。矢内原の言う「根本的に誤謬」となる。そして、現在の「民族国家形成期における支那人の思想」はすでに民族主義が台頭・発展しており、それによる民族的団結も実現可能である。「抗日精神」の勃興はそれを実証している。

実際に、この論文を執筆前の1936年12月に書かれた「民族精神と日支交渉」という時論の中に、矢内原忠雄はすでに同じような見方を示している。

「今日の支那は……民族国家建設の時期,従つて民族精神形成の最中にある。殊に満洲事変及び北支問題以後,支那の民族国家的統一は急激なる刺戟を受けたのである。米国新聞業者ハワード氏が最近支那を観察したる感想によるに、『支那人は南は広東から北は北平に至るまで,下は苦力から上は資本家に至るまで,強烈なる統一国家の意識に燃えて居る。支那には統一国家がないとか,支那人は国家思想がないとか言つて居た従来の認識は改められなければならない』と。之は恐らく真実の観察であると思はれる。事実としては統一的民族国家としての支那は未だ完成の余地を多く残して居るにしても,統一国家建設の気運,統一的民族精神の発生は,之を誤りなく認識しなければならない。それは歴史の命令である。支那人には国家思想がないとか,支那には政治的統一国家が有り得ないとか,恰もただ商利にのみ関心を有して愛国心の無きことが支那人の先天的固定的素質ででもあるかの如き認識を有つ者は、社会発展の歴史性についての科学的無智者であつて,最大の誤謬に陥れるものと言わねばなるまい。若しも斯くの如き非科学的なる認識に基いて対支政

<sup>(52)</sup> 矢内原忠雄「支那問題の所在」、346頁。

<sup>(53)</sup> 矢内原忠雄「支那問題の所在」, 348-359頁。

策を計画し遂行せんとする者あらば、その弊害その危険如何ばかりぞや」<sup>(54)</sup>。残念ながら、 矢内原忠雄の行った中国現状分析とそれに基づいて発した警告は、ほとんど当時の日本の 行政・軍政の当局に無視され、彼の最も恐れていた「その災禍は遠く後代に及び、支那を 苦しめ、日本の国民を苦しめ、東洋の平和を苦しめるであろう」という予言は不幸にして 歴史の事実になってしまい、今日まで尾を引いている。

同じく第二次世界大戦の渦巻きに巻き込まれた外交官・政治家である佐藤尚武 (1882-1971)は、同時代の大半の日本人が中国を見た時の目線に危機感を抱かれざるを得なくなった。昭和12年 (1937年) 2月林銑十郎首相から外務大臣として入閣の要請を受けた際、自分の対中国政策のスタンスを、次のように述べた。

「とかく日本の朝野は支那を相手とする場合、ある優越感をもってこれに臨まんとする ふうがある。これは最も忌むべきことであって、こういう考えを持している以上、友好関係を持続することはとうてい不可能である。よろしく平等の立場に立って、そして国交を 調節すべきである。また日本人は支那人を見れば、ばくぜんと、日清戦争当時のことを思い出し、いかにも支那は弱い国で鎧袖一触という考えを、ほとんど皆が例外なく持っている。これがまたそもそもの間違いである。現在の支那は、もはや、とうてい四十年前の支那ではない。蒋介石があおった抗日精神をもって統一した今日の支那は、はや昔日の支那ではない。その新たなる力は、日本としても明白にこれを理解しなければならぬ。ところが日本のいわゆる支那通なるものの多くは、ややもすればこの力を認めることを欲しない。 ……こういう偏狭な支那観を持った連中が、まさに国家を誤らんとするものであることを、私はおそれてやまない。」と。

佐藤は変形されていて、「偏狭な」支那観を作り上げた「支那通」たちの社会に対する悪影響を批判し、間違った道へ「国家誤らんとする」政治的傾向の存在に警鐘を鳴らし、さらにその中国に対する歪んだ認識を矯正しようとした。<sup>(55)</sup>

しかし、矢内原忠雄の議論は、近代日本の対中国政策決定のプロセスに対して、影響を及ぼすほどの力までになっていなかった。それだけではなく、世論形成の面においても、主流的な意見あるいはある程度の影響力を持つ世論の一つにもなっていなかった。佐藤尚武の発言は外務大臣のポストもある関係で、実現したければそれができるはずだが、「出先の軍は佐藤さんの演説くらいは木でハナをくくった態度で黙殺する」姿勢を取ったため、戦争マシンの突進を多少でも減速できるブレーキや鎮静剤としての役割を果たすこともできなかったという結末になったのは、歴史の悲劇と言える。

#### 終わりに 「英知」か「無知」か――「支那通」「エリート」 たちが残された歴史的教訓

「支那通」という呼称は、そもそも精密な定義を伴っていない一般的な呼び方で、近代以来、およそ中国事情についてある分野のことだけでも精通している人間ならば、「支那通」と呼ばれることは、屡々見られる。その部類に入れられる人々は、一般的な情報通から、中国研究の専門家まで包容範囲はかなり随意的であり、複雑な人間によって構成されている感じがする。彼等に対する歴史的評判も芳しくなかった。

<sup>(54) 「</sup>民族精神と日支交渉」、『矢内原忠雄全集』第十八巻、岩波書店1964年、596-597頁。

<sup>(55)</sup> 佐藤尚武『回顧八十年』, 時事通信社, 昭和38年, 358頁。

例えば、中国で有数の「日本通」である周作人は、

「中国にやってきた日本人の多くは浪人や支那通の類いである。彼らは中国を全く 理解できず、ただ古い中国の事情に対して上辺だけの観察心得を持っていて、詩吟や お辞儀を習って、マージャンと打茶囲(女郎屋でお茶を飲むことなど)の技能を習得 するだけで、中国を知り尽くしていると思い込む。実は、彼は中国の悪い慣習に多少 伝染される程度で、勝手に悪い中国人の数を増やすだけのことをやったのである。」 (56) と厳しく批判したこともある。日本占領軍に協力的な姿勢を取っていた周作人でさえ、このような「支那通」のイメージしか持っていなかったことから、当時の中国における「支那通」像はどれほどマイナスな存在だったのかと窺える。

本学 (千葉商科大学) 商経学部の元教授野村隆夫も、自らの体験で「支那通」「エリート」たちは結局のところ「無知」だったと語ったことがある。野村氏はかつて『戦後50年シリーズ4』「戦争か平和か――太平洋戦争史観の一つの試み――」の中に、「戦争の責任と反省」に言及し、「エリート」の「知識人については多くの日記が残されているが、一言でいえば、その多くが知識人の政治・戦争についての無知を物語っていて悲しい」。さらに、元大本営参謀瀬島龍三が東京新聞記者のインタビューに応じて「独伊は不敗だと思っていたから、太平洋戦争は勝利できると考えていた」と述べた例を取り上げ、「正直いって、陸軍大学を一番で卒業したエリート参謀が、このような常識外れの判断力しか持ちえなかったことが不思議だった」と批判した。なぜその判断力を「常識外れ」と批判できるかというと、太平洋戦争開戦当日、大学文学部一年生だった野村氏は旧制高校の同級生だった友人らが戦争の前途を議論したところ、「戦争の最終的勝利を予想したのは、親ナチ派の〇君一人で、他の六人は私をふくめて戦争の敗北に賭けたのである」。「いかにも恐ろしいかけであった。しかし、当時の大学生には、戦争が勝利か敗北かのいずれに終わるかを判断するくらいの『常識』はあったのである。いわゆる軍エリートがいかに無知であったかが分かる」「557。

無知が原因で、誤った「中国認識」や固定化された「支那人」「国民性」認識、「中国イメージ」を現実の中国像として認識してしまい、情勢判断を誤らせ、対中国政策とその方針を間違った方向へと誘導してしまった結果になったのである。

大川周明は最後、中国の現実に対して誤認識をしたことを認め、反省したことがある。 「我等は此の四半世紀に於ける支那の非常なる変化を認めねばならぬ。若し日本が現在 の支那を以て、清朝末期又は軍閥時代の支那と同一視して居るならば、直ちに其の認識を 更めねばならぬ」と <sup>(58)</sup>。

もちろん,最も根本的な誤りは,近代日本の国際戦略を「興亜」(アジアの協力と共同的発展)から「脱亜」「征亜」(アジアを犠牲にして日本一国の発展を図る)への転換にあり、そのため、侵略戦争を起こしても辞さない対外侵略・拡張主義的な「大陸政策」にある。

本人の方法論,立場の問題もあるが,敗戦まで日本インテリ層の大半の中国認識(中国人国民性論を含む)は,このような時代的な呪縛から抜け出すことができず,むしろ積極的に迎合することになった結果,彼等の中国・中国人の国民性に対する認識は結局,誤認

<sup>(56)</sup> 周作人「日本與中国」(中華民国十四年十月三日),周作人著『周作人論日本』陝西師範大学出版社,200年9月,174-175頁,日本語訳は筆者。

<sup>(57) 『</sup>労働運動研究』1995.9. 17頁。

<sup>(58)</sup> 大川周明「大東亜秩序建設」,『大川周明全集』第二巻, 岩崎書店, 昭和37年, 801-802頁。

識になってしまい. 歴史に大きな教訓が残されたのである。

付記 この論文は、平成26年度在外研究員として研究した結果についてとりまとめたものである。

研究期間 平成26年4月1日~平成27年3月31日

研究課題 近現代中国におけるアジア主義・大アジア主義に関する継続研究

研 究 先 華中師範大学中国近代史研究所, 北京大学歴史学系, 香港大学アジア研究センター, 台湾中央研究院近代史研究所

(2016.7.25 受稿, 2016.9.3 受理)

1894~95年の日清戦争を通じて中国を大敗させた日本国内では、にわかに「清朝蔑視論」が勃興し、これまでの中国に対する認識とイメージを一変させた。その後、「清朝・中国蔑視論」はさまざまな形で日本社会に流布し、1945年8月の敗戦まで続いていた。インテリ層の中でも優越感を抱く姿勢や一方的な視点で「中国」と「中国人」を観察する者が増え、彼等の認識と主張は近現代日中関係の推移に大きな影を落とした。「支那通」あるいは「エリート」と呼ばれた川島浪速、内田良平、大川周明、平野義太郎などの人々の「中国認識」について、中国人の「国民性」に対する認知を中心にいくつかの具体例を通して、その思想的・文化的背景や特徴及び歴史の推移に対する影響を考察してみた。そして、「濁流」の中の少数派として、宮崎滔天、矢内原忠雄、中西功、佐藤尚武らの中国人の「国民性」に対する認知と「中国認識」をも紹介した。

#### 〔論 説〕

### How the Edo Bakufu Established the Yushima Confucius Temple

Zenan SHU

#### I. Introduction

This article will consider some previously overlooked circumstances behind the foundation of the Yushima Confucius temple (Yushima Seidō 湯島聖堂) under the auspices of the Tokugawa Bakufu in 1690, based mainly on personal records left by Hayashi Hōkō. The temple complex was of considerable importance as the forerunner of the later official school under the direct control of the Bakufu, the Shōheizaka Gakumonjo 昌平坂学問所 (or Shōheikō 昌平黌), which in turn set the model for the domain schools (hankō 藩校) in the rest of Japan.

The central component of the Yushima complex was the temple at which the ritual sacrifices to Confucius were conducted. This was established by the fifth Tokugawa Shōgun Tsunayoshi (1646-1709, r. 1680-1709) in 1690, who decreed the move of the Hayashi family's "Hall of the Former Sage" (Senseiden 先聖殿) at Shinobugaoka 忍岡 in Ueno - originally constructed in 1632 by Hayashi Razan 林 羅山 (1583-1657) inside the grounds of his Confucian school - to Yushima in Kanda, renaming it the "Hall of Great Perfection" (Taiseiden 大成殿). Alongside the temple, lecture halls and dormitories for students were also built, to which the Hayashis moved their family school, calling it the 'place of learning' (gakumonjo 学問所). The overall complex of the Taiseiden and subsidiary teaching buildings was referred to collectively as the "Hall of the Sage" (Seidō 聖堂). At this time the temple and school were not yet completely under the control of the Bakufu, but it enjoyed Tsunayoshi's support and was in practice a semi-official educational institution strongly influenced by the Bakufu. Later, in 1797, it was brought under the direct control of the Bakufu as its official school and expanded, renamed the Shōheizaka Gakumonjo after the name of Confucius's birthplace (Shōhei, Ch. Changping 昌平).

#### II. Tsunayoshi's Early Contacts with Hayashi Hōkō

Tsunayoshi's promotion of Confucianism is well known, and has received much scholarly attention. In the current article, the focus will be on his relationship with the third head of the Hayashi family, Hayashi Hōkō 林 鳳岡 (1645–1732).

Tsunayoshi's accession as Shōgun came very suddenly: on 1680/5/6,<sup>(1)</sup> immediately before the death of the fourth Shōgun Ietsuna (1641–1680, r. 1651–1680), he was named Ietsuna's adopted son and heir;<sup>(2)</sup> at approximately 10 a.m. on 5/7 he entered the inner citadel of Edo Castle into Ietsuna's presence to receive a sword, and was recommended for appointment to the court as Imperial Counsellor (Dainagon 大納言).<sup>(3)</sup> Ietsuna died on 5/7, the next day.

Three days earlier, on 1680/5/5, the second Hayashi family head, Hayashi Gahō 林 鵞峰 (1618–1680) had also died, and Hayashi Hōkō was now the family head. (4)

The Hayashi family had before this had a long association with the Tokugawa Bakufu, as is well known, going back to the early years of the first three shōguns, when the Bakufu was imposing its rule by military force. In 1630, Hayashi Razan, who had previously served Ieyasu, received approximately 4,500 square metres of land at Shinobugaoka and 200 *ryō* of silver from the third Shōgun Iemitsu (1604–1651, r. 1623–1651) for a school and library. The lord of Owari, Tokugawa Yoshinao 徳川 義直(1600–1650)gave Razan statue images of Confucius and the four sages worshipped alongside him as correlates (Yan Hui 顏回, Zengzi 曾子, Zi Si 子思, and Mengzi 孟子), and in 1632 Razan erected a temple for the worship of Confucius, the "Hall of the Former Sages" (Senseiden). The next year, on 1633/2/10, Razan performed the first Sekisai 积菜 sacrifice in this hall.<sup>(5)</sup>

The reign of the fourth Shōgun Ietsuna was a transitional period of increased social and political stability, and saw an increased emphasis on civil administration, with active measures such as the compilation of a history of Japan, and the promotion of education. For most of this time the Hayashi school was headed by Razan's son Gahō, who actively expanded the Confucian project begun by his father, with the aim of passing it on to his descendants. He systematized the organization of the school and its curriculum, and also made adjustments to the Sekisai ritual to Confucius, which he continued to perform in the Senseiden temple.

In the early years of the Kanbun era (1661–1673), Gahō was instructed to continue the compilation of the *Honchō hennenroku* 本朝編年録 project begun by Razan. A compilation

<sup>(1)</sup> I.e. the sixth day of the fifth lunar month according to the Japanese calendar, in the Western calendar year 1680; this date format will be used throughout.

<sup>(2)</sup> Jōkenin zō Daishōkokukō jikki 常憲院贈大相国公實紀 (Tokyo: Kyūkoshoin, 1983), Enpō 延宝 year 8 entry, p. 6 (this text is more commonly cited as Kenbyō jitsuroku 憲廟實録, this shorter title will be used below).

<sup>(3)</sup> *Ibid.*, p. 7. For more general accounts of the wider circumstances surrounding the accession of Tsunayoshi as Shōgun see the two most extensive studies of Tsunayoshi: Tsukamoto Manabu 塚本 学, *Tokugawa Tsunayoshi* 徳川綱吉 (Tokyo: Yoshikawa Kōbunkan, 1998), pp. 45–58; and Beatrice Bodart-Bailey, *The Dog Shogun: The Personality and Policies of Tokugawa Tsunayoshi* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2007), pp. 69–78.

<sup>(4)</sup> Chōsan Daibu Naishi Hōkō Hayashi sensei nenpu 朝散大夫內史鳳岡林先生年譜, in Hōkō Hayashi sensei zenshū 鳳岡林先生全集, ed. Tokuda Takeshi 徳田 武 (Tokyo: Bensei Shuppan, 2013) vol. 4, pp. 290–291.

<sup>(5)</sup> The most detailed study of the foundation of the Hayashi family school is by Ishikawa Ken 石川 謙, see his "Shinobugaoka jidai no jukusha to kōdō 忍岡時代の塾舎と講堂," in Ishikawa Ken, *Nihon gakkōshi no kenkyū* 日本学校史の研究 (Tokyo: Shōgakukan, 1960), p. 169.

office was set up, and this became the main focus for Gahō's efforts, with the assistance of his students and two sons; this in the end would result in the *Honchō tsugan* 本朝通鑑, completed in 1670. During this time he also compiled the *Shinobugaoka kajuku kishiki* 忍 岡家塾規式, dedicated in large part to setting forth the organization of the Hayashi family school and the form and content of the teaching conducted within it. (6)

Hōkō's encounters with Tsunayoshi for discussions on Confucianism began early. Hōkō was in attendance on 1680/8/23 for the grand ceremony of Tsunayoshi's appointment as Shōgun by imperial decree, even though he was in mourning for his father. Hōkō records the event as follows:

On the 23rd day, our new lord underwent the ceremony of [the emperor's] edict of appointment as Shōgun. Feudal lords, officials, and samurai all entered the castle; I too was commanded to observe the ceremony.

On 1680/8/27 Hōkō once again entered the castle to attend the ceremony marking the passing of the retired emperor Gomizunoo 後水尾.<sup>(8)</sup> However, on both these occasions Hōkō was commanded to attend at the castle in his own right as a Bakufu official; there is no record of his having met Tsunayoshi on these occasions.

However, on 1680/9/11 Hōkō and Tsunayoshi met for the first time. The *Kenbyō jitsuroku* 憲廟實録 records that Tsunayoshi

Summoned the Confucian officials (*jushin* 儒臣) Hayashi Shunjō 林 春常 (Hōkō) and Hitomi Yūgen 人見 友元 (1638–1696) to discuss the Confucian canonical texts (*keisho* 經書). After this the same happened two or three times each month. (9)

#### Hōkō himself records:

On the 11th day of the 9th month, I was summoned to the castle to attend the royal presence and explain the meaning of the [Confucian] canons. From this time on I was summoned two or three times each month to the place of royal repose to explain the canons and discuss principles (*ri* 理).<sup>(10)</sup>

<sup>(6)</sup> Zenan Shu, "Edo zenki ni okeru Bakufu no kyōiku taisei ni tsuite: Rinke *Shinobugaoka kajuku kishiki* no seitei o megutte 江戸前期における幕府の教育態勢について——林家「忍岡家塾規式」の制定をめぐって、" in *Seisaku jōhōgaku no shiza: aratanaru "chi to hōhō" o motomete* 政策情報学の視座: 新たなる「知と方法」を求めて (Tokyo: Nikkei Jigyō Shuppan Sentaa, 2011), pp. 355–371.

<sup>(7)</sup> The accession ceremony is recorded in Kenbyō jitsuroku, Enpō year 8 (1680)/8/23, p. 17.

<sup>(8)</sup> Both events are listed in *Jisen* 自撰, by Hayashi Hōkō (*kanbun*, unpaginated autograph ms. of c. 1731 in the Waseda University Library), *jō* 上, Enpō year 8 (1680), 8th month.

<sup>(9)</sup> Kenbyō jitsuroku, Enpō year 8 (1680), 9th month, p. 25.

<sup>(10)</sup> Jisen, jō 上, Enpō year 8 (1680), 9th month.

By way of background, it should be explained that in the reign of Ietsuna there had been two Bakufu Confucian scholars, Hayashi Gahō and Hitomi Yūgen. Gahō had retired from his post before his death in 1680, and Hōkō was then acknowledged as the third head of the Hayashi family and appointed as Bakufu Confucian scholar in Gahō's stead. The early encounters between Tsunayoshi and Hōkō should therefore be understood as consultations between the new Shōgun and the new head of the Hayashi family; both were assuming new roles, and it seems reasonable to assume that each was keen to fulfil his responsibilities to the best of his ability.

This meeting between Tsunayoshi and Hōkō is widely cited as evidence of Tsunayoshi's keen interest in Confucianism early in his reign. An additional meeting between the two six days later on 1680/9/17 for Hōkō to explain the Confucian text "Daxue / Daigaku" 大学 is recorded in the *Kenbyō jitsuroku*, but not by Hōkō himself. (11)

At around the same time that Tsunayoshi was holding his early discussions on Confucianism with Hōkō and Yūgen, he was also initiating another project related to Confucian learning. This was the reordering and a second cataloguing of the Shōgun's library, the Momijiyama Bunko 紅葉山文庫, and also editing of Confucian texts. A first catalogue had been compiled seventy-eight years previously, in 1602, at the time the archive was created as the Fujimitei Bunko 富士見亭文庫 by Tokugawa Ieyasu as a collection of Chinese texts related to governance, the year before he received the formal title of Shōgun. The first catalogue was prepared by Kanshō 寒松, the tenth head (Shōshu 庠主) of the Ashikaga School; a third catalogue would be compiled in 1720 by Hōkō's son Hayashi Ryūkō 林 榴岡 (1681–1758).

The *Kenbyō jitsuroku* entry for the 10th month of 1680 records: "On the 16th day Hayashi Shunjō (Hōkō) and Hitomi Yūgen checked and inspected the [Shōgun's] archive and submitted a catalogue," from which we know that Hōkō and Yūgen had completed this task by this date. (13) Hōkō's own record of this under the year 1680 omits the month and day, saying: "During this year [I] led students from the school into the Shōgun's archives to check and inspect the items there, and in accordance with the [Shōgun's] command we also submitted several tens of new (revised) editions (*shinkan* 新刊)."(14)

In 1681, the next year, Hōkō was ordered to add *kunten* 訓点 punctuation markup to Confucian canons and other Chinese texts. Here we find some discrepancies between Hōkō's own record and that of the *Kenbyō jitsuroku* relating to dating and the nature of the work done. Hōkō himself says: "In the 9th month [of 1681] I accorded with the

<sup>(11)</sup> Kenbyō jitsuroku, Enpō year 8 (1680), 9th month, p. 26. See also the account of this in Tsukamoto Manabu 塚本 学, Tokugawa Tsunayoshi 徳川綱吉 (Tokyo: Yoshikawa Kōbunkan, 1998), p. 79.

<sup>(12)</sup> See the entry on the Momijiyama Bunko in Nihonshi daijiten 日本史大事典 vol. 6 (Tokyo: Heibonsha, 1994).

<sup>(13)</sup> Kenbyō jitsuroku, Enpō year 8 (1680), 10th month, p. 29.

<sup>(14)</sup> Jisen, jō 上, Enpō year 8 (1680), month and date not given.

[Shōgun's] command and added *kunten* to the Five [Confucian] Canons, the *Shōgaku* (*Xiaoxue* 小學), and the *Kinshiroku* (*Jinsilu* 近思録)."<sup>(15)</sup> By contrast the *Kenbyō jitsuroku* under the second month of the year has: "In this month Hayashi Shunjō (Hōkō) accorded with [the Shōgun's] command to correct the *kunten* punctuation (*kunten o tadasu* 訓點ヲ正ス) of the Four Books, the Five Canons, the *Shōgaku*, and the *Kinshiroku*.<sup>(16)</sup> Most scholars seem to accept the *Kenbyō jitsuroku* account, though as someone directly involved in events, as Hōkō was, he would seem to be the more reliable witness. But, regardless of any discrepancy, these records afford a clear glimpse of Tsunayoshi's interest in Confucianism during this time.

In the 10th month of 1681 Hōkō mentions participating in "consultations" (*shijun* 諮詢), (17) and as a result his contacts with Tsunayoshi were becoming more frequent. As his son Ryūkō said in his chronological biography of his father, "From this time the Master (*sensei* 先生, Hōkō) in personal attendance [on Tsunayoshi] frequently received special favour, more than there is space to record here." (18) In 1682/7, Hōkō's elder son Hayashi Keihō 林 鶏峯 (who died soon afterwards) entered the castle for the first time and had audience with Tsunayoshi. In the following month a Korean embassy came to Japan, and in audience with Tsunayoshi Hōkō brought his son with him to engage in an exchange of Chinese poetry with three Korean scholars. Hōkō also composed letters on behalf of Tsunayoshi and his heir Tokumatsu 徳松 (1679–1683) in reply to the Korean king. As a reward for his achievements, Tsunayoshi granted Hōkō two sets of formal dress (*jifuku* 時服). (19)

As Tsunayoshi's contacts with Hōkō increased, he began to entrust Hōkō with ever more important roles. On 1683/7/25 and 26, when the Bakufu promulgated a new version of the *Buke shohatto* 武家諸法度, Hōkō was commanded to mount the platform to read it out loud. Hōkō's chronological biography records:

On 1683/7/25, [Hōkō] was granted the favour of being ordered to read the clauses out loud, and was rewarded with two sets of clothing, and on the 26th day was ordered to read them out once again. On the first day over ten thousand aristocracy and daimyō / feudal lords ( $kizoku\ rekk\bar{o}$  貴族列侯), and on the second day hatamoto and officials, heard him.  $^{(20)}$ 

From this it is evident that Hōkō's value to the Bakufu as Confucian scholar was steadily

<sup>(15)</sup> Jisen, jō 上, Enpō year 9 (1681), 9th month.

<sup>(16)</sup> Kenbyō jitsuroku, Enpō year 9 (1681), 2nd month, p. 35.

<sup>(17)</sup> Jisen, jō 上, Tenna 天和 year 1 (1681, the change of reign title came in the 10th month), 10th month.

<sup>(18)</sup> Chōsan Daibu Naishi Hōkō Hayashi sensei nenpu, Hōkō Hayashi sensei zenshū vol. 4, Tenna year 1, p. 292.

<sup>(19)</sup> Ibid., Tenna year 2, p. 292.

<sup>(20)</sup> Ibid., Tenna year 3, p. 292.

rising. Their first meeting on 1680/9/11 was the beginning of what became frequent sessions together for the study of Confucian learning. One of the best-known episodes at their meetings was on 1684/11/14 when Hōkō was able to compose an extemporaneous poem at Tsunayoshi's request: this occurred during a time when Hōkō was in regular personal attendance upon Tsunayoshi, as Hōkō's son said in his chronological biography, "At this juncture he would go to the castle to be in personal attendance at any time, regardless of whether it was morning or evening, day or night." (21) Hōkō himself describes the encounter:

On the night of 1684/11/14, the summons came to attend at the royal bedside, and the jade voice said, "I have never beheld your talent at poetry." The jade hand pointed at a candle. "Swiftly recite a poem [on that]!" In immediate response I said, "Silent in the royal palace the winter night is long, / The nine-branched shadows move and tremble, / The chill flowers display the beauty of virtue's radiance, / A flicker of red cloud circles through the Jianzhang [Palace]." The command came, "I am impressed by your preternatural speed." (23)

In the twelfth month of that same year the Bakufu Confucian scholars, now three –  $H\bar{o}k\bar{o}$ , Hitomi Yūgen, and Kinoshita Jun'an 木下 順庵(1621–1699)sat with daimyō of ten thousand *koku* and above in attendance at an issuing ceremony of red-seal deeds confirming the land rights of Buddhist temples and Shinto shrines; all three were given gifts of clothing and silver. (24)

By this time it is clear that Tsunayoshi felt the need to keep  $H\bar{o}k\bar{o}$  constantly near him. In the third month of 1685, he gave  $H\bar{o}k\bar{o}$  a new residence so that he would be less far away.  $H\bar{o}k\bar{o}$  records:

In the third month I was given a special gift of land for a residence near the castle, at Yaesugashi 八重洲河岸. The Councillor conveyed [the Shōgun's] command: "In recent years your duties have been frequent, sometimes daily, sometimes every other day, extending even into the evening and night; at every summons you have come at speed, and greatly supported me in my concerns. Yet Shinobugaoka where you reside is isolated and distant, thus I grant you another residence, to which you may move with your aged mother, wife, and children." (25)

So frequent were Tsunayoshi's summons that he had decided to move Hoko to a more

<sup>(21)</sup> Ibid., Jōkyō 貞享 year 1, p. 292.

<sup>(22)</sup> Jianzhang 建章 Palace was a Chinese imperial palace of the Western Han dynasty.

<sup>(23)</sup> *Jisen, jō* 上, Jōkyō year 1 (1684).

<sup>(24)</sup> Kenbyō jitsuroku, Tenna year 4 (1684), 2nd month, p. 109; Jisen, jō 上, Jōkyō year 1 (1684), 12th month.

<sup>(25)</sup> Jisen, jō 上, Jōkyō year 2 (1685), 3rd month.

convenient residence nearby. This suggests a degree of closeness between the two men, to the point where Tsunayoshi felt special concern for Hōkō's welfare.

In the fourth month of the same year, Hōkō explicated the Confucian canons for Tsunayoshi at his place of repose ( $goky\bar{u}sho$  御休所). Hōkō describes this as follows:

In the fourth month [of 1685] I explicated the Zhu [Xi] commentary to the  $Shiky\bar{o}$  (Shijing 詩經), and was granted three sets of clothing, and received the command to be at three or four lectures each month, and that over the years [the Shōgun] would listen to the whole of the Five Canons,  $^{(26)}$ 

It was five years later, in 1690, that Tsunayoshi would begin delivering his own lectures to daimyō and high Bakufu officials on the *Daigaku / Daxue*.

An even more striking event illustrating the close link between the two men occurred in the sixth month of 1685, when Tsunayoshi gave Hōkō an image of Confucius that he had painted himself:

In the sixth month he summoned me and said, "For three generations you have dedicated yourselves diligently to your family enterprise and performed your public duty, and fulfilled your responsibilities most capably. This is worthy of praise and reward. Thus I have personally painted an image of the Sage to give you. You may keep it as a family heirloom down the generations."

So great was this special kindness that I broke out in a sweat of fear piercing through my flesh. Not knowing how to thank him, I took it with a bow and withdrew. On the next day I made offerings of glutinous cakes, vegetables, wine, tea, fruits and other items, composed an invocation, and made a simple sacrifice to it. (27)

There is no record as to whether Hōkō's descendants actually did preserve this image in later times.

In the twelfth month Tsunayoshi's personal retainers (sobayōnin 側用人) Makino Narisada 牧野 成貞 (1635–1712) and Kitami Shigemasa 喜多見 重政 (1651–1693) came to Hōkō to deliver a command from Tsunayoshi granting leave for Hōkō to spend the night in the Shōgun's castle whenever necessary owing to the rigour of his duties. Then, on 12/25 Tsunayoshi granted Hōkō land generating 200 koku of income in recognition of his dedication to his duties. (28)

Contacts between the two became even closer the following year. On 1686/2/3 Hōkō was summoned to watch a Nō performance with Tsunayoshi, and on the 9th day he lectured to Tsunayoshi on the *Shijing*, in accordance with the annual schedule decreed

<sup>(26)</sup> Ibid., 4th month.

<sup>(27)</sup> Ibid., 6th month.

<sup>(28)</sup> Ibid., 12th month.

by Tsunayoshi. In the fourth month, in recognition of Hōkō's work in preparing the *Bukkiryō* 服忌令 funerary regulations, Tsunayoshi gave him four sets of palace clothes. Hōkō then says:

After this, whenever he listened to me lecturing in his presence, either I would be given gifts of cakes and tea, or sets of clothes, or silks and the like, I do not know the number. (29)

On 1687/2/11, Hōkō was given the title of Kōbun'in Scholar (Kōbun'in Gakushi 弘文院 学士), which had previously been held by his father, (30) and was granted the status of a Buddhist cleric (hō'in 法印). (31) Hōkō records the command from Tsunayoshi to receive these honours, which he says was transmitted in the presence of several of the highest ranking Bakufu officials (presumably Tsunayoshi himself was not present):

Your service has been performed with integrity and to the utmost, and you have participated in my consultations and worked hard in explicating [texts] to me, thus I grant your house the title of Kōbun'in Scholar, and to be entered into the status of a Buddhist cleric, (32) and your second son Shichisaburō 七三郎 shall become your legitimate heir. (33)

Hōkō has recorded many other instances of his teaching Tsunayoshi and receiving gifts and favours, more than it is necessary to detail here. The sources do give a sense of Tsunayoshi's keen interest in studying Confucianism and the texts that he read under Hōkō's direction, and also the increasing closeness of the relationship between the two men. These circumstances, which continued to develop, were an essential precursor to the establishment of the Yushima Confucius temple.

#### II. From Shinobugaoka to Yushima

Much research has been done on the Confucius temples in Japan and the Sekiten 釈奠

<sup>(29)</sup> Ibid., Jōkyō year 3 (1686), 2nd-4th months.

<sup>(30)</sup> For an account of the significance of this title, and how Gahō came to receive it in 1663, see Zenan Shu, "Kōbun'in gakushi gō shutoku ni miru Rinke no taibō: Bakufu bunkyō shisaku to no kanrensei no shiten kara 弘文院学士号取得にみる林家の大望——幕府文教施策との関連性の視点から," *Chiba Shōdai Kiyō* 千葉 商大紀要 50.1 (2012), pp. 21–35.

<sup>(31)</sup> Kenbyō jitsuroku, Jōkyō year 4 (1687), 2nd month, p. 158.

<sup>(32)</sup> The characters "entered into the status of a Buddhist cleric" 叙法印位 have been crossed out with a red line in the manuscript. Hōkō was eventually to be given the Daigaku no Kami title in his own right, so may not have wished this Buddhist qualification to remain in the record.

<sup>(33)</sup> *Jisen, jō* 上, Jōkyō year 4 (1687), 2nd month. Shichisaburō was the son of a concubine, but Hōkō had no surviving sons by his principal wife.

sacrifices performed in them. The principal source for the Sekiten / Sekisai sacrifices in the Senseiden temple in the Hayashi school grounds at Shinobugaoka has been the *Shōheishi* 昌平志 compiled by Inuzuka Innan 犬塚 印南(1750–1814), who had himself been a student at the Shōheikō. The current study will carry forward research on the Hayashi Confucius temple by taking instead Hōkō's own record as a basis of comparison with previous scholarship and with the *Shōheishi*.

As outlined above, Hōkō became the Hayashi family head in 1680/2, when Gahō became ill and resigned his post, soon before his death in the 5th month of that year. Hōkō's first experience of the Sekisai at Shinobugaoka had been long before this, in 1655 at the age of 12 *sai*, participating in the ceremony presided over by Gahō. (34)

Meanwhile, before Tsunayoshi became Shōgun and was still the lord of Tatebayashi 館林, he must have heard of the rituals at Shinobugaoka, which were widely known in Edo, though there is no record of his ever having attended. After becoming Shōgun, as he interacted with Hōkō on a frequent basis and studied Confucian texts with him, it would only have been natural for him to take an interest in the Sekisai sacrifices presided over by Hōkō.

There is a question as to when Hōkō began presiding over the Sekisai ceremonies as family head. The *Shōheishi* records that this was in the 8th month of 1681. (35) However, no record of the Sekisai in this year can be found in Hōkō's own records. His first performance of the Sekisai seems to have been in 1683, two years later, recorded in two places. The first is his invocation text for the Sekisai ("Sekisai kōmon" 釋菜告文) in spring 1683, which says "The season is the middle tei T day of middle spring (the second month). The sacrificial ritual is not complete, but I cannot endure for it to be abandoned. I reverently make the meagre offerings in accordance with the old regulations." (36) The second record is in his autobiography for 1684/2, which he said was observed by various notables, including the heir apparent of Mito domain. There he explains: "Because I encountered a period of mourning (for Gahō), the sacrificial ritual had been suspended for a long time. In spring of last year I conducted an abbreviated version of the ceremony; this year I performed it according to the ritual regulations."(37) From this it seems that the Shōheishi record for 1681 is incorrect; Hōkō suspended the Sekisai in 1681 and 1682, and performed only a simplified version in 1683, while observing the three-year Confucian period of mourning for his father. The full ceremony was restored only in 1684.

It is likely that the Shinobugaoka Sekisai was performed every year from 1683 onwards. In what follows, we will first explain how Tsunayoshi first came to visit the Senseiden

<sup>(34)</sup> Jisen, jō 上, Meireki 明暦 year 1 (1655), 2nd month.

<sup>(35)</sup> Shōheishi 昌平志, in Nihon kyōiku bunko: gakkō hen 日本教育文庫. 学校篇 (Tokyo: Dōbunkan, 1911) vol. 2, p. 85.

<sup>(36) &</sup>quot;Sekisai kōmon" 釋菜告文, Tenna year 3, in Hōkō Hayashi sensei zenshū vol. 4, p. 78.

<sup>(37)</sup> *Jisen, jō* 上, Jōkyō year 1 (1684), 2nd month.

Confucius temple in Shinobugaoka, and then trace the events which led to the founding of the Yushima Seidō, and argue that the two are linked. There are significant documentary records relating to both areas which seem not to have been explicated in previous scholarship.

In the *Shōheishi*, there is a gap after the 8th month of 1681; the next record is the first year of Genroku 元禄, 1688. (38) Nothing is mentioned at all during this interval. Ishikawa Ken in his *Nihon gakkōshi no kenkyū*, (39) which covers the Sekiten in the Shinobugaoka school and in the Shoheizaka school in great depth, likewise does not comment on whether the Sekiten was held during these years, nor does Sudō Toshio in his detailed account of the Shinobugaoka Sekiten in his *Kinsei Nihon Sekiten no kenkyū*. (40) Hōkō in his own writings mentions three ceremonies, in 1683, 1684, and 1687. (41) Another was performed in the 2nd month of 1688; (42) in the 11th month of that same year Tsunayoshi visited the Shinobugaoka Confucius temple for the first time, as will be described below. Further ceremonies continued in 1689 (43) and 1690 (44) before the Yushima Seidō was completed in 1691. This means Hōkō presided over at least six sacrifices in Shinobugaoka between 1683 and 1690.

Tsunayoshi's visit to the Shinobugaoka Senseiden temple did not come about through sudden impulse. He had beforehand received from Hōkō glutinous rice cakes (*shitogi* 菜) and meat (*himorogi* 胖) used as offerings for the ceremony, in accord with Chinese sacrificial practice as a way of indicating that the recipient is included in the group making the sacrifice. This is mentioned both in the *Shōheishi* and in Tsukamoto's and Sudō's studies. However, there are discrepancies between these two sources and Hōkō's accounts of this period which require clarifying. The two sources say that the gift of offerings occurred in the 2nd month of 1688 (Genroku 1), whereas Hōkō's equivalent record is for 1687/2/11 (Jōkyō 4):

On the 21st day Kitami Shigemasa, Governor of Wakasa 若狭, was commanded to receive the sacrificial glutinous cakes and meat in the [Shōgun's] place of repose.

<sup>(38)</sup> Shōheishi vol. 2, p. 58.

<sup>(39)</sup> Ishikawa Ken, Nihon gakkōshi no kenkyū 日本学校史の研究 (Tokyo: Shōgakukan, 1960).

<sup>(40)</sup> Sudō Toshio 須藤 敏夫, *Kinsei Nihon Sekiten no kenkyū* 近世日本釈奠の研究 (Kyōto: Shibunkaku Shuppan, 2001).

<sup>(41)</sup> The third of these is recorded in "Sekisai kōmon" 釋菜告文, Jōkyō year 1, in Hōkō Hayashi sensei zenshū vol. 4, p. 79.

<sup>(42)</sup> Jisen, jō 上, Genroku year 1 (1688), 2nd month.

<sup>(43) &</sup>quot;Sekisai kōmon," Genroku year 2, in *Hōkō Hayashi sensei zenshū* vol. 4, p. 83.

<sup>(44) &</sup>quot;Sekisai kōmon," Genroku year 3, in Hōkō Hayashi sensei zenshū vol. 4, p. 84.

<sup>(45)</sup> Shōheishi, Genroku 1, p. 58; Tsukamoto, Tokugawa Tsunayoshi, p. 164; Sudō, p. 43 (though he reads incorrectly that the sacrificial foods are a gift from Tsunayoshi to Hōkō; Tsukamoto on the other hand understands the passage correctly). For a discussion of the significance of the sharing of sacrificial foods in ancient China, see Mark Edward Lewis, Sanctioned Violence in Early China (Albany: SUNY Press, 1990), pp. 17–52.

When this was finished, I was granted a cup in the Shōgun's presence and sat in attendance upon his mat. When the banquet was finished I explicated the *Shijing*, and received the gift of five sets of clothing, whereupon I withdrew. (46)

In the next year, 1688, Hōkō records:

In the 2nd month, we held the Sekisai in the Shinobugaoka Hall of the Sage (Shinobugaoka Seiden 忍岡聖殿), with the sacrificial glutinous cakes and meat we received on the altar. The ritual followed was as last year. (47)

Little by little Tsunayoshi was reaching the point of making a personal visit to the Shinobugaoka Senseiden temple. As to the question of the date Tsunayoshi's intent to visit was transmitted to Hōkō, and who decided the date of the visit, are recorded differently in the *Shōheishi* and in Hōkō's own records. Given that all of those involved had been dead for around a century when the *Shōheishi* was compiled, we must consider the likelihood of inaccuracies in the later record, thus for purposes of the current study we will concentrate exclusively on Hōkō's account.

On 1688/11/12 Hōkō records that he was summoned to the castle, where a number of high officials were in attendance, and transmitted to him a command from Tsunayoshi:

The Venerable Lord has since childhood been fond of study, and reverently believes in the Way of the Sages (seidō 聖道, Confucianism). Since the time of your father and grandfather the sacrifices in the Sage Temple have never been cut off. Every time [Tsunayoshi] hears of the sacrificial offerings there, he is inspired to develop himself. Thus, having twice received sacrificial glutinous cakes and meat, and the 21st day of this month being an auspicious time, he wishes to pay a visit to the Hall of the Sage at Shinobugaoka.

Hōkō says, "I bowed low in gratitude, and broke out into a sweat of fear which soaked my clothes." In order to help him prepare to receive Tsunayoshi, Bakufu officials used government funds to repair the residences at Shinobugaoka so that they looked like new. (49)

On the 21st day Tsunayoshi made his formal visit to the Shinobugaoka Hall of the Sage. Hōkō records the occasion as follows:

On the 21st day of the same month the Venerable Great Lord came at dawn in full

<sup>(46)</sup> *Jisen, jō* 上, Jōkyō year 4 (1687), 2nd month.

<sup>(47)</sup> Jisen, jō 上, Genroku year 1 (1688), 2nd month.

<sup>(48)</sup> Shōheishi, Genroku 1, 11th month, 21st day, p. 59.

<sup>(49)</sup> Jisen, jō 上, Genroku year 1 (1688), 11th month.

formal dress, inclining his body with utmost ritual propriety, to pay a humble visit to the Hall of the Sage. Prior to this moment his personal vassals had brought a silver zun wine cup decorated with ox and elephant and a stick of aloeswood incense to present before the Sage. The Venerable Great Lord lit the incense, performed ritual obeisance, offered the wine libation, and presented sacrificial meat, with formal ritual posture of utmost respect. His personal vassals, functionaries, and administrators all escorted him at every step with profound solemnity, from the Hall of the Sage to the Kōbun Academy (Kōbun Shoin 弘文書院), where he commanded me to lecture on the "Yaodian" 堯典 [of the Shang shu 尚書].

Hōkō provided refreshments, and Tsunayoshi gave all the members of the family rich gifts, and personally performed a dance. Hōkō subsequently went to Tsunayoshi's place of repose to present him with an edition of the Four Books, a punctuated *Shōgaku / Xiaoxue*, and a collection of *waka* poetry. (50)

In the next year, Hōkō again records: "On the 10th day of the 2nd month, we held the Sekisai in the Shinobugaoka Hall of the Sage. On the 21st day the royal carriage (the Shōgun) again made a formal visit to the Hall of the Sage, with ritual usages all the same as the previous year." (51) Virtually the same record appears yet again for 1690/2/16, with a further record of being feasted by Tsunayoshi on the 26th day of the same month. (52)

For Tsunayoshi to have made personal visits to pay respects to the Shinobugaoka Senseiden three years in a row would, in the society of that time and place, caused quite a stir. And, his personal experience of doing this must have given key impetus to his decision to found the Yushima Seidō.

It was after Tsunayoshi had paid his respects for the third time at the Shinobugaoka Senseiden in 1690 that he first broached his intention of moving the temple to a new location. In the 7th month of 1690, several months after his visit, Hōkō received a summons to the castle, where Tsunayoshi's intent was communicated to him through several Bakufu officials. The *Shōheishi* records this in some detail, but here again we will focus on the records of Hōkō as a participant in events:

On the 8th day of the 7th month, I was summoned to the castle. Senior ministers and Councillor Makino transmitted the [Shōgun's] command: "The Sage Temple at Shinobugaoka is within the precincts of Ueno, and its eaves are side by side with those of Buddhist buildings. And, it was built by the Marquis of Owari, Genkei[kō] 尾張侯原敬[公] (Tokugawa Yoshinao). Going there year on year I have felt unease. Thus I wish to choose a site of spiritual potency and construct a new Sage Temple. You shall

<sup>(50)</sup> Ibid.

<sup>(51)</sup> Ibid., jō 上, Genroku year 2 (1689), 2nd month.

<sup>(52)</sup> Ibid., jō 上, Genroku year 3 (1690), 2nd month.

consult on this and report back."

Astonishment and joy filled my heart. I bowed low in acknowledgement of the graciousness of this command.

Again I was summoned to the castle into the presence [of the Shōgun himself]. His kindly regard was great. Subsequently, a site of spiritual potency was identified near Surugadai, which testimony indicated was an excellent precinct. [The Shōgun felt] it would be good to move the Hall of the Sage to this place. The site was renamed "Shōheizaka".

Bakufu officials were appointed to take charge of the construction project: the personal attendant Matsudaira Terusada 松平 輝貞(1665–1747)in charge as Commissioner ( $bugy\bar{o}$  奉行), and Hachisuka Takashige 蜂須賀 隆重(1634–1707)to supervise on the ground. (53)

The *Shōheishi* account of the temple move is largely in accord with Hōkō's record, though of course does not reflect his personal rejoicing. The *Shōheishi* likewise does not mention Hōkō's meeting with Tsunayoshi after the official announcement, or Tsunayoshi's personal affection for Hōkō. Hōkō's own testimony reflects what seems to be genuine trust and liking for Hōkō on Tsunayoshi's part.

There are differences between the  $Sh\bar{o}heishi$  and Hōkō's accounts of how the Confucius temple came to be moved from Shinobugaoka to Yushima, but it is clear that a fundamental factor was the steady efforts at developing the Confucian project on the part of both Tsunayoshi and Hōkō from 1680 onwards. This raised the awareness of Bakufu officials towards Confucianism, and made easier the proposition that the Shinobugaoka temple should be replaced by a larger and more splendid venue suitable for the Shōgun's sacrifices to Confucius. It was not by coincidence that in the 8th month of 1690 Tsunayoshi lectured on the Sankōryō 三綱領 in the Daigaku 大学 to Bakufu officials, and decreed monthly lectures to Bakufu officials and daimyō from that time on. (54)

What in the end were Tsunayoshi's motives for acquiring Confucian learning and lecturing on it, for establishing a magnificent new Confucius temple at Yushima, or, put another way, why did he wish to found a Yushima temple embodying civil values in the warrior society of Japan?

The answer can be found in Tsunayoshi's own words, as he explained on 1690/8/21 before an assembly of Bakufu officials and daimyō, as recorded by Hōkō:

On the 21st day of the month, the Venerable Great Lord went to the Kuroshoin 黑書院, and summoned all of the officials and administrators in his command. He said to them, "Use the civil and the military in tandem; this is the administration of Great Peace. All

<sup>(53)</sup> *Ibid., jō* 上, Genroku year 3 (1690), 7th month.

<sup>(54)</sup> *Ibid., jō* 上, Genroku year 3 (1690), 8th month.

of you address yourselves with great diligence to martial affairs, but greatly neglect civil learning. From now on, you must dedicate yourselves to the Way of learning, the words of this [civil Way] surely must not be neglected. Thus I command the Kōbun Scholar (Hōkō) to explicate the *Rongo* (Ch. *Lunyu* 論語, *Analects* of Confucius), a practice to be followed in perpetuity."

I therefore obeyed this command and explained the first stanza "Xue er" 學而 [of the Analects]. Over two hundred people were listening, all in great expectation at this remarkable move. (55)

On 1690/11/21, Tsunayoshi prepared a plaque with "Hall of Great Completion" (Taiseiden 大成殿) written in his own calligraphy, and summoned Hōkō, saying: "The Sage Temple will soon be finished. You may use this as the plaque for it." <sup>(56)</sup>

In the 12th month a roof-beam topping ceremony for the new temple was held. The various gates were all completed, as well as a seat for Tsunayoshi to observe.

As the temple neared completion, on 1691/1/13 when Hōkō was in attendance on Tsunayoshi, Hōkō was named to preside over the dedication ceremony. Before then, an auspicious day would be identified by divination, and the statue images of Confucius and his disciples transferred to their new location. Also, it was at this time that Tsunayoshi allowed Hōkō to bind his hair in the Confucian fashion and adopt Confucian clothing (rather than shaving his head and wearing Buddhist garb), and gave him the official post of Head of the Academy (Daigaku no kami 大学頭), at Lower Rank Five. (57)

For a Confucian scholar to be given an official post in this way marked a major turning point in the history of civil education in early modern Japan, signifying the advancement of the principles of civil government in the warrior society of the time. There had been no civil officials in the Bakufu administration until then, and all the Bakufu Confucian scholars had been forced to adopt Buddhist hair and dress. From this time on, all Confucian scholars appointed to office were, like Hōkō, no longer forced to adopt the Buddhist manner. The introduction of civil officials into the Bakufu meant that the institutions of education were now assured. The long-cherished desire of three generations of the Hayashi family had at last been fulfilled.

On 1691/2/7, the statue images of Confucius and the four correlates were moved from Shinobugaoka to Shōheizaka. Hōkō went to direct the operation, accompanied by Bakufu officials, and the task was completed with a formal procession to the new location. The proceedings are described in great detail elsewhere, so will not be described here. (58)

Now that everything was in place, the first Sekisai ceremony in the Shōheizaka Seidō

<sup>(55)</sup> *Ibid., jō* 上 – ge 下, Genroku year 3 (1690), 8th month.

<sup>(56)</sup> *Ibid.*, ge 下, Genroku year 3 (1690), 11th month.

<sup>(57)</sup> Kenbyō jitsuroku, Genroku year 4 (1691), 1st month, p. 209; Jisen, ge 下, Genroku year 4 (1691), 1st month.

<sup>(58)</sup> A full account is given in Sudō Toshio, *Kinsei Nihon Sekiten no kenkyū*. Hōkō's own account of the procession is in *Jisen*, *ge* ⊤, Genroku year 4 (1691), 2nd month.

was held on 1691/2/11. Tsunayoshi observed the rite from a temporary separate pavilion that had been built for him. The ritual is said to have been conducted with great solemnity, and large numbers of people came to watch. After the ceremony Tsunayoshi granted an income of 1,000 *koku* to support the Yushima Seidō, and further personal gifts of silver for Hōkō and his family. Hōkō secretly gave Tsunayoshi gifts of texts and a gold screen. Hōkō lectured on the Confucian canons, then Tsunayoshi did so as well, and performed a dance. (59)

On 1691/7/6 Hōkō lectured on the opening passage of the "Kyokurai / Qu li" 聞礼 of the *Raiki* / *Li ji* 礼記 at the Shōheikō school. He states that five or six hundred people came to listen, and that not an inch of space was left to sit, so that an unknown number of people went away disappointed. (60) And, on 9/10, Tsunayoshi lectured on the first section of the *Rongo* / *Lunyu* in the castle, attended by more than 280 Bakufu offcials. (61)

The large numbers of people attending the Sekisai ceremony and Hōkō's lectures suggest that the appearance and physical properties of the Yushima Seidō buildings themselves were intended to have an educative function. Many times larger in scale than the old Shinobugaoka Senseiden had been, they attracted wide attention and aroused interest in Confucianism.

#### IV. Conclusion

The Yushima Seidō, which has been called the birthplace of school education in Japan, was as we have seen founded by the fifth Shōgun Tsunayoshi in the early part of the Genroku era. Most studies of it have focused on such areas as the significance of its establishment, the architecture of the building, or the Sekisai ceremonies of the time and the ritual vessels used for it. Far rarer have been detailed evidential studies of the founder Tsunayoshi's motives, and the actual sequence of events which led him to the decision to found the Yushima Seidō. And, almost nothing has been done on Hayashi Hōkō and his connection with the project; this was the man who had been the head of the Hayashi school and Senseiden temple at Shinobugaoka – the respective forerunners of the Taiseiden temple and school at the Yushima Seidō – the man who at the time of the completion of the Yushima project received official appointment as the head of the school.

The current study has focused on previously neglected accounts left by Hōkō himself, and analysed them against the findings of previous research. This material shows that starting in 1687, four years before the completion of the Yushima Seidō, Hōkō twice presented to Tsunayoshi the sacrificial food offerings used in Sekisai ceremonies, and that from 1688 onwards Tsunayoshi made formal visits to the Senseiden temple at the Hayashi school. From this it is evident that the close contact between Tsunayoshi and

<sup>(59)</sup> Jisen, ge 下, Genroku year 4 (1691), 2nd month.

<sup>(60)</sup> Ibid., 7th month.

<sup>(61)</sup> Ibid., 9th month.

Hōkō was a factor in the establishment of the Yushima Seidō, and in particular that Hōkō played a role in inspiring Tsunayoshi to the planning and execution of the project, which should not be ignored. And, Hōkō's records provide a new perspective from which it is possible to correct errors of detail in generally-accepted accounts of the Yushima Seidō.

In the wider context, this study's historical analysis of how Tsunayoshi's attitude toward Confucianism developed has shown how founding the Yushima Seidō was one strand of Tsunayoshi's efforts to create a civil, non-military order, and that the temple was an inevitable consequence of the changing historical circumstances at the time.

(2016.08.08受稿, 2016.09.08受理)

## Abstract

This study explores the circumstances surrounding the establishment of the Yushima Seidō temple and school in 1690, concentrating on the relationship between the shogun Tsunayoshi and the third head of the Hayashi school, Hayashi Hōkō. Little-studied writings by Hōkō himself show that the personal relationship between the two men was closer than previously thought, beginning soon after Tsunayoshi took power in 1680. Hōkō records Tsunayoshi's promotion of civil governance and study of Confucian canons, including his lectures to daimyō and Bakufu officials, at which Hōkō was given a prominent role. Tsunayoshi took an interest in the Confucius temple at the Hayashi's original Shinobugaoka school and made three formal visits to pay respects at the temple before deciding to found the new temple and school at Yushima. Hōkō's record is likely to be more reliable than later sources when considering discrepancies in the dates and details of certain events. On the basis of the materials considered in this study, it would seem that the interaction between Tsunayoshi and Hōkō, and their joint efforts, should be given greater weight in explaining how the Yushima temple came to be founded.

# [論 説]

# スモールビジネス経営の理念と収益に関する研究 - マーケティング編 -

星用昌紀

## 目的

本研究では、スモールビジネス経営における効果的なマーケティングの本質について、研究を行う。本研究に先立つ背景として、「スモールビジネス経営と大企業経営の相違が極めて巨大であり、効果的な経営法則の多くが逆転している」という事実認識を、検証し体系化する。この事実認識を用いることで、スモールビジネス経営における効果的なマーケティングの本質に関する検証と考察を、的確に行うことが可能となる。

## 月次

- 1.研究の背景
  - 1.1.本研究におけるスモールビジネス経営の定義
  - 1.2.スモールビジネス経営研究の重要性
- 2.スモールビジネス経営法則と大企業経営法則の逆転性
  - 21 スモールビジネス経営と大企業経営の基本的相違
  - 2.2.大企業経営の特徴の分析と体系化
  - 2.3.スモールビジネス経営の特徴の分析と体系化
- 3.経営におけるマーケティングの定義に関する検証
  - 3.1.マーケティングの定義に関する検証
  - 3.2.本研究におけるマーケティングの定義
- 4.スモールビジネス経営における効果的なマーケティングの本質に関する考察
  - 4.1.マーケティングの本質的な「重要要因」に関する考察
  - 4.2.スモールビジネス経営におけるマーケティングの本質的な「重要要因」に関する考察
- 5.まとめ
- 6.参考文献

## 1. 研究の背景

## 1.1. 本研究におけるスモールビジネス経営の定義

スモールビジネス経営の定義について, 星田 (2016a) を参考にする。なお, 星田 (2016a) においては, 鯨井・坂本・林 (2010), 加護野 (2005), 岩崎 (2004) を参考に, スモールビジネス経営の定義を行っている。

ただし、上記3点の参考文献においては、スモールビジネスとはいうものの、その規模が大きい。具体的には、従業員が100名以上で、年当たり売上が10億円を超えている事例

が多いため、基本的に1名によるスモールビジネス経営についての参考文献としては、別 途先行研究および参考文献を求める必要がある。

ゆえに、本研究では「スモールビジネス経営の定義」を、星田 (2016a) 記載の経営形態を 参考にすることにし、スモールビジネス経営定義の要点について、以下に記載する。

- ・主として会社従業員からの起業家を想定すること
- ・基本1名による経営形態に限定すること
- ・会社法人経営者を中心に扱うが自営業者も対象に含めること

まず1番目の、「主として会社従業員からの起業家を想定する」理由は、中小企業白書 (2011)において、起業の主たる原因の1つが「以前の勤務先ではやりたいことができなかった」ことであり、ある意味マズローが提唱した「自己実現欲求」の現われとして、会社従業員からの起業家を希望する人材が一定数存在することを、窺い知ることができるからである。

しかし、その一方で、中小企業庁 (2013) によれば、「スモールビジネス経営者」に該当する「小規模事業者」の課題として、「スモールビジネス経営者が定期的かつ本質的な経営相談を行えていない」という事実が明らかになっており、経営相談を行えている小規模事業者は24.9%。つまり4人に1人に過ぎない。

この小規模事業者にとっての経営相談は、起業時も必要である。なぜなら、会社従業員から起業家に成るということは、まず小規模事業者に成ることを意味するからだ。会社員から起業する場合、例えばいきなり従業員100人以上を雇用して始めるという事例は、皆無ではないだろうが、まず存在しない。

つまり、以上をまとめると、現在の日本社会においては、会社従業員から起業する人材を、強力且つ丁寧に支援する仕組みが強く求められているということになる。本研究論文の目的の1つは、この「主として会社従業員からの起業家」を支援する仕組みの考察である。次に2番目の、「基本1名による経営形態に限定する」理由は、中小企業庁(2013)において、起業時の従業員数で最も多いものが1名であること。ならびに、1名の意思決定が最も単純で明確であるという特長を持つこと。および、ピンク(2002)における、フリーエージェント社会における主たる経営形態が1名によってなされることである。

ちなみに、1名のスモールビジネス経営と、2人のスモールビジネス経営だけの相違でも、その結果である経営行動は大きく異なることが多い。つまり、1人で行う経営においては、即断即決して行動を実施できるのに対し、2人以上になれば全て合議にかけて検討しなければならない。

そのため、2人以上の経営者間で意見が分かれた状況では、経営判断が極めて困難になる。意見集約が可能になるまで、経営行動を実施できないという遅滞を生むため、顧客や関連企業を待たせることになる。加えて、意見の分散が、企業コンセプト、企業ブランド、企業における想定顧客等を分散させ、顧客や関連企業を混乱させることになり、折角のスモールビジネス経営の長所を発揮できない危険性が存在する。

最後に3番目の、「会社法人経営者を中心に扱うが自営業者も含める」理由は、会社法人 経営者の方が、一般的に自営業者(個人事業主)より、経営者としての熟練度が高いこと。 また,一方で,自営業者は近未来において会社法人設立を行い,より熟練した会社法人経営者に成る可能性が高いことである。なぜ,「会社法人経営者」が,「自営業者」より,経営者としての熟練度が高いかという理由は,以下のキヨサキ(2001)が参考になる。

キョサキ (2001) によれば、ビジネスにおいて4種類の働き方すなわちお金の「稼ぎ方」が存在する。キョサキ (2001) は、この4種類の「稼ぎ方」を体系化し、4象限のマトリックスとして表現し、これを「キャッシュフロー・クワドラント」(略して「クワドラント」)と名付けた。この「クワドラント」の左上を「E (Employee) 従業員」、左下を「S (Self-enloyed) 自営業者」、右上を「B (Business Owner) ビジネスオーナー」、右下を「I (Investor) 投資家」と表現する。ここで、Eは一般的な会社員を、Sは自営業者を、Bは自分のビジネスを所有する経営法人経営者を、I はビジネスや金融資産に投資する投資家を表す。

このキョサキ (2001) のクワドラントにおいて、「自営業者」は左下の「S (Self-enloyed) 自営業者」を意味する。また、「会社法人経営者」は一般的に、右上の「B (Business Owner) ビジネスオーナー」を意味することが多い。「会社法人経営者」には左下の「S 自営業者」に近いビジネスを行う者も居るが、その者のあり方・考え方・行動パタンは、ほとんど「自営業者」に近いため、むしろ例外的に扱う。

「Bビジネスオーナー」は、自分の専門性に捉われ過ぎず、経営に必要な資産をマーケットからの負債、または自らの資本として調達する。逆に、「S自営業者」は、自分の専門性を用いて労働することで、ビジネス構築することがほとんどである。

これに対して、上記クワドラントの右側で生きる人達、すなわち「Bビジネスオーナー」および「I投資家」は、基本的に「金融資本(ファイナンシャルキャピタル)」つまり「現金」または現金に準ずる有価証券や不動産など(バランスシートの左に記載の資産)もしくはこれらの資産を「商品」という形に変えたものを、マーケットに投資して、そこで得られた資本を(バランスシートの右下に)回収する方法で稼ぎ、富を得る。つまり、クワドラントの右側においては「投資回収」および「投資回収効果」が、重要な経営判断の基準となっている。

さらに「Bビジネスオーナー」や「I投資家」として生きる人達は、投資回収した資本を一般的にすみやかにマーケットに再投資するため、投資が成功している場合は福利の恩恵にあずかることが一般的に可能である。

# つまり、ここで筆者が述べたいことは

- (A) 同じ「会社法人経営者」であっても、基本思考と基本行動が「Bビジネスオーナー」である人と、「S自営業者」である人では、異なる「稼ぎ方」「働き方」「時間運用」「自由度」などになるということ
- (B) 上記(A)の事実を認識した上で、あえて「会社法人経営者」の中に「Bビジネスオーナー」に加えて「S自営業者」を含めることで、「会社法人経営者」に対し自分がどちらのクワドラントで働いているのかという「投資回収」の経営意識を高めること

である。

すなわち、「自営業者」は、「会社法人経営者」の前段階として解釈可能であるため、スモールビジネス経営者の対象に該当すると解釈する。これらの自営業者は、「S自営業者」マインド段階を経て、「Bビジネスオーナー」マインドで働く「会社法人経営者」へ成長していくと、本論文では考えることとする。

以上, 本研究では上記の3点を持って, スモールビジネス経営の定義とする。

# 1.2. スモールビジネス経営研究の重要性

スモールビジネス経営研究の実情は、起業を望む会社員や組織従業員にとって好ましくない意味で希少である。具体的には、経営についての学術論文、書籍、雑誌の大半が、大企業経営に関する情報となっており、起業を望む人々にとっての情報が少ない。

例えば、杉山(2013)の記載の「マーケティング」情報によれば、例えば「マーケティング におけるキーワード解説」として、「ビッグデータ」等が記載されている。

「ビッグデータ」とは、従来は扱うことが難しかった、大量かつ多様なデータのことを指す。主としてコンビニエンスストア、ビデオレンタルショップ、大手家電量販店等、特にチェーン店展開している小売業において、ポイントカードなど顧客のIDを利用した「膨大な顧客購買履歴分析および予測手法」のことである。

主としてコンピュータの情報処理によって分析を実行する。顧客の購買行動を分析することによる商品推薦機能な等,販売者と購買者双方に対する便益は理解できるが,このシステムを、1.1.で定義したスモールビジネス経営者が実行することは、まず不可能である。

また、研究者にとって、ビッグデータの経営研究を実施する場合、上記チェーン店等の大企業と共同研究を行い、データを取得し分析を実施し顧客の購買パタンを考察する、などの手法が採用されることが多い。分析された顧客の購買パタンを用いて、ある商品の購買者が次にどの商品購買を行うかも予測可能である。もちろん、この共同研究は極めて興味深いし、意義も十分に存在する。販売者と購買者の双方にとっての利益や利便性も存在する。

一方で、研究者にとって、ビッグデータ研究のような大企業における大量情報分析型研究以外の、スモールビジネス経営における実用研究は、まだまだ黎明期にあると言わざるを得ない。

スモールビジネス経営者を目指す会社員や公務員などの従業員にとって有益な、スモールビジネス経営の研究が、経営分野およびマーケティング分野において希少過ぎるため、スモールビジネス経営研究の重要性は、今後さらに高まるであろう。

例えば、杉山(2013)には、先進企業ケーススタディが記載されている。記載のある企業を列挙すると、トヨタ自動車、良品計画、資生堂、ホンダ、パルコ、大丸松坂屋百貨店、ベネッセコーポレーションという、突出して有名な大企業であるため、これらもまたスモールビジネス経営研究を行う上での参考とは成りにくい。このスモールビジネス経営研究が希少であるという事実は、杉山(2013)だけでなく、多数の文献において散見される。

これら、大企業経営研究が、学術研究論文において、また書籍や雑誌の文献において、寡 占的な状況になっているには理由が存在する。この理由の裏返しが、スモールビジネス経 営研究が極めて少数であることの理由となっている。以下、その理由を記載する。

- (1) 大企業の豊富な人材・機材・資金が無ければ実行できない研究が多い
- (2) 大企業でない有名性の低い企業の研究論文は読まれにくい
- (3) 特長を持つスモールビジネス経営を行う企業や人を研究者が見つけにくい

の3点が考えられる。スモールビジネス経営者の視点から見た場合,(1)について例えば ビッグデータを活用する経営上の研究が存在していても、スモールビジネス経営者はそも そもビッグデータを所持していないため、この研究結果を活用するすべが無い。ならば、 大企業経営研究を行い、大企業に寄与していた方がベターだと考える研究者が多数派とな る傾向が生じてしまう。

また,(2) はより深刻な理由である。ほとんど知られていない有名性の低い企業の場合, 学術研究論文の読者である研究者にとって,知られていない企業イメージが沸かないた め,研究論文自体が読まれにくい可能性が高く,結果的に,スモールビジネス経営の研究 が行なわれ難くなるという,負のフィードバックが発生しやすい。この理由の深刻さは, 人は通常より有名な情報に興味関心を持ちやすいという傾向性にある。しかしながら,日 本社会においては,有名大企業でない企業が,企業の大多数を占めているため,大企業以 外の企業研究は重要である。

さらに、(3) は文字通り、スモールビジネス経営を行う企業や人は、その定義からして、特長を持ち優秀な存在であっても見つけくいため、研究対象になりにくいという課題である。

上記 (1) ~ (3) の状況により、スモールビジネス経営研究の重要性は高いと考えられる。ピンク (2002) や、橘 (2011) によれば、今後日本におけるフリーエージェント化および、マイクロ法人起業化は増加することが示唆されている。

ゆえに、本研究では、スモールビジネス経営研究の重要性を認識しながら、検証と考察 を実施する。

## 2. スモールビジネス経営法則と大企業経営法則の逆転性

## 2.1 スモールビジネス経営と大企業経営の基本的相違

本研究では、「スモールビジネス経営と大企業経営の相違が極めて巨大であり、効果的な経営法則の多くが逆転している」という事実認識を前提に、スモールビジネス経営研究の重要性を確認する。

まず、大企業経営の特徴と、スモールビジネス経営の特徴を、詳細に分析し根拠を付けて体系化を行い、それぞれの特徴の長所と短所を検証する。

次に、大企業経営の時代が、徐々にスモールビジネス経営の時代に移行していく可能性について、検討する。スモールビジネス経営の重要性が時代的に要請されているにも関わらず、スモールビジネス経営についての研究、実践、教育、啓蒙が、決定的且つ圧倒的に不足している現状を確認し、その改善案を提示する。

さらに、上記の事実認識を前提として、スモールビジネス経営に適した「マーケティング」について考察し、現在および近未来における在るべき「スモールビジネス・マーケティング」についての研究を行う。

# 2.2. 大企業経営の特徴の分析と体系化

本節では、大企業経営の特徴を列挙し、その長所と短所を概観する。ある「特徴」は、置かれた状況や文脈の中で、ある時は長所になり、ある時は短所になる。よって、大企業経営の「特長」ではなく「特徴」の分析と体系化を扱うこととなる。

以下に、大企業経営の特徴を列挙し、分析と体系化を行う。まず、体系化として、大企業経営の特徴を、『ブランド的特徴』『規模的特徴』『販売的特徴』『媒体的特徴』『開発的特徴』の5つに分類した。その5分類の下部に項目を配置し、合計で14の特徴となる項目に体系化した。

## ■ブランド的特徴

- ・知名度(圧倒的なブランド力)
- ・歴史性(ずっと過去からあるという知名度や安心感)
- ・信用性(知名度や歴史性から得られる間違い無いという力)
- ・安全性(購買した商品に対して安全が保証されているという力)

## ■規模的特徴

- ・人材力(優秀目つ専門化と分業を行える人材の多さという力)
- ・資材力 (開発・製造・販売に使用する資材が膨大という力)
- ・資本力(巨額なものを購入し運用する力)
- ・資金調達力(株式市場等を使用して資金を調達する力)

## ■販売的特徴

- ・販売力(卸売店や小売店への影響力)
- ・顧客数 (知名度と歴史性の結果得られる顧客の多さの力)
- ・外注影響力 (関連会社に及ぼす影響力)

## ■媒体的特徴

・媒体影響力(マスメディアに対する影響力およびその結果得られる販売力)

## ■開発的特徴

- ・開発力 (人材力を投じて研究・調査・技術開発・特許取得等を行う力)
- ・製造力(資材力と人材力と資本力を投じて、大量生産を高速に行う力)

大企業経営の力は、この5分類14項目の体系化によれば、ある意味圧倒的有利に見える。より具体的に言えば、この14項目の特徴を、スモールビジネス経営は1つも所持していない。これが、「スモールビジネス経営と大企業経営の相違が極めて巨大であり、効果的な経営法則の多くが逆転している」という理由の1つである。この事実が、大企業の強力さを誇ってきたと言ってもよいだろう。

しかし、この大企業の特徴について、逆方向から分析・考察することにより、大企業の 脆弱性が伺い知れる。

事例として、2015年を中心に起きた「シャープの収益悪化と買収」というニュースを分析する。まず、『ブランド的特徴』に分類されている「信用性」は、ニュースによって致命的な打撃を受けた。「信用性」が失われた結果、何十年も続いて来た「知名度」「歴史性」「安全性」は、あっけなく失われた。このように『ブランド的特徴』の4項目全てが、極めて短期

## 間に崩壊した。

そうなると、「安全性」を失っているので、商品が売れなくなる。売れなくなる規模は『販売的特徴』の「顧客数」や「販売力」の膨大さに伴う。すると、『開発的特徴』の「製造力」が裏目に出て、商品の不良在庫が積みあがり巨額損益となるため、『規模的特徴』の「資本力」が欠損する。さらに、新卒の学生達は、シャープを就職先に選ばなくなる。すると、『規模的特徴』の「人材力」が損なわれる。

ここまでの分析で、既に全ての特徴14項目の内9項目である特徴の約7割近くが損益に 影響しており、大企業経営の特徴が致命的なまでに逆方向に働いている。オセロゲームの 白が黒に変わるかのような、大規模な反転現象として分析・考察することが出来る。

このように、大企業経営の特徴は、あるきっかけで急速な脆弱性を示し、その大きさは スケールメリットを反転させた、スケールデメリットとして大規模に現れる。

# 2.3. スモールビジネス経営の特徴

スモールビジネス経営においては、大企業経営の特徴の14項目のほぼ全てが存在しない。しかし、その一方で、スモールビジネス経営の強みも多数存在する。以下に列挙する。

以下に、スモールビジネス経営の特徴を列挙し、分析と体系化を行う。まず、体系化として、スモールビジネス経営の特徴を、『小規模活動的特徴』『事業規模変更可能特徴』『人材魅力・信用力的特徴』の3つに分類した。その3分類の下部に項目を配置し、合計で9の特徴となる項目に体系化した。

## ■小規模活動的特徴

- ・即断力(すぐ決定できる力)
- ・行動力(すぐ行動できる力)
- ・変化力(すぐ変化できる力)
- ・適応力(すぐ適応できる力)

## ■事業規模変更可能特徴

- ・拡大力 (急速に事業拡大できる力)
- ・縮小力(不利な状況下で,急速に事業縮小できる力)
- ■人材魅力・信用力的販売特徴
  - ・対人力(人対人で繋がる共感や信用の力。法人対法人では難しい)
  - ・結束力(人の紹介で人を信用する,多人数が結束する力)
  - ・拡散力(多人数が増加して広がることにより、情報が拡散する力)

これら、9項目のスモールビジネス経営の特徴は、大企業経営においては、1つも存在しておらず、「スモールビジネス経営と大企業経営の相違が極めて巨大であり、効果的な経営法則の多くが逆転している」ことの証左になっていると言える。

大規模企業経営の、シャープの事例のような事態は、スモールビジネス経営では起こりにくい。それは、「縮小力」に代表される『事業規模変更可能特徴』によって、スケールが大きくなる前に、事業規模を縮小する力、場合によっては事業を一時的に停止することが出来る力などによる。

また、スモールビジネス経営の特徴による長所としては、『小規模活動的特徴』という高速で「決断」と「行動」ができる力。また、『事業規模変更可能特徴』という、事業規模を好調か不調かによって急速に変化させられる力。さらに、『人材魅力・信用力的特徴』という、社長の顔が見える「法人」でありながら「自然人」に近い振る舞いを行える、人柄としての力の3点が考えられる。

また,これらの力の内,特に『人材魅力・信用力的特徴』は,ソーシャルメディアマーケティングを活用することで増幅されるという特長を持っている。

# 3. 経営におけるマーケティングの定義に関する検証

## 3.1.マーケティングの定義に関する検証

本研究の目的は、スモールビジネス経営に特有の効果的な「マーケティング」について 検討・考察し明確化することである。

上記目的のために、あえて、まず、大企業における「マーケティング」が、どのように扱われてきたかを俯瞰し検討する。なぜなら、大企業経営のマーケティングが、スモールビジネス経営のマーケティングを考える上での基盤として、役立つ可能性が高いためである。次に、「マーケティング」を、スモールビジネス経営において効果的に実践するための法則や事例として検証し、考察を行う。

初めに、本研究で扱う「マーケティング」を定義していく。マーケティングの定義は多数存在している。よく知られた定義としては、コトラー・ケラー(2014)における最も短い定義である「ニーズに応えて利益を上げること」が存在する。また、同書における標準的な定義として「ターゲット市場を選択し、優れた顧客価値を創造し、提供し、伝達することによって、顧客を獲得し、維持し、育てていく技術および科学」が存在する。この定義は、コトラー(2003)においても同一の定義として記載されている。

さらに、コトラー・ケラー (2014) で紹介されている別種の定義として、ドラッカー (2001) に記載されている「マーケティングの目的はセリング (販売) を不要にすること」という本質的かつ簡潔な表現も存在している。

なお、アメリカ・マーケティング協会 (AMA) (2007) によれば、「マーケティングとは、 顧客、依頼人、パートナー、社会全体にとって価値のある提供物を創造・伝達・配達・交換するための活動であり、一連の制度、そしてプロセスである」と定義されている。

また、社団法人 日本マーケティング協会 (JMA) (1990) によれば、「マーケティングとは、企業および他の組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための総合的活動である | と定義されている。

しかしながら、JMAの定義における「市場創造のための総合的活動」という表現は、あまりにも曖昧過ぎて具体的な行動規範になりにくいという意味の解説が、庭山 (2014) において指摘されている。庭山 (2014) によれば、「マーケティングとは、売れる仕組み創り」と簡潔に定義されている。

## 3.2. 本研究におけるマーケティングの定義

まず、本研究において、ドラッカー(2001)に記載されている定義「マーケティングの目

的はセリング (販売)を不要にすること」を、重要視する。その理由は、セリング (販売)を顧客視点で考えた場合、見込客に心理負担を与える行為と言えるためである。ゆえに、セリング (販売)を最小限にすることが見込客にとって重要であり、究極はセリング (販売)を不要にするレベルの「マーケティング」が重要となるためである。

次に、コトラー・ケラー (2014) およびコトラー (2003) における定義「ターゲット市場を選択し、優れた顧客価値を創造し、提供し、伝達することによって、顧客を獲得し、維持し、育てていく技術および科学」を、尊重する。その理由は、経営において最重要な要素である「顧客」について明確な言及を行っていることである。この「顧客視点」は、経営全般において極めて重要であるため、本定義を尊重する。

また,庭山(2014)における定義「売れる仕組み創り」を,重視する。理由は,本定義が本質的でありながら,簡潔でイメージしやすいからである。

アメリカ・マーケティング協会 (AMA) (2007) の定義は、抽象度が高いため、コトラー・ケラー (2014) の標準的な定義の具体的な目的や行動の表現を採用した方が、マーケティングを実施する際の規範になると判断し、AMAの定義は参考にするに留めた。

社団法人 日本マーケティング協会 (JMA) (1990) の定義は, さらに抽象度が高いと考えられる。「顧客との相互理解」という概念は単なる商取引を超えており評価できるが, 全体的に, あるマーケティング手法の良否の判定基準になりにくいため, JMA の定義も AMA と同様に, 参考にするに留めた。

以上の検討から、本研究における「マーケティング | を、

「見込客に対して, 購買意思決定を可能にする情報の自然な告知を行い,

購買の有無に関わらず信頼関係を継続する活動|

と定義する。この定義を採用する根拠についての検証を、以下に行う。

まず、「見込客」について検証する。商品販売において、「見込客」が明確になっていなければ、販売者は誰に「情報告知」してよいか不明であり、結果的に「情報告知」が不可能となるからである。もし、「見込客」が明確でなければ、誰にでも無差別に情報告知するしか方策がない。しかしながら、時間的にも、費用的にも、労力的にも、そんなことは現実には非常にコストパフォーマンスが悪い。

ここで、「見込客」をより具体的に表現すならば「見込客と見なすことが出来る顧客リスト」のことと考えてよい。つまり、「見込客」と見なすことが出来る「顧客リスト」、すなわち、「氏名と住所」、「氏名とメールアドレス」、「氏名とソーシャルメディアのアイデンティティ」などがなければ、「見込客」に「情報告知」するための「送り先」が不明ということになり、現実的に「マーケティング」は不可能となる。ゆえに、「見込客」の明確さは極めて重要となる。

次に、「購買意思決定を可能にする」ことについて検証する。「見込客」が想定できたといっても、「見込客」側の視点(顧客視点)で見た場合、ある商品が自分にとって購買に値するか否か?は、自明で無い場合がほとんどである。商品の大多数は、実際に購買し使用して所有してみなければ、購買に値する商品なのか否かを判別できない。

その代表が、無形商品である。無形商品とは、モノではなくサービスの形態を取ること

が多く、例えば「講座」「セミナー」「教室」「コンサルティング」「コーチング」「カウンセリング」「クリーニング」「引越し代行」「ベビーシッター」などが該当する。また、完全な無形商品でなくとも、「レストランの食事」「ホテル宿泊」「旅行パッケージ」「映画」「観劇」「書籍の多く」「音楽」「テーマパーク」「薬品」「病院治療」などは、購買後でなければ、その価値が分からない。つまり、「購買意思決定」が、顧客視点から見て困難な商品と言える。

ゆえに、その商品の「必要性」、「期待感」、「効果」、「効能」、「品質」、「信頼性」、「安全性」などを、「見込客」に詳細に伝達しなければ、「見込客」は購買意思を決定できない。つまり「分からないもの」は買わない。つまり、集客行為や販売行為の失敗の多数は、「見込客」が十分な商品情報を得ておらず、「購買意思決定」できていないにも関わらず、購買を迫った結果起こると考えてよい。これは考えてみれば当たり前のことにも関わらず、販売者はこの愚を簡単に犯してしまう。「商品」を理解できていないのに、購買することは有り得ない。

逆に言えば、自分にとって「必要性」が認識できて、「買うべきである」と理解できれば、「見込客」は高い確率で購買を行う。この「見込客」にとっての、商品の「必要性」の認識を可能にする行為が、「マーケティング」である。

さらに、「情報の自然な告知活動」について検証する。「見込客」のリストが存在し、購買意思決定を可能にするための情報の告知が可能になったとしても、この告知が不自然に強制的な販売感覚を「見込客」に与える場合、即座に、その「購買意思決定を可能にするための情報の告知」は失敗する。

つまり、顧客視点で考えれば、商品情報を矢継ぎ早に行われ、顧客の「必要性」、「期待感」の十分な認識が出来ていないタイミングで、不自然な告知を行われると、購買意欲は瞬時に低下する。よって、商品情報をいかに自然に告知するかが、極めて重要である。

また.「購買の有無に関わらず信頼関係を継続する活動 | については. 次章にて記載する。

## 4. スモールビジネス経営における効果的なマーケティングの本質に関する考察

## 4.1. マーケティングの本質的な「重要要因」に関する考察

本研究で扱うマーケティングの本質的な「重要要因」は、以下のとおりである。

- (1) 顧客とくに見込客に対する活動であること (LD 視点)
- (2) 購買意思決定を可能にするための商品価値の自然な伝達活動であること (CVR 視点)
- (3) 買われても買われなくても次回以降に買われる可能性を残すこと (LTV 視点)
- (4) 商品への信頼と同時に販売者個人への信用も高めていくこと
- (5) 仕組み化されていること
- (6) 販売過程を最小化できること
- (7) 見込客に販売過程への参加をしてもらうこと

以下本節では、マーケティングの「重要要因」の内、(1)(2)(3)について考察する。(4)(5)(6)(7)についての考察は、次節において行う。その理由は、(4)(5)(6)(7)の要因が、大企業経営と比較した場合、スモールビジネス経営において特に顕著に重要であり、判別して考察した方が良いと判断したためである。よって、まず、一般的なマーケティングの本質的な「重要要因」である (1)(2)(3) について考察を行う。

## (1) 顧客とくに見込客に対する活動であること(LD視点)

経営における「顧客」の重要性については、一倉 (1999) において、「顧客の存在しない経営は存在しない」「顧客の重要性に比べれば、会社内の組織管理等は副次的である」という意味の内容として明確化されている。収益は会社の外部にいる顧客からしかもたらされないのは自明である。また収益無き経営も有り得ない。よって、マーケティングにおいても、「顧客」は最重要の存在である。

先述したが、マーケティングの対象は、基本的に「見込客」である。「見込客」の「顧客リスト」が無ければ、通常はマーケティングを実行できない。すなわち、

「見込客への情報伝達には、一般的に見込客の顧客リストが必要である」 という法則が存在している。

「顧客リスト」とは、見込客に情報伝達を行うための、フェイスブック ID・メールアドレス・住所・電話番号等と見込客の氏名とが対になったリスト、つまり「見込客に情報が到達可能になるリスト」のことである。

よって、マスメディアのように無差別に告知情報の「大量同時伝達」を「リアルタイム」で実行可能な場合や、大都市拠点駅前に存在する「極端に立地のよい店舗」が存在するような場合など、特殊な環境下でない限り、「見込客」の「顧客リスト」を、「獲得」および「作成」することから、マーケティングは開始される。この事実を理解することが、マーケティングを実際に実行する上では、まず重要となる。

この「見込客」の「顧客リスト」の「獲得」および「作成」は、経営の基本である「誰に」「何を」売るのか考える際の、「誰に」に対応しており、マーケティングを行う上での最初の「重要要因」である。

ここで、顧客リストには、効果の高いものから、効果の低いものまでが存在する。効果の高い顧客リストとは、顧客属性が明確に分かっているリストである。例えば、過去の購買履歴の有無、資料請求の有無、フリーオファー(無料特典)獲得の有無、購買回数、購買単価、購買頻度、購買合計額、購買最終日、購買開始日などの属性は、顧客理解の上で極めて重要である。例えば、フリーオファー(無料特典)獲得経験のある見込客は、少なくとも商品や販売者に関心を持っていると考えられるため、購買の可能性が高いと予測可能だからである。

また,他の一般的な属性,性別,年齢もしくは年齢層,既婚未婚情報,参加コミュニティ,住所,職業,職種,収入層,資産概算,職歴,学歴,趣味なども,販売を行う上では重要となる。例えば,見込客の参加コミュニティが起業読書会だと知ることができれば,経営者になるための講座についての購入の可能性が考えられる。趣味が海外旅行だと知ることができれば、海外旅行に繋がる告知に関心を示す可能性が考えられる。

ただし、顧客リストを獲得し作成する際に、以上の情報を得ることは、通常困難であるため、最初はメールアドレス等ほとんど属性情報の無い「顧客リスト」を使った、マーケティング実施でも、やむを得ない場合もある。

さらに、「見込客」の「顧客リスト」をいかにして得るかとう方法は、名刺交換時に得た名刺を使う方法、何らかの講座を実施する際に申込フォームで属性を含んだ入力をしてもらう方法、フリーオファー (無料特典)をウェブ上で公開してその対価としてリストを得る

方法,フェイスブックで友達申請と承認を得て入手する方法,他社や他者から顧客リスト を規則の範囲内で購入するなどの方法が存在する。

この (1)「顧客とくに見込客に対する活動」、すなわち「見込客」の「顧客リスト」の「獲得」および「作成」は、専門用語で「LD (リード = LeaD)」と呼ばれることもある。LD (リード = LeaD)とは「導く、案内する」という意味に由来する。よって、本論文では、(1)「顧客とくに見込客に対する活動」の別の表現を、「LD 視点」と呼ぶことにする。

## (2) 購買意思決定を可能にするための商品価値の自然な伝達活動であること (CVR 視点)

経営において「商品」(サービスを含む)の存在しない場合はありえない。それにも関わらず、「商品価値」が分からないため、購買に至らない事例は後を絶たない。顧客にとって、「商品価値」が分からないどころか、神田(2002)によれば、「『商品』が売れない理由のナンバーワンは、『商品』が分からないから」と明記されている。

大企業においては、商品のイメージ広告戦略が可能である場合がある。つまり、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどマス4媒体や他の大規模広告を使用することにより、商品イメージを用いた商品価値の伝達ができる。場合によっては、マス媒体や大規模広告を用いて企業イメージの向上およびブランディングを行い、その企業イメージの向上効果およびブランディングを用いて商品価値を大幅に高め、商品単価と数量を同時にアップさせることができる場合がある。

しかし現在は、「ソーシャルメディア視聴時間の増加」「商品のウェブ検索による必要性の検証」「マス媒体広告でない友達レビュー共有による購買判断」が台頭しており、マス媒体が絶大な影響力を持っていた時代とは、変化していることも事実である。

いずれにせよ、マーケティングにおいては、購買意思決定のはるか以前から、見込客に対する「商品価値の自然な伝達活動」を行うことが必要である。ここで「商品価値」とは「① 興味関心 | 「②必要性 | 「③信頼性 | 「④期待値 | と考えられる。マーケティングの主たる目的

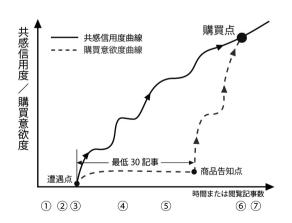


図 1 ブログ・ペルソナ・マーケティングモデル 販売成功例 非対面/非定型購買意思決定モデル <sup>星田(2014b)からの引用</sup>

の1つは、この「商品価値の自然な伝達活動」である。なお、商品価値だけでなく、販売者への「共感信用」が得られる情報の伝達も重要である。

マーケティングの「重要要因」の中でも最も重要な法則は、この(2)に対応する「見込客が、買うことを決めるまでは、決して商品を売ってはいけない」

という法則である。もし、この法則に反して、見込客の意思決定の前に商品を売ったとすれば、商品が売れないばかりか、「販売者に対する信用」を永久に失う場合もあり得る。よって、この法則を、いかに忠実且つ誠実に実行するかは、商品販売において極めて重要な事項となる。

この経営法則「見込客が、買うことを決めるまでは、決して商品を売ってはいけない」に関しては、星田 (2014b) が参考となる。星田 (2014b) では、実際の販売事例として「ブログを利用して起業準備スクールの販売を行う場合」におけるマーケティング事例を扱い、「購買意思決定モデル」についての分析および体系化についての研究を行っている。

星田 (2014b) の研究で扱われているマーケティングにおいて、見込客から見た販売者への「共感信用」が十分向上した後に商品告知 (商品販売)を行い、実際に購買が行われた場合 (図1)と、見込客から見た販売者への「共感信用」が十分向上していないにも関わらず、商品告知 (商品販売)を行い、見込客から販売者に対する「共感信用」の不足により購買が行わなかった場合 (図2)の結果が、それぞれ示されている。

図1および、図2において、横軸は「時間またはブログの閲覧記事数」であり、縦軸は「共感信頼度」または「購買意欲度」を表す。ここで、「ブログの閲覧記事数」は、本研究論文で定義されたマーケティングにおける「商品価値の自然な伝達活動」に該当する。また、実線で示された「共感信頼度」は、見込客の販売者に対する共感や信頼の高さを示す度数である。さらに、点線で示された「購買意欲度」は、見込客の購買に対する意欲を示す度数、つまり「買いたい気持ちの強さ」を表している。

図1においては、「商品価値の自然な伝達活動」が時間やブログ閲覧数とともに進んで、 見込客から販売者への「共感信用度」が十分上昇してから、「商品告知」すなわち「商品販売」

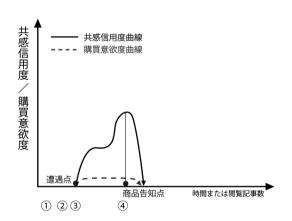


図 2 ブログ・ペルソナ・マーケティングモデル 販売失敗例 非対面/非定型購買意思決定モデル <sup>星田 (2014b)</sup> からの引用

を行っている。ゆえに、見込客の商品を買いたいという「購買意欲度」が自然に上昇して、 実際の購買を示す「購買点」に至っていることが理解できる。

図2においては、「商品価値の自然な伝達活動」が時間やブログ閲覧数として、まだ進んでおらず、見込客から販売者への「共感信用度」も十分上昇していないにも関わらず、「商品告知」すなわち「商品販売」を行っている。そのため、見込客の商品を買いたいという「購買意欲度」は、ほとんど上昇することなく失速して、購買を示す「購買点」に至っていないことが理解できる。

星田 (2014b) においては、「商品価値の自然な伝達活動」の手法として、「ブログ」が利用されている事例を扱っている。ただし、マーケティングの「商品価値の自然な伝達活動」の手法として、「フェイスブック」を利用しても、「メールマガジン」を利用しても、またソーシャルメディア以外の「郵送物」によって送付される「印刷物」等を利用する場合においても、同様の法則が成立する。

例えば、「郵送物」で送付される「印刷物」としては、通信教育による資格取得講座の資料などがある。資料の中に、いかにその通信教育の講座の効果や価値が高いかという情報を盛り込み、商品価値の伝達活動を行っている。ちなみに、ある見込客が「買わない」と決めたなら、そのとき販売者は「売らない」と対応することになる。これは当然のことで、「購買意思決定を可能にするための商品価値の自然な伝達活動」の結果、ある見込客が「買わない」と決めることは普通に起こり得るし、その場合は、その見込客にこの商品は必要ないということが分かっただけである。

マーケティングは、十分に「商品価値の自然な伝達活動」を行った結果、ある見込客がその商品を買うか買わないかを知る行為に他ならない。このマーケティングの本質を理解していない販売者は、見込客が「買わない」と決めているのに、「売り込む」という不適切な行動をして嫌われたり、自分の信用を失ったりしている。まことに勿体無い事態と考えられる。

マーケティングにおいては、この(2)という法則が極めて重要であるため、この(2)という法則を、さらに6種類に細分化して具体化した法則を、以下に記す。特に、商品価値の自然な伝達活動という表現の中の、「自然な伝達」とは何かを明らかにして記載している。

- (2) 1 見込客の必要性・期待値・信用度を少しずつ上げること
- (2) 2 見込客の売り込まれることへの精神的負担をずっと下げておくこと
- (2) 3 見込客が1回に受け取れる情報量に限定して告知すること
- (2) 4 見込客に十分な時間をかけて丁寧に情報を伝達すること
- (2) 5 最初は広報に徹すること
- (2) 6 最後も広告は最少にすること

である。自然な伝達を行うためには、(2) - 1「見込客の必要性・期待値・信用度を少しずつ上げ」ながらも、(2) - 2「見込客の売り込まれることへの精神的負担」を下げることや、(2) - 3「見込客が1回に受け取れる情報量に限定して告知」すること、また、(2) - 4「見込客に十分な時間をかけて丁寧に情報を伝達する」ことが重要となる。

見込客が買うということを決めて、ある商品を買う場合、「買うということを決める前」から「買うということを決めて実際買った後」に、状況が「転換」している。この「転換」の割合を、マーケティングでは専門用語で「転換率 (Conversion Rate 略して CVR)」と呼ぶ。

よって、本論文では、(2)「購買意思決定を可能にするための商品価値の自然な伝達活動」の別の表現を、「CVR 視点 | と呼ぶことにする。

## (3) 買われても買われなくても次回以降に買われる可能性を残すこと (LTV 視点)

(1) と(2) を忠実且つ誠実に実行しても、見込客が買う場合もあれば、買わない場合も当然起こりうる。その場合、買われても買われなくても、マーケティングに意味があるという考え方と行動が、この(3) である。

つまり、商品が買われても買われなくても、見込客が商品知識を向上させたり、見込客が販売者を信用したりするという意味や意義は残る。これが、次の告知と販売時に購買が起こる可能性を高める。少なくとも見込客の購買に対する信用は高まっているため、将来の購買の可能性は向上している。ゆえに、買われなかったから意味が無いというわけではなく、買われなくても意味があると考えられる。

## 「顧客が一生の内に商品を買う合計という、長期的視点でマーケティングを考える」

という法則が、経営においては重要になる。ある見込客が、実際の購買を行い有料顧客になった後、一生の内に商品を買う購買価格の合計を、マーケティングの専門用語で「ライフタイムバリュー(Life Time Value)」略して「LTV」と呼ぶ。よって、本論文では、(3)「買われても買われなくても次回以降に買われる可能性を残すこと」の別の表現を、「LTV 視点 | と呼ぶことにする。

以上、マーケティングの本質的な「重要事項」である (1) (2) (3) について考察を行った。これら3つの「重要事項」は、マーケティング用語としては、「LD」「CVR」「LTV」に対応している。これら3つの「重要事項」において、さらに本質的な事実は、「LD」「CVR」「LTV」の全てが「計測可能」であるということである。

「計測可能」であるがゆえに、その計測数値を記録し、前回と比較し、改良することによって次回を予測することが可能となる。これが、マーケティングは科学的であると解釈可能な、大きな理由となっている。

# 4.2. スモールビジネス経営におけるマーケティングの本質的な「重要要因」 に関する考察

本節では、前節に引き続き、マーケティングの重要要因の内  $(4) \sim (7)$  についての考察を行う。 $(4) \sim (7)$  の要因について、 $(1) \sim (3)$  の要因と別の節において考察を行う理由は、スモールビジネス経営において、 $(4) \sim (7)$  の要因が、より決定的に成り得るからである。つまり、大企業経営のマーケティングと異なり、スモールビジネス経営のマーケティングにおいて、より本質的かつ決定的な要因であるゆえ、本節において考察を行うことにした。以下、 $(4) \sim (7)$  のマーケティング定義について、考察を行う。

## (4) 商品への信頼と同時に販売者個人への信用も高めていくこと

スモールビジネス経営におけるマーケティング行為の中では、マーケティングプロセスが、商品への信頼と同時に販売者個人への信用も高めていくことになる。なぜなら、スモールビジネス経営においては、経営が基本的に1人ビジネス形態なため、購買者からは販売者の顔が見える経営状況になる。

つまり、大企業のような、社長が誰だか分からないような状況ではなく、あの社長から

買っているという意識で見込客は思考し行動する。よって、スモールビジネス経営におけるマーケティング行為は、「商品への信頼」だけでなく、「販売者個人への信用」も高めるような配慮が必要である。例えば、告知記事の中で、誠実で信頼に足る人物であることが分かるような内容を書くなどの行為が重要となる。

## (5) 仕組み化されていること

一旦築かれたマーケティング手法が、究極的にほぼ自動的に機能するような「仕組み」になっていることが、スモールビジネス経営にとっては、極めて重要となる。特にスモールビジネス経営においては、大企業のように莫大な人員・資材・費用をかける販売活動が困難である。よって、極力ヒト・モノ・カネの不要な「仕組み化」されたマーケティングの創造が必要である。

# (6) 販売過程を最小化できること

前述したが、スモールビジネス経営は「主として基本1名による経営形態」と定義されている。よって、セリング、特に対面のセリング(販売)を専門的に行う多人数の販売部門を設けることはできないか、もしくは非常に困難である。つまり、セリング・プロセスを最小限にしておかなければ、商品開発など他の重要経営活動が行えない。よって、スモールビジネス経営において、究極はセリングを不要にするレベルのマーケティング、つまり「仕組み化された販売プロセス」が必要となる。

スモールビジネス経営にとって、セリング・プロセスは、ヒト・モノ・カネだけでなく、買い手と売り手の双方の精神負担を必要とするプロセスである。これは、セリングが重要でないということではない。しかし、セリング開始のはるか以前に、的確で十分な商品価値伝達が為されていなければ、セリングは機能しない。つまり、商品価値の伝達ができていない状態で、見込客にセリングを実施した場合、まず購買はありえない。

購買がないばかりか、経営の信用もしくは経営者の信用を失うことすらあるだろう。なぜなら、商品の価値が分からないのに買わせることは、一種の暴力とも言える野蛮な行為だからだ。商品が購買されないだけでなく、経営の信用を失うことは、経営者にとって死活問題である。ゆえに、マーケティングにおいては、マーケティングの本質つまり前節と本節の(1)~(7)における重要要因を認識し、経営行動を行う必要がある。

マーケティングの主たる目的の1つが,商品価値の伝達活動であることは(2) において述べたとおりである。ちなみに,コトラー(2003) でも言及されているが,マーケティングは,しばしばセリング(販売) と混同される。しかし,マーケティングとセリング(販売) は,ほとんど正反対とも言える活動であることが,先述した(1)  $\sim$  (3) の記述で理解可能であろう。

スモールビジネス経営におけるマーケティングにおいては、本節の(4) ~ (7)が大企業経営におけるマーケティングと比較して、より重要である。単に重要であるだけでなく、 大企業経営とは異なるマーケティング戦略および戦術を立案し実行する必要がある。

マーケティング研究の多くは大企業を扱っている。ということは、スモールビジネス経営に役立つマーケティング研究を独自に行わなければならない。本研究論文は、その目的のために存在していると考えてよい。

# (7) 見込客に販売過程への参加をしてもらうこと

マーケティングのプロセスにおいて、最上の出来事の1つは、見込客に販売過程への参加をしてもらうことである。なぜなら、自分以外の第3者から見た客観的な視点が、マーケティングに導入されるからだ。この自分以外の見込客または有料顧客を、「フォロアー」と呼ぶこともある。自分の行為をフォローしてくれる人々という意味である。

フォロアーが、マーケティングプロセスに入ることで、買う人だけでなく、買わない人の情報も入り込む。しかしながら、筆者の体験では、この買わない人情報、例えば「今は買いませんけど、検討します」のような声が、演技ではない真実のマーケティングプロセスが実在する事実を、他の見込客に公開できるため、見込客から見た信頼性が極めて高まり、結果的に「CVR (転換率) | は向上し、売上は増加する。

#### 5. まとめ

本研究では、スモールビジネス経営における効果的なマーケティングの本質について、研究を行った。本研究に先立つ背景として、「スモールビジネス経営と大企業経営の相違が極めて巨大であり、効果的な経営法則の多くが逆転している」という事実認識を、検証し体系化した。この事実認識を用いることで、スモールビジネス経営における効果的なマーケティングの本質に関する検証と考察を、的確に行うことが可能となっている。

# 6. 参考文献

参考文献の表記について

文献の全文が参考になる場合はページ指定を行わない、または「他全文 | と表記する。

中小企業白書 (2011) 「中小企業白書 (2011年版) 全文 第3部 経済成長を実現する中小企業」中小企業庁 pp202

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h23/h23\_1/110803Hakusyo\_part3\_chap1 web.pdf

中小企業庁 (2013)「小規模事業者の現状と課題について 1. 小規模事業者の現状」中小企業庁 pp26

http://www.meti.go.jp/committee/chuki/kihonseisaku/pdf/001\_05\_00.pdf

Cooper, A (. 1999), The inmates Are running the Asylum. New York: Macmillan (. 邦訳 アラン・クーパー『コンピューターは、むずかしすぎて使えない!』 翔泳社、2000 年) ダニエル・ピンク (2002) 「フリーエージェント社会の到来 | ダイヤモンド社

榎本英剛(2014)「本当の仕事」日本能率協会マネジメントセンター

フィリップ・コトラー, ケビン・レーン・ケラー (2014) 「コトラー&ケラーのマーケティング・マネジメント (第12 版)」 丸善出版株式会社 pp296-337, pp307

藤村靖之(2011)「月3万円ビジネス」晶文社

福島正伸(2004)「企業学」風人社

浜口 隆則 (2013) 「起業の技術」 かんき出版

星田昌紀 (2014a) 「ブログを利用したペルソナ・マーケティングにおける購買意思決定の研究 | 千葉商大紀要 | 第52 巻 | 第1 号

星田昌紀 (2014b) 「個人ビジネスにおけるブログ・ペルソナ・マーケティングの購買意思 決定モデルの考察 | 経営情報学会 2014 年秋季全国研究発表大会

星田昌紀 (2015a) 「フリーエージェント化社会を見据えたビジネス読書会の研究」千葉商 大紀要, 第52 巻, 第2 号

星田昌紀 (2015b) 「スモールビジネス起業家の心理特性に関する研究」 千葉商大紀要, 第53 巻. 第1号

星田昌紀 (2015c) 「ビジネス読書会における傍観者効果についての研究」 経営情報学会 2015 年秋季全国研究発表大会

星田昌紀 (2016a) 「スモールビジネス経営の理念と収益に関する研究 - 顧客編 - 」千葉商 大紀要, 第53巻, 第2号

本田健(2008)「普通の人がこうして億万長者になった」講談社(2004年の文庫化)

一倉定 (1999) 「一倉定の経営心得」 日本経営合理化協会出版局 pp88

伊藤洋志(2012)「ナリワイをつくる 人生を盗まれない働き方」東京書籍株式会社

岩崎邦彦 (2004) 「スモールビジネス・マーケティング―小規模を強みに変えるマーケティング・プログラム」中央経済社

ジョンS. プルーイット (2007) 「ペルソナ戦略 | ダイヤモンド社

加護野忠男(2005)「最強のスモールビジネス経営」ダイヤモンド社

神田昌典(2002) 「60分間・企業ダントツ化プロジェクト」ダイヤモンド社

高坂勝 (2010) 「減速して生きる―ダウンシフターズ | 幻冬舎

鯨井基司・坂本恒夫・林幸治 (2010) 「スモールビジネスハンドブック | 株式会社 Bkc

ピーター・F・ドラッカー (2001)「【エッセンシャル版】マネジメント - 基本と原則」ダイヤモンド社 pp17

ロバート・キョサキ (2001)「金持ち父さんのキャッシュフロー・クワドラント」 筑摩書房 酒井とし夫 (2006)「小さな会社が低予算ですぐできる広告宣伝心理術」 日本能率教会マネジメントセンター pp75

末吉孝生 (2014) 「コレが欲しかった! と言われる『商品企画』のきほん」 翔泳社 pp114-117 橘玲 (2011a) 「貧乏はお金持ち――『雇われない生き方』で格差社会を逆転する」 講談社 (2009年の文庫化)

橘玲 (2011b) 「大震災の後で人生について語るということ」講談社

高井紳二(2014)「実践ペルソナ・マーケティング」日本経済新聞出版社 pp40

竹田 陽一・ 栢野 克己 (2002) 「小さな会社・儲けのルール―ランチェスター経営7つの成功戦略」フォレスト出版

田中洋 (2014)「マーケティングキーワードベスト 50」U-CAN (株式会社ユーキャン学び出版) pp22-27

山岸俊男 (2001) 「社会心理学キーワード」 有斐閣 pp140-141,pp225

(2016.7.20 受稿, 2016.8.17 受理)

# [抄 録]

本研究では、スモールビジネス経営における効果的なマーケティングの本質について、研究を行った。本研究に先立つ背景として、「スモールビジネス経営と大企業経営の相違が極めて巨大であり、効果的な経営法則の多くが逆転している」という事実認識を、検証し体系化した。この事実認識を用いることで、スモールビジネス経営における効果的なマーケティングの本質に関する検証と考察を、的確に行うことが可能となった。

# 〔論 説〕

# 東洋ゴム工業の免震ゴム事件等の事例研究

樋 口 晴 彦

キーワード:組織不祥事、リスク管理、傍流事業、再発防止対策、組織文化

## はじめに

本稿は、東洋ゴム工業株式会社(以下、会社名では「株式会社」を省略する)で近接して 発覚した3件の性能偽装事件に関する事例研究である。

本事件を誘発した原因メカニズムとしては、傍流事業のために担当者を単独・長期配置とせざるを得ず、業務の監督や内部監査が困難であった問題に関して「傍流事業の特殊性のリスク」、組織防衛の意識から関係者が対応の遅延や事件の隠蔽を自己正当化していた問題に関して「不正行為の自己正当化のリスク」及び事件対応を早く決着させたいと経営者が焦燥するあまり、再発防止対策の立案・実施が疎かになった問題に関して「再発防止対策の空洞化のリスク」の3類型を抽出した。さらに、組織不祥事の再発防止対策の実効性について具体的に検証し、企業側では不祥事の再発を防止することよりも、対策を推進していると対外発表することによる広報効果を優先していると問題提起した。

## 1. 事件の全体像

東洋ゴム工業は、自動車用タイヤ・自動車用部品・各種資材を製造販売する企業であり、東証1部に上場している。ゴム・タイヤ業界では、ブリヂストン、住友ゴム工業、横浜ゴムに次ぐ国内第4位のメーカーであるが、市場占有率は約6%と小さい。2014年12月期の連結売上高は393,782百万円、当期純利益は31,240百万円、連結従業員数は10,849人であった。

東洋ゴム工業の事業構成は、タイヤ事業とダイバーテック(非タイヤ)事業に大別される。2014年12月期のタイヤ事業の売上高は312,208百万円(全体の79.3%)、営業利益45,318百万円(利益率14.5%)であった。ダイバーテック事業は、自動車用防振ゴムなどの輸送機器部品、断熱・防水資材や産業・建築資材などの化工品を取り扱っており、同期の売上高は81.508百万円(全体の20.7%)、営業利益2.068百万円(利益率2.5%)であった。

近年, 東洋ゴム工業では, 以下の3件の組織不祥事が近接して発覚した。

- ・断熱パネル事件 (2007年11月公表)
- ・免震ゴム事件 (2015年3月公表)
- ・防振ゴム事件 (2015年10月公表)

これらの組織不祥事には、ダイバーテック事業の製品の性能数値を偽装したこと、幹部 (取締役、執行役員及びそれに準ずる上級管理者を指す)や管理者が不正を認識した後も対 応が遅延したことなど共通点が多い。以下、それぞれについて分析する。

# 2. 断熱パネル事件(1)

大臣認定制度とは、建造物、建築材料等の性能を国土交通大臣が認定する制度である。 指定性能評価機関で性能審査を受け、性能指標が性能評価基準を満たしていると認められ れば、性能評価書が交付される。その性能評価書を添付して国土交通大臣に申請すると、 大臣認定を受けることができる。

2007年11月,東洋ゴム工業は、硬質ウレタン製断熱パネル(以下、「断熱パネル」とする)について準不燃材料等の大臣認定を不正に取得していたことを公表した。

断熱パネル事業を開始した1991年から2007年上期までの総生産量224万㎡のうち、不正に認定を受けた断熱パネルは17万㎡(全体の7.6%)であり、工場53件、倉庫27件、店舗71件など計159件に使用されていた。東洋ゴム工業は、これらの物件の改修などの補償費用として、2008年3月期に40億円の特別損失を計上するとともに、不正に認定を受けた断熱パネル6品目の製造・販売から撤退した。また、本事件の責任を取って代表取締役社長が辞任するとともに、取締役と執行役員が月額報酬減額の処分を受けた。

## 2.1 不正行為の態様

1980年代の東洋ゴム工業は、建築物の断熱工事に用いる吹き付け用原液の分野で高い市場占有率を有していた。しかしこの工事には、発泡剤のフロンを大量に環境中に放出するという問題があり、モントリオール議定書(1987年採択)により将来的にフロン規制が強化されることとなったため、新技術の開発が急務となった。

東洋ゴム工業は、1989年9月にイタリアのイソテクニカ社から冷凍・冷蔵用の断熱パネルの連続生産装置と技術情報を購入する契約を締結した。この断熱パネルは、硬質ウレタンを鉄板で挟み込んだ構造で、工場生産によりフロンの放出を管理することが可能だった。また、断熱パネルを建物外壁などの構造部材として使用する建築方法を導入することで、硬質ウレタン分野の総合展開を図る狙いもあった。

1990年秋、断熱パネルの製造・施工技術を修得するため、東洋ゴム工業は技術トレーニーを派遣した。しかしその段階で、イソテクニカ社には日本の防火・耐火基準に関するノウハウがなく、日本の基準に適合した断熱パネルの開発には相当な困難が予想されることが判明した。さらに同年末頃には、イソテクニカ社に断熱パネルの材料のイソシアヌレートを開発する能力がないことも明らかとなった。

東洋ゴム工業は、1991年6月までに断熱パネルの製造体制を整えたが、なかなかイソシアヌレートを開発できなかったため、指定性能評価機関に提出する試験体を偽装することを技術部門が計画した。汎用ウレタンに難燃剤の水酸化アルミニウムを 40% も配合 (2) した偽装試験体で燃焼試験に合格し、1992年10月に準不燃材料の大臣認定を取得した。1993年1月には防火構造、そして 1994年3月には準耐火構造の大臣認定を取得したが、その際にも同様に水酸化アルミニウムを 40%配合した偽装試験体を使用した。

<sup>(1)</sup> 本事件に関する事実関係の認定は、主として「東洋ゴム工業社内調査委員会」の報告書(社内調査委員会 (2007)) 及び「東洋ゴム工業第三者委員会」の報告書(第三者委員会 (2007)) に依拠している。

<sup>(2) 40%</sup>という配合では同社の設備で製造することが不可能だった。また、実際の生産では水酸化アルミニウムを使用しなかった。

以上のとおり、東洋ゴム工業では、偽装試験体により準不燃材料等の大臣認定を不正に取得した上で、大臣認定の性能を満たしていない製品<sup>(3)</sup>を製造・販売したものである<sup>(4)</sup>。

## 2.2 対応の放置

本事件では、不正を実行した者以外にも、以下に示すように幹部を含む多数の者が不正 を認識していた。

- ・技術部門の1993年度の技術開発テーマには、「試験に合格した水酸化アルミニウム 入りウレタン配合で生産できる技術を確立すること」(社内調査委員会(2007),4頁) が掲げられており、技術部門全体が不正を認識していた。
- ・1993年3月に開かれた会議では、イソシアヌレートの配合技術の開発に失敗した旨を技術部門が報告(以後、イソシアヌレートの開発は停止された)したにもかかわらず、製造・販売を承認した。同会議に出席した化工品事業本部の本部長、技術本部長、営業本部長は、不正を認識していたと推察される。
- ・問題の断熱パネルに関しては、大臣認定取得後も製品販売用カタログに「準不燃」「防火構造」との記載がなく、社内調査委員会(2007)は、「歴代の販売担当者は、販売している製品が大臣認定を取得したものと異なった製品であるということを認識していたと推察される」(同5頁)と認定した。
- ・2001年2月及び2006年3月に、イソシアヌレートの開発の再開が技術部門及び販売 部門の担当者会議の議題とされており、大臣認定の不正取得について関係者があら ためて認識したと推察される。

本事件が発覚したのは、2007年10月30日、建材メーカーのニチアスが、軒裏部材や間仕 切壁の大臣認定を取得する際に、試験体に水を含ませるなどの手口で性能を偽装したと発表したことが契機であった。これを受けて東洋ゴム工業で調査を開始したところ、翌31日 に技術部門担当者が不正をしていたと告白した (5)。国土交通省への報告と報道発表が行われたのは11月5日である。

## 2.3 事件の背景

本事件を誘発した事情として、技術力の不足、技術経営力の不足、経営幹部及び営業部門の圧力、性善説の大臣認定制度の4件、長期にわたって不正に気付かなかった事情として社内の縦割り意識、そして全般的な問題点として希薄なコンプライアンス意識が挙げられる。

<sup>(3)</sup> 大臣認定では炎に10分間耐えられる性能を要求していたが、実際に販売していた製品では4分間しかもたなかったとされる。

<sup>(4)</sup> これ以外にも、東洋ゴム工業では、2004年5月に難燃剤を10%混入した試験体で不燃材料の大臣認定を適正に取得したにもかかわらず、この配合では製品の外観に問題が発生したため、大臣認定とは異なる配合(難燃剤5%以下)とした製品を製造・販売していた。ただし、この事件については、事実関係に不明な点が多く、販売期間も短かったことから、本稿では取り上げない。

<sup>(5) 「(</sup>ニチアスの発表を受けて東洋ゴム工業では,)ニチアスと競合する分野で「どんなところでチャンスがあるのか」と調査を開始。ところがその中で,建材部門の技術部長から「ニチアスと同様の問題がある」と役員に伝えられた」(朝日新聞2007年11月6日朝刊)。

## 2.3.1 技術力の不足

不正行為に至った直接の原因は,準不燃性能を満たすイソシアヌレートの開発に失敗したことであった。この技術力不足には,内部対立により社内の技術ノウハウを結集できなかったことが影響していた。

断熱パネル事業への進出に関しては、原液の供給先との関係を悪化させるとしてシステム原液グループが強く反対した経緯があったため、工事グループを中心に対応することになった。その結果として、「同じ実験室、同じ作業場を共有する技術陣同士でありながら、工事部門とシステム原液部門とが互いに相手方の問題に立ち入ることを意識的に避ける言動・雰囲気」(社内調査委員会(2007)、6頁)が生じ、「(工事グループは、)他のグループからの協力や援助が受けられず孤立して「みようみまねの準不燃材料配合開発」や「設備機械についての知見・ノウハウ」がまったくないままの開発を強いられた」(前同)とされる。

# 2.3.2 技術経営力の不足

1989年9月にイソテクニカ社と技術契約を結ぶまでに、東洋ゴム工業が調査員を派遣したのは2回だけであった。しかも、1988年11月の第一回調査はわずか3日間であり、1989年6月の第二回調査も事前の打ち合わせや質問事項の整理をせずに臨んでいた。イソテクニカ社にイソシアヌレートの開発能力がないという重要事実が看過されたことに鑑みても、これらの調査が実質を伴っていなかったと認められる。

「第一回・第二回の派遣者のヒアリングからは「既に導入は決まっていた」との証言が出ている」(社内調査委員会(2007),2頁)とされる。東洋ゴム工業の経営陣は,2.1で前述したように、断熱パネルにより硬質ウレタン分野を総合展開できると期待していたため、調査を実施する前から断熱パネルの事業化を決断していたと認められる。

断熱パネル事業の売上予測については、1992年度に5億円、1995年度には30億円と急成長を見込んでいた。しかし実際には売上がさほど伸びず、事件発覚直前の2006年度でも11億円にとどまった。同事業では東洋ゴム工業が後発(競合他社は10年前から断熱パネルの販売を開始)であったことを考えると、事業の成長性についての経営陣の判断は甘いと言わざるを得ない。

その背景について第三者委員会(2007)は、「当時の時代背景を鑑みるに、日本全体に経営の多角化がもてはやされ、多くの企業が新規事業の開発に浮かれていた(中略)実際、当社においても、本件以外にも多くの新規事業が手がけられてきたのである(但し、成功したものはけっして多いとは言えないが)。従って、新規事業への取り組みの是非に関する当時の経営判断に「甘さ」があったことが、本件が発生した重要な背景である」(同4頁)と指摘している。

以上のように、東洋ゴム工業の経営陣に技術経営力が不足しており、事業化に当たっての技術的困難性を認識していなかった上に、バブル経済と経営の多角化という当時の流行に乗せられて、安易に断熱パネル事業を推進したと思量される。

## 2.3.3 経営幹部及び営業部門の圧力

断熱パネルの製造設備への投資額は15億円にとどまり、イソシアヌレートの開発に成功するまで製造を延期し、結果的に断念する事態に至ったとしても、東洋ゴム工業の受ける

ダメージは比較的軽微であった。それにもかかわらず、不正行為を犯してまで大臣認定を取得したのは、「販売部門から「何が何でも(方法は問わないから)準不燃認定に耐える両面鉄板ウレタン断熱パネルが欲しい」との要請が続き、事業本部トップからも「販売戦略上、生産維持の点から両面鉄板ウレタン断熱パネルで絶対準不燃認定を取得すること」との指示が技術部門へ出ていた」(社内調査委員会(2007)、3頁)ことが理由とされる。

特に幹部からの圧力について、社内調査委員会(2007)は、「本事業導入のリーダーであった当時の役員は、(中略)強いリーダーシップが下位者をして不正実行の指示・圧力と判断せしめた可能性は否定できない」(同6頁)と認定している。その背景として、「(システム原液関係者の)猛反対を押し切って硬質ウレタン業界での更なる飛躍を期しての導入技術と設備による新規事業開始が、(中略)「失敗であると認めたくない」という事情があった」(同6頁)と推定しており、経営判断の失敗を糊塗したい心理が働いたと推察される。

# 2.3.4 性善説の大臣認定制度

ニチアス事件及び本事件の発覚により大臣認定に対する不信感が広まったことから,国土交通省では,2007年11月から12月にかけて「準耐火性能試験・不燃性能試験等の不正受験に関する調査」を実施した。調査対象は,防耐火材料等の大臣認定を取得している全企業(1,772社・認定件数13,965件)であった。

有効回答数 13.541 件のうち不正を報告したのは 130 件 (全体の 1%) で、その内訳は、「申請仕様とは異なる試験体によって性能評価試験を受験したもの」が 12 件 (5 社)、「大臣認定の仕様とは異なる仕様で販売等を行ったもの」が 118 件 (46 社) であった。さらに、この調査に併せて、国土交通省で性能を確認するサンプル試験を実施したところ、試験対象計 125 件のうち7件 (全体の 5.6%) が所要の性能を満たしていないことが判明した。

以上のように不正あるいはその疑いが散見されるのは、大臣認定制度が性善説に立脚していたためと思量される。本事件の手口が示すように、指定評価機関は企業側が持ち込んだ試験体を評価するだけで、試験体が申請書どおりの材質かどうかについては確認しなかったため、企業側は、申請書とは異なる材質の試験体を作成し、性能基準を満たしているように偽装することが容易であった<sup>(6)</sup>。

## 2.3.5 社内の縦割り意識

断熱パネル事業は売上が低迷していたにもかかわらず,事業撤退の判断がなされなかったことが,結果的に不正行為の継続につながった。その背景としては,2.3.1で前述したように,事業進出の経緯により他のグループから孤立していて実態把握が困難であったこと (7) に加えて,社内の縦割り意識が強く他部門への干渉を避ける傾向が存在したことが挙げられる。

<sup>(6) 「(</sup>性能評価) 機関によると、性能評価を行う際には、メーカーから申請書と試験体、サンプルの提供を受ける。 試験体は加熱試験をする際、寸法や外形などをチェックするだけ。サンプルは解体するなどして、含水率や比 重などを調べ、目視で申請書通りの材料が使われているかを確認する。試験体は、成分検査を実施したサンプ ルと同一との前提があるため、成分検査は行わないという」(読売新聞2007年11月10日夕刊)。

<sup>(7) 「</sup>本件は事業誕生の経緯にそもそもの無理があり、その後「狭いサイロ」の中で運営されていた。そのため、実態の把握が困難であった」(第三者委員会(2007),5頁)。

後者の事情について第三者委員会 (2007) は、「本件が長年発覚しなかった理由として、(中略) 当社の事業は大きくは「タイヤ事業」と「非タイヤ事業」に分かれるが、両者はあたかも「別の会社」のように運営されてきたのではないか。「非タイヤ事業」の中を見ても、部門の中に閉じて思考する傾向があり、また、他の部門の事柄には口を出さないという風潮があったのではないか」(同5頁)と指摘している <sup>(8)</sup>。

# 2.3.6 希薄なコンプライアンス意識

多くの従業員が不正を認識していたにもかかわらず、長期にわたって放置していた理由について社内調査委員会(2007)は、「事業の責任者、当該部門の生産・販売・技術の責任者の暗黙の了解の雰囲気があって個々人としての不正関与も浅いまま今日に至ったのではないか」(同6頁)と指摘している。

東洋ゴム工業のコンプライアンス意識の希薄さを端的に示しているのが、事件発覚直後の経営陣の反応である。報道によれば、「「こんな小さな事業規模での不正で社長が辞める必要はない」。〇〇社長がパネル性能の偽装を発表した五日、東洋ゴムの社内では事態を軽視する意見が多数を占めた。(中略) 事態を転回させたのが、顧客からの抗議や問い合わせの電話。偽装発表後の一週間で四百三十九件に及んだ。大部分は「うちのパネルは大丈夫か」という問い合わせだったが、解決が遅れれば「タイヤの品質管理は大丈夫か」という疑問につながりかねない。甘く見ていた社内の雰囲気は大きく変わっていった」(日経産業新聞 2007 年 11 月 30 日)とされる (9)。

## 3. 免票ゴム事件 (10)

2015年3月,東洋ゴム工業(以下,一部で「TR」と表記)は、同社及びダイバーテック事業関連の100%子会社の東洋ゴム化工品<sup>(11)</sup>(以下,一部で「CI」と表記)が製造・販売していた建築用免震積層ゴム<sup>(12)</sup>(以下,「免震ゴム」とする)について、性能数値を偽装して大臣認定を不正に取得するとともに、大臣認定の性能評価基準に適合していない製品を販売していたことを公表した。

東洋ゴム工業の2015年12月期決算では、製品補償対策費及び製品補償引当金として466 億円の特別損失を計上した。また、2015年7月には、事件公表当時の東洋ゴム工業の社内

<sup>(8)</sup> こうした縄張り意識が形成された事情は明らかでないが、本事件の再発防止対策の一つとして、社内調査委員会(2007)は「部門間人事異動の徹底による「適正なローテーションの実施」」(同8頁)を掲げており、部門間人事異動の少なさが問題視されていたことが窺える。

<sup>(9)</sup> 事件当時の東洋ゴム工業には社外取締役が選任されておらず、企業統治が欠如していたことが、経営陣のコンプライアンス意識の希薄さに結びついた可能性がある。

<sup>(10)</sup> 本事件に関する事実関係の認定は、主として「「免震積層ゴムの認定不適合」に関する社外調査チーム」(以下、「社外調査チーム」という)の報告書(社外調査チーム(2015))及び国土交通省免震材料に関する第三者委員会(以下、「国交省委員会」という)の報告書(国交省委員会(2015))に依拠している。

<sup>(11)</sup> 東洋ゴム化工品は,2013年1月に発足した。

<sup>(12)</sup> ゴムと鋼板を交互に積み重ねた構造の建築材料で、建物の基礎部分に設置する。地震発生時には水平方向に変形し、地震の揺れが建物に伝わりにくくする。

取締役5人全員について辞任(予定を含む)あるいは降格の処分を発表した(13)。

## 3.1 不正行為の態様

## 3.1.1 大臣認定の不正取得

東洋ゴム工業は、2000年12月から2012年2月までの間に、免震ゴムに関して計24件の大臣認定を取得した。その内訳は、せん断弾性係数が0.39N/mm²の高減衰ゴム系積層ゴム支承(以下、「G0.39」とする)が5件、同G0.35が7件、同G0.62が2件、天然ゴム系積層ゴム支承が6件、弾性すべり支承が2件、戸建て住宅用高減衰ゴム系積層ゴム支承が2件である。CIの開発技術部で免震ゴムの性能検査を担当していた【従業員①】(14)は、このうち20件について、技術的根拠のない数値を申請書類(15)(以下、「黒本」という)に記載し、性能評価基準(16)を満たしていると偽装して、大臣認定を不正に取得していた。偽装の態様としては、摩擦・振動数・温度・試験機等の差異を解消するため試験結果を補正する際に技術的根拠のない補正処理をしたケースと、試験を実施せずに推定した数値を記載したケースが

## 3.1.2. 性能検査結果の偽装

挙げられる。

免震ゴムの出荷プロセスを概観すると、《受注→製造部が免震ゴムを製造→製造部及び 開発技術部が製品の性能検査を実施→開発技術部が性能指標の合否を判定→品質保証部が 検査成績書を作成→製品中の1基について顧客立会いのもとで製造部が立会検査を実施→ 開発技術部が性能指標の合否を判定→品質保証部が検査成績書と立会検査結果を顧客に交 付→出荷》となる。

【従業員①】及び彼の手法を引き継いだ後任者の【従業員②】及び【従業員③】は、性能検査の際に技術的根拠のない補正処理を行って、性能指標が性能評価基準<sup>(17)</sup>に適合したと報告し、不適合製品を出荷させていた。事件発覚後に再検証した結果、免震ゴムを設置した全209物件のうち154物件<sup>(18)</sup> (全体の73.7%) が性能評価基準に適合していなかった。個別には、全5.725基のうち2.730基(全体の47.5%)が不適合製品と判明した(表1参照)。

- (13) 2016年5月に東洋ゴム工業の個人株主が、2007年から2015年まで取締役を務めた者のうち19人に対し、免震ゴムの製造・出荷等に関する善管注意義務違反により、同社に生じた損害466億円余の支払を求める訴訟を提起するように監査役に請求した。
- (14) 2000年から2002年4月にかけての不正行為について、【従業員①】は別の従業員が行ったと主張しているが、 その従業員は既に死亡しており、事実関係に不明な点が多い。
- (15) 申請書類の内容は、製造方法、構造等の基本情報、性能指標の具体的数値、数値の算定基礎となった技術資料 などである。
- (16) 水平剛性及び減衰定数については設計値からの乖離が20%以内,鉛直剛性については同じく30%以内に収まることが要求されている。
- (17) 水平剛性及び減衰定数については個々値の乖離が設計値に対して20%以内,建物全体に使用した製品の平均値の乖離が同じく10%以内,鉛直剛性については個々値の乖離が30%以内に収まることを要求している。
- (18) 154物件のうち153物件が建築基準法上の違反建築物となる(残る1物件は重要文化財)。また, 免震ゴムの種類別では, 55物件がG0.39関係である。

製品名 製品納入期間 納入基数 不適合基数 G0.35  $1996.4 \sim 2015.1$ 2.571 562 高減衰ゴム系積層ゴム支承  $2004.7 \sim 2015.2$ G0.39 2.045 2.045 G0.62  $2012.1 \sim 2014.6$ 35 8 天然ゴム系積層ゴム支承  $1998.11 \sim 2014.2$ 43 854 弾性すべり支承  $2001.1 \sim 2015.1$ 154 72 0 戸建て住宅用高減衰ゴム系積層ゴム支承  $2006.10 \sim 2008.2$ 66 5.725 2.730

表1 免震ゴムの納入状況

(東洋ゴム工業資料「免震ゴム問題への対応について | より)

# 3.1.3 検査成績書の偽装

前述のとおり品質保証部では、出荷する全ての免震ゴムの性能数値と合否判定結果をまとめた検査成績書を作成し、出荷の際にそれを顧客に交付する。CIの品質保証部品質保証課の【従業員④】は、2001年1月から2013年3月までの間、検査成績書を作成する際に、開発技術部から受領した数値をそのまま転記せずに、恣意的な数値に書き換える不正を行っていた(計68物件)。以下、この不正行為について特記する場合には、「附属事件」<sup>(19)</sup>と表記する。

## 3.2 対応の遅延

少なくとも2013年夏以降には、以下のとおり幹部や管理者が性能検査における不正の 疑いを認識していたにもかかわらず、対応が遅延した状況が認められる。

## 3.2.1 東洋ゴム化工品内の報告状況

2012年8月から【従業員①】と一緒に免震ゴムの開発・設計を担当した【従業員②】は、性能検査で行われている補正について疑問を持つようになった。【従業員①】に技術的根拠を質問したが、明確な回答を得られなかったため、2012年12月25日に、「補正の考え方があやふやですので正直何を正とすべきかもわかりません」(社外調査チーム(2015)、249頁)とのメールを開発技術部長の【管理者①】や同部のグループ長宛てに発信したが、それに対する反応はなかった。

2013年1月、【従業員①】の異動により性能検査業務を引き継いだ【従業員②】は、補正には技術的根拠がないとの疑いをさらに強くした。そこで、同年夏に【管理者①】に対して数回(うち1回は開発技術部内のチームリーダーが集まる月例の実績報告会の席上)にわたって報告したが、【管理者①】は具体的な指示をせずに対応を放置した。

2013年末から2014年初めにかけて【従業員②】があらためて質問したところ、【従業員①】は補正に技術的根拠がないことを示唆した。これを受けて2014年2月に【従業員②】が

<sup>(19)</sup> 附属事件は、開発技術部の不正を公表した後の2015年5月に関連部署に対して行ったヒアリングの過程で発覚した。【従業員④】は、開発技術部で「適合」とした製品に偽装を行っていたので、彼の不正行為により「不適合」が「適合」に変えられたケースはなかった。

CIの取締役兼技術・生産本部長の【上級管理者①】(【管理者①】の上司) に報告したところ, 対応の必要性を認識した【上級管理者①】は, 同26日に【従業員②】と一緒にCI代表取締役社長の【上級管理者②】に報告した。

# 3.2.2 東洋ゴム工業の経営陣への報告状況

当時の東洋ゴム工業の社内取締役(5人)の体制は以下のとおりであった。

- ・【取締役①】 代表取締役社長 (危機管理統括・コンプライアンス統括) → 2014年11 月に代表取締役会長
- ・【取締役②】 取締役常務執行役員(タイヤ事業本部長)→2014年7月に代表取締役 専務執行役員→2014年11月に代表取締役社長(タイヤ事業本部長・危機管理統括・ コンプライアンス統括)
- ・【取締役③】 取締役常務執行役員 (管理本部長・CSR 統括センター担当) → 2014年 11月に代表取締役専務執行役員 (管理本部長・CSR 統括センター担当)
- ・【取締役4】 取締役常務執行役員(技術統括センター長・中央研究所担当)
- ・【取締役⑤】 取締役執行役員(ダイバーテック事業本部長)

2014年5月12日,免震ゴム事業担当の【取締役⑤】が【従業員②】から不正疑惑についての報告を受けた。その後,過去に出荷されたG0.39の性能指標を適正な手法で再計算したところ,大半の物件が性能評価基準に適合していないことが判明した。さらに,大臣認定の申請に用いた試験体についても,性能評価基準に適合していないケースが存在することが明らかになった。

7月8日に【取締役④】とCSR 統括センター長の【執行役員①】,同17日に【取締役①】、そして8月13日に【取締役②】と【取締役③】に対する報告が行われた。ちなみに、【取締役①】は病気のため7月28日から1カ月間入院するなど体調がすぐれず、11月には代表取締役会長に退き、その後任として【取締役②】が代表取締役社長に就任した。

## 3.2.3 方針決定の経緯

8月18日の本社会議(【取締役③】・【取締役④】が出席  $^{(20)}$ )で、ダイバーテック事業本部の今後の方針として、直近に予定されている出荷では、現在の製造方法に基づく (=性能評価基準を満たしていない) G0.39  $^{(21)}$  を出荷することが報告された (以下、「8.18 方針」とする)。ただし、G0.39 の新規受注は8月中に停止された。

8月25日の本社会議(【取締役④】・【取締役⑤】が出席)では、ダイバーテック事業本部の今後の方針として、性能検査における補正方法を変更することが報告された(以下、「8.25方針」とする)。 黒本では地震の基準振動数を  $0.5H_Z$  と設定しており、載荷試験  $(0.015H_Z$  で実施)の実測値をそれに合わせて補正していたところ、この補正を行わなければ性能評価基準との乖離が小さくなることに着目したのである。

<sup>(20)</sup> 以下では、会議の出席者については、基本的に社外調査チーム (2015) の別表 C に依拠しているが、別表 C の 注記によれば、会議の議事録が作成されていないため、実際には出席していなかった、会議の途中で退席した などのケースがあり得るとのことである。

<sup>(21)</sup> この段階では、議論が G0.39 に集中していた。当初問題視されたのは G0.39 と G0.35 であったが、その後の調査 により G0.35 については性能評価基準に適合する製品が多いと推察されたためである。

ところが、この方式に変更したとしても、依然として性能評価基準に適合しない製品が存在することが判明したため、9月19日に予定されていたG0.39の出荷が問題となった。同16日の本社会議(【取締役①】が出席)では、午前中には出荷停止の方向で話が進められた。しかし午後になると、試験機によって実測値に1.4倍程度の差異が生じるとの報告がなされ、この差異を補正すれば性能評価基準に適合させることが可能と説明されたことから、9月19日の出荷を予定どおり実施することとした。

10月6日の本社会議(【取締役②】以外の全取締役が出席)では、基礎振動数の補正をせず、試験機の差異については補正を行う方式(以下、「新方式」という)で計算しても、過去に G0.39を出荷した物件のうち、少なくとも 3 物件の平均値が性能評価基準から大きく外れているとの報告がなされた<sup>(22)</sup>。これを受けて、QA(Quality Assurance)委員会委員長の【取締役④】は、同委員会を 10月 23 日午後に開催すると決定した。

10月23日午前中に開かれた本社会議(【取締役④】以外の全取締役が出席)では、新方式で計算しても性能評価基準に適合していない物件が多数存在することが説明された。しかし、ダイバーテック事業部門及びCIの担当者の総意として、問題の物件を「社内特例<sup>(23)</sup>」として処理し、出荷されたG0.39のリコールは不要との見解が示されたため、QA委員会の開催は急遽キャンセルされた。

その後、【取締役②】・【取締役③】・【取締役④】による打ち合わせが行われ、①性能評価基準に適合しない物件数を10未満とすることを「理想」として技術的検証を継続すること、②適合しない物件の安全性を確認すること、③前記②を踏まえて、国土交通省への報告も物件の建替えも不要であると確認することの3件を今後の対応方針とした(以下、「10.23方針」とする)。

ちなみに,前述したように【取締役①】は体調不良により11月に代表取締役会長に退き, 【取締役②】が代表取締役社長,【取締役③】が代表取締役専務執行役員に就任した。

# 3.2.4 出荷停止までの経緯

12月6日に【上級管理者③】(【上級管理者①】の後任者)は、「(黒本には)基準振動数は明記されていないが、補正式から逆算すると $0.5H_z$ とわかる」「(国土交通省の調査がなされた場合、基準振動数を $0.15H_z$ に変更した)今回のロジックでは技術的に耐えきれない」(社外調査チーム(2015)、262頁)と新方式の問題点について【取締役⑤】に説明した。12月17日には【取締役④】、12月22日の本社会議では【取締役①】を除く全取締役に対して同旨の説明がなされたが、引き続き検討を継続するとされた。

2015年1月10日頃に、フランジ別体型<sup>(24)</sup>のG0.39について、試験機の違いによる実測値の差異が1.2倍程度にとどまること及び新方式を用いても性能評価基準に適合しない製品が多数存在することが確認された<sup>(25)</sup>。さらに1月30日の本社会議(【取締役②】・【取締役

<sup>(22)</sup> これと併せて、過去に出荷された G0.35 や G0.62 についても、新方式で再計算しても個々値が性能評価基準に適合していないケースがあると報告されたが、出席者の関心は G0.39 に集中していた。

<sup>(23)「</sup>社内特例」の趣旨について関係者は、「オープンにしないでおこうという意味」「規格からは外れているが、問題としないという意味」と説明している(社外調査チーム(2015),260頁)。

<sup>(24)</sup> フランジ別体型とは、免震ゴムとフランジ(円筒形の形状をした付属部品)が別体となっている構造を指す。

<sup>(25)</sup> 確認に時間を要したのは、フランジ別体系のG0.39は既に生産中止となっており、あらためて金型を製作して

③】・【取締役④】が出席)では、黒本では基準振動数を $0.5H_z$ とすることが前提とされ、基準振動数を $0.015H_z$ に変更することに技術的根拠がないこと、そして出荷されたG0.39のほぼ全てが性能評価基準に適合していないことが報告された。

2月2日にCSR 統括センターや技術部門の関係者などによる会議が行われ,同13日に予定されているG0.39の立会検査の妥当性について小林英明弁護士  $^{(26)}$  に質問したところ,「今後は全ての立会検査及び出荷を停止すべきである」(社外調査チーム (2015) , 264 頁)との助言を受けた。これを受けて会議出席者は出荷停止について合意したが,2月2日から4日にかけて納入予定のG0.39の出荷はそのまま実施された。

2月6日に【取締役②】・【取締役①】・【取締役③】が、G0.39の出荷停止の方針を確認するとともに、国土交通省に報告することを決定した。同8日の会議(【取締役①】及び【取締役②】が出席)で今後の対応について小林弁護士に相談し、同9日にG0.39関係の55物件の不正に関して国土交通省に報告した。

## 3.2.5 対応の遅れに関する小括

東洋ゴム化工品代表取締役社長の【上級管理者②】及び同取締役兼技術・生産本部長の【上級管理者①】に不正疑惑が報告されたのは2014年2月である。上級管理者に報告がなされた以上,この時点で同社が組織として不正疑惑を認知したと解される。免震ゴムという建物の安全性に直結する製品である以上,この段階で東洋ゴム工業の経営陣に速報し、出荷停止などの諸対策を実施すべきであった。しかし実際には、前述のとおり経営陣への報告は遅れ、さらに経営陣が情報を認知してからの対応もいたずらに遅延した。

事件に関する認識レベルについて、《段階1》不正の疑いの認識、《段階2》新方式でも性能評価基準に不適合の物件が相当数存在するとの認識 (= 不正が確定したとの認識)、《段階3》新方式が技術的に認められないとの認識 (= 不正が大規模であるとの認識) の3段階に大別した上で、社内取締役5人がそれぞれの段階に至ったと認められる日付は以下のとおりである (27)。

- ・【取締役①】 《段階1》7月17日、《段階2》10月6日、《段階3》2015年2月初め
- ·【取締役②】《段階1》8月13日、《段階2》10月23日、《段階3》12月22日
- ·【取締役③】《段階1》8月13日、《段階2》10月23日、《段階3》12月22日
- ·【取締役④】《段階1》7月17日、《段階2》10月6日、《段階3》12月17日
- ·【取締役⑤】《段階1》5月12日、《段階2》10月6日、《段階3》12月6日

【取締役⑤】に最初の報告がなされたのは2014年5月12日であり、CI社長への報告から既に2カ月以上が経過していた。そして、社内取締役5人全員が不正疑惑を認識したのは8月13日であり、取締役間で情報を共有するのにさらに3カ月もの期間を要したことになる。事件の公表に関しては、取締役の過半数が《段階2》で不正が確定したと認識してから4カ月、同じく《段階3》で不正が大規模と認識してからでも1カ月半が経過している。

以上のとおり、不正疑惑を認知した後も約1年間にわたって出荷は継続された。2014年

試験体を製造したためである。

<sup>(26)</sup> 後に社外調査チームの代表を務める人物。

<sup>(27)《</sup>段階2》及び《段階3》については、100%の確認にまで至らずとも、経営者として合理的に推認できるレベルまでの情報を入手した時点とした。

3月以降に出荷された物件は、計26件(関係者が当時注目していたG0.39関係に限定しても11件)に達した。

## 3.3 事件を誘発した事情

本事件を誘発した事情として、技術力の不足、社内の縦割り意識、技術経営力の不足、上司の指示及び関連部署の圧力、開発技術部の立場の弱さ、余裕のないスケジュール設定、性善説の大臣認定制度の7件が挙げられる。

## 3.3.1 技術力の不足

不正行為に至った直接の原因は、性能評価基準に適合する免震ゴムを製造できなかったことであった。前述の表1のとおり、納入された全5,725基のうち、47.5%に相当する2,730基が不適合製品という事実は、品質管理の面で深刻な技術的問題を抱えていたことを示している $^{(28)}$ 。ちなみに、附属事件についても、「立会検査において、製品ごとの性能指標の乖離値の差異が大きいと、顧客から、クレームを受けることがあった。製品ごとの性能指標の乖離値の差異を小さくし、顧客からのクレームを受けることを避ける目的で数値を書き換えることがあった」(社外調査チーム(2015),230頁)と【従業員④】が証言しており、品質管理が不十分なことが不正の原因の一つと認められる $^{(29)}$ 。

国交省委員会 (2015) は、「G0.39 の開発は容易でなかったにも関わらず、同じ性能レベルの製品を既に開発していた先行他社に追いつくため、社内ルール通りの手続きを踏まないなど拙速に開発を進め、結果として試験体数が不足している開発途上の段階で大臣認定を取得していたと考えられ、東洋ゴム工業 (株) は、少なくとも G0.39 に関し、開発技術力を有していたか疑問と言わざるを得ない。(中略) G0.39 の製造について、製造技術が量産化のレベルに達していない段階で受注を始め、製造技術の改善を行うことなく大臣認定不適合の製品の出荷を続けており、東洋ゴム工業 (株) は、少なくとも G0.39 に関し、所要の性能を有する製品を適切に製造する技術力が不足していたと言わざるを得ない」(同7頁)として、開発・製造の両面における技術力不足を指摘している (30)。

ちなみに、技術力不足が長期にわたって解消されなかったのは、不正行為によって出荷が順調に進み、品質管理上の問題について製造部門にフィードバックされることがなかったためと考えられる。

<sup>(28) 【</sup>従業員②】が作成した資料には、「CIにおける免震積層ゴムの製造技術が未熟であり、製造条件を基礎から確立することが必要である」(社外調査チーム(2015),250頁)との記載がある。また、技術的問題の具体例としてTR側の技術者は、「高減衰ゴムは粘着しやすい性質を持っているので、練り工程でうまく攪拌できず、不均一なゴムができることがある」「G0.39の製造では、ゴムの粘着性が高く、ゴムシートがくっついて離れない等のトラブルが多発していた」(国交省委員会(2015).7頁)と証言している。

<sup>(29)</sup> その一方で、検査成績書の作成者のうち【従業員④】以外の者は不正を行っておらず、【従業員④】の属人的要素が影響していることは否定できない。「【従業員④】は性格が穏やかで、あまり自己主張をしない性格であった」(2016年6月15日付質問票に対する東洋ゴム工業の回答)ことから、顧客のクレームに対して過敏になっていた可能性がある。

<sup>(30)</sup> 社外調査チーム (2015) も、「【従業員①】 らによる問題行為は、TR及びCIにおけるほぼ全ての大臣認定並びに製品に関してなされていたものである。この点に鑑みれば、そもそもTR及びCIは、免震積層ゴムの製造・開発についての十分な能力を有していたか極めて疑問といわざるを得(ない)」(同245-246頁)と指摘した。

# 3.3.2 社内の縦割り意識

前述した技術力不足の背景について、【従業員①】は、「G0.39 のゴム配合については、G0.35 や天然ゴムとは異なり、研究所で決められたので、工場では配合と物性の関係を理解できておらず、工場で配合を見直すことができなかった。また、工場の材料担当者は配合の見直しについて研究所と相談することはなかった」(国交省委員会(2015)、6頁)と証言している。また、【従業員②】は、「量産化のための課題解決は、開発部門と製造部門が協力して取り組むべきであったと思うが、縦割意識が強くてそれができなかったのではないか」(前同9頁)と分析している。社内の縦割り意識が強すぎて、製造部門と研究所の連携が取れていなかったことが技術力不足の一因と推察される。

## 3.3.3 技術経営力の不足

前述した技術力不足の問題は開発初期段階で既に認識されており、【従業員①】は、「G0.39 の開発では、試作段階で共通の性能基準になかなか合わなかったため、先行他社から配合の技術を教えてもらうという議論もあったが、結局は自社開発となった」(国交省委員会(2015)、6頁)と証言している。社外調査チーム(2015)が、「本件の問題行為は、TR及びCIが自社の能力不足やそれにより生じるリスクを十分に検討することなく免震積層ゴムの事業を開始・推進した結果といえる」(同246頁)と指摘しているように、技術力不足のリスクを軽視して自社開発としたことが本事件の背景と思量される。

免震ゴム事業に関する経営判断としては、1999年の中期経営計画以降は、2002年に性能検査に用いる試験機への投資が取締役会で審議・可決されただけで、その他に議論がなされた形跡は認められない。3.4.1で後述するように免震ゴム事業が社内での比重が小さい傍流事業であり、経営陣が関心を持っていなかったためと推察される。国交省委員会(2015)は、「東洋ゴム工業(株)の経営・執行幹部は、自社の免震材料製品の状況、課題等を適確に把握していたとは言い難い」(同9頁)と認定した。

## 3.3.4 上司の指示及び関連部署の圧力

2002年6月から2004年3月までに取得した5件の大臣認定  $^{(31)}$  については、【従業員①】が工場の製造能力の関係で試験体の製造が間に合わないと報告したところ、当時の上司の【管理者②】から、「(申請予定日までに) 基準内に収まる試験結果を得ることができないのであれば、かかる試験結果が得られたものとして申請資料を作成するように」(社外調査チーム (2015), 226 頁) との指示を受けたと証言している。

この供述内容について【管理者②】は否定しており、不正を指示したかどうか判然としない。その一方で、営業部門では、大臣認定の早期取得を要望していたと認められる<sup>(32)</sup>。 【管理者②】が2002年3月まで免震ゴムの営業を担当していたことや、一部の試験体が製造されていないことを【管理者②】が認識可能だったことを勘案すると、申請予定日に間に

<sup>(31)</sup> それ以前の大臣認定の取得について【従業員①】は、自分でなく同僚が不正を行ったと証言しているが、その同僚は既に死亡しているため、事実関係は不明である。

<sup>(32) 【</sup>従業員①】は、「G0.39の大臣認定を急いだ理由については、具体の物件があったからであり、入札に間に合うように認定を取った」(国交省委員会 (2015) .6 頁)と証言している。

合わせるように【従業員①】に不正を指示した可能性が高いと言わざるを得ない<sup>(33)</sup>。

また、【従業員①】は、性能検査結果の偽装に関して、「TR において強い立場にあった製造部から、免震積層ゴムの性能検査に関し心理的圧力を受けることを言われることがあり、いかなる方法を用いても、免震積層ゴムの性能指標を大臣認定の性能評価基準に適合させる必要があると考えた。例えば、当時、製造部に所属していた【従業員⑤】からは、「納期に間に合わない。」、「製造部には非がないから数字を入れる。」等と心理的圧力を受けることを言われた」(社外調査チーム(2015)、228頁)と証言している。

この供述内容について【従業員⑤】は否定しているが、製品のばらつきが大きく、相当数が性能評価基準に適合していないおそれがあることを【従業員⑤】は認識可能だったと認められる。したがって、製品の性能に問題があると承知していた上で、【従業員⑤】が圧力をかけていた可能性がある。

# 3.3.5 開発技術部の立場の弱さ

前述したように関連部署の圧力に抵抗することが難しかった状況について、「【従業員①】は、本件の問題行為を行った動機の1つとして、TRにおいて伝統的に強い立場にあった製造部から「製造部には非がない。」、「お客さんに迷惑がかかる。」、「納期に間に合わない。」等と心理的圧力を受けることを言われた」(社外調査チーム(2015)、273頁。傍点筆者)とされる。東洋ゴム工業グループ内では製造部門が主流であり、開発技術部は相対的に立場が弱かったと認められる(34)。

また、「免震積層ゴムの性能検査において、大臣認定の性能評価基準に適合しない場合があると、開発技術部は再製作を望むが、製造部との関係で、再製作の費用を開発技術部が負担する必要があり、問題が生じた全ての場合について、製造部に再製作を申し出ることはできなかった」(社外調査チーム(2015)、228頁)と【従業員①】は証言している。製造上の品質管理に起因する再製作の費用を開発技術部に負担させるのは理不尽であり、製造部門に対する開発技術部の立場の弱さを物語るとともに、この一方的な負担設定が開発技術部に不正のインセンティブを与えたと認められる(35)。

## 3.3.6 余裕のないスケジュール設定

附属事件について【従業員④】は、「品質保証部が開発技術部から測定結果を受領する時期が顧客の立会検査の数日前のこともあり、時間的な余裕がない中で検査成績書を作成しなければならないことがあった。また、開発技術部から受領した測定結果を忠実に反映したループ図を作図することにはかなりの時間を要した。そのため、測定結果の受領が遅くなると予想される場合には、あらかじめ先にループ図を作成し、開発技術部から受領した

<sup>(33)</sup> 国交省委員会(2015)も、「大臣認定の取得の際の担当者の不正は、少なくとも上司の認識のもとで行われていた可能性が極めて高(い)」(同8頁)と認定している。

<sup>(34)</sup> 本事件の調査は、3.5.4.2で後述するようにダイバーテック事業部が中心となって実施し、開発技術部門は補助的な役割しか果たせなかった。この件についても、社外調査チーム(2015)は、開発技術部門の「地位の脆弱性」(同273頁)を指摘している。

<sup>(35) 【</sup>取締役④】も、「不良品が発生した場合、開発部門が研究開発費で費用負担するという特殊ルールが存在したため、できるだけそのまま合格としたかったのではないか」(国交省委員会(2015).9頁)と証言している。

測定結果の数値を当該ループ図に合わせる目的で数値を書き換えることがあった」(社外調査チーム(2015), 230-231頁)と証言している。

このように開発技術部門からの性能数値の交付が遅くなり、検査成績書の作成時間が不足したことが不正を誘発した一因と認められる。その背景として、納入スケジュールの設定が硬直的で、予期せぬトラブルの発生を考慮に入れていなかったことから、「想定外のトラブルが発生した場合には、測定結果の受領が遅れがちでした」(2016年6月15日付質問票に対する東洋ゴム工業の回答)という事情が存在した。

# 3.3.7 性善説の大臣認定制度

免震ゴムの大臣認定では、指定性能評価機関による審査は、企業側の自主申告データに基づく書類審査とされていた。その理由として、免震性能を評価するための様々な試験装置を指定性能評価機関で用意することが現実的でないことが挙げられる<sup>(36)</sup>。そのため、企業側がデータを偽装して申請した場合、書類審査でそれを見つけることは極めて困難であった<sup>(37)</sup>。

本事件を受けて、国土交通省では建築基準法施行規則などを改正し、指定性能評価機関による材料試験の立会いや、製品の性能に関するサンプル調査、品質管理体制の審査などの検査強化対策を実施した(2015年12月施行)。なお、免震ゴムの大臣認定を受けている26社に国土交通省が調査を指示したところ、大臣認定不正取得あるいは大臣認定不適合製品の出荷はなかったと全社が回答した。

# 3.4 長期にわたり不正が発覚しなかった事情

長期にわたって不正が発覚しなかった事情として、傍流事業の位置付けと担当者の単独・長期配置、技術面のチェック体制の不備の2件が挙げられる。

## 3.4.1 傍流事業の位置付けと担当者の単独・長期配置

免震ゴムの性能評価は、1998年から2012年末まで、【従業員③】が担当した1年間を除き、 【従業員①】が1人で担当していた。こうした担当者の単独・長期配置が不正行為の実行を 容易にするとともに、不正が発覚しにくい職場環境を作り出した。

担当者の単独・長期配置の背景として、免震ゴム事業が東洋ゴム工業グループ内で傍流事業の位置付けであったことが挙げられる。同事業の売上高は約7億円で、グループの総

<sup>(36) 「</sup>審査を担当した性能評価機関の一般社団法人「日本免震構造協会」(東京)では、大学教授らの専門家のチームが2~3カ月かけて計算式などをチェックした。しかし「企業が虚偽のデータを提出するとは想定していなかった」(沢田研自専務理事)。指定建築材料は、日本工業規格(JIS)の対象外となる新開発の製品が中心で、13年度の審査は計約340件。企業が独自に開発した製品であるがゆえに試験装置は各社で異なる。性能評価機関がそうした装置を個別に用意するのは厳しいのが現実だ」(日本経済新聞2015年6月6日朝刊)。

<sup>(37) 「</sup>材料や構造の性能評価は原則として書類審査なので、その過程にブラックボックスが生じやすい。例えば、東洋ゴム工業のように材料メーカーが試験データを偽装しても、評価する側は申請書類を信じる以外なく、確認する手段がない。メーカーや建設会社は激しい競争にさらされている。認定を受けた仕様とは異なる方法で製造したり、施工したりしてコストを削減する例は後を絶たない。また、技術力で先行するメーカーにキャッチアップするために、データを偽装して製造するケースもある」(日経アーキテクチャー2016年2月25日号「続発する大臣認定違反 認定過程の透明化を」82頁)。

売上高に占める割合は0.2%に過ぎなかったことから体制が必然的に小規模となった。そのために担当者を単独配置とせざるを得ず,技術ノウハウを持つ従業員が他にいなくなることが長期配置につながった<sup>(38)</sup>。

それに加えて、ある時期から人員のさらなる削減が進められた。この点について国交省委員会 (2015) は、「免震材料の開発及び設計を担当する人員は、免震材料開発の初期段階であった平成8年から平成19年までは4~5名であったが、利益があまり伸びないという理由で開発体制が縮小され、平成20年から不正の発覚に至るまでは1~2名であった。また、不正を行った開発部門の当初担当者は、平成8年から平成24年までの間、異動することなく免震材料の開発に携わっていた。(中略)建築物の安全性に直結する種類の製品である免震材料の開発及び設計を適切に実施できる人員・体制が確保されていたとは認められない | (同8頁) と認定した (39)。

東洋ゴム工業では、リーマンショックによる景気後退を受けて2008年度の業績が悪化したため、収益改善対策として、「タイヤ事業、ダイバーテック他事業とも国内及び海外生産体制の見直しや減産に見合う直接人員の削減と間接人員の直接人員化などによる需要量に見合う生産体制の構築」(2009年3月期有価証券報告書13頁。傍点筆者)を推進した。連結従業員数は、2008年3月期の7,248人(うちダイバーテック事業関連2,344人)から、2010年3月期には6,862人(前同1,853人)に減少しており、この時期に傍流事業である免震ゴム事業の人員(特に間接部門)が大幅に削減されたと認められる。

# 3.4.2 技術面のチェック体制の不備

技術面のチェック体制の不備の具体的内容として、マニュアルや業務引継書の未作成、 上司の監督能力の不足、品質保証部によるダブルチェックの形骸化、開発部門に対する内 部監査の不足の4件が挙げられる。

ちなみに、社外調査チーム (2015) は、「TR 及びCI においては、免震積層ゴムに関する知識を有する者がほぼ存在していなかったこともあり、大臣認定の性能評価申請における性能指標の試験や出荷時の性能検査の結果について、社内稟議にかけたりダブルチェックをしたりするためのルールが整備されておらず、かつ【従業員①】らが社内に報告する性能指標に係る数値を何ら吟味することなく、当該数値を記載した大臣認定の性能評価申請や検査成績書等を、会社の名義で発行等していた」(同270頁)と指摘している。前述した担当者の単独・長期配置により、当該業務のノウハウを持つ従業員が他にいなくなったことが、技術面のチェック体制の不備を助長したと認められる。

# 3.4.2.1 マニュアルや業務引継書の未作成

補正業務に関するマニュアルは作成されておらず、実際の補正処理の記録も十分に保存されていなかった $^{(40)}$ 。さらに、【従業員①】は業務引継文書を用意せず、後任の【従業員②】

<sup>(38)「</sup>当社の免震ゴム事業が【従業員①】以外の技術者の配置が必須というまでの事業規模に至っていなかったことも長期配置の一因と考えられます」(2016年6月15日付質問票に対する東洋ゴム工業の回答)。

<sup>(39)</sup> この点については社外調査チーム(2015)も、「(傍流事業であるために、)製品品質の向上や優秀な人材の育成・ 確保等が進まないという状況が、少なからず存在したものと考えられる」(同246頁)と指摘している。

<sup>(40)「</sup>平成17年2月に改訂された検査規格において、「検査結果の合否判定については、結果の補正(温度、速度、

に口頭で説明していた。そのため、【従業員②】が疑いを持ち始めた後も、まずは【従業員①】がどのような補正処理を行っていたのかを特定した上で、その技術的根拠を一つ一つ検証しなければならなかった。そのため、【従業員②】は不正について確信をなかなか持てず、上司に報告するまでに時間を要したと認められる<sup>(41)</sup>。

ちなみに、不正の疑いについて内部通報をしなかった理由についても【従業員②】は、「【従業員①】が行っていた補正に技術的根拠がないことが明確とは言えなかったため」(社外調査チーム(2015).276頁)と証言している。

### 3.4.2.2 上司の監督能力の不足

【管理者②】から【管理者①】の間に【従業員①】の上司は3人存在したが、このうち2人は、免震ゴムについて十分な知識がなく、能力不足のために不正を看過したと認められる。残る1人は、大臣認定の申請の際に一部の性能指標が性能評価基準を満たしていない旨の報告を受けており、少なくとも注意力不足のために不正を看過したと認められる。

また、附属事件について、【従業員④】の上司のうち2人は免震ゴムに関して十分な知識を有しておらず、検査成績書に記載する数値の算出方法も確認していなかったと証言しており、能力不足のために不正を看過したと認められる。

# 3.4.2.3 品質保証部によるダブルチェックの形骸化

品質保証部では、出荷する全ての免震ゴムについて性能指標の数値及び合否判定結果をまとめた検査成績書を作成することとされ、このプロセスが開発技術部門の性能検査に対するダブルチェックの機能を果たすはずであった。しかし実際には、性能検査の測定値でなく、開発技術部門で技術的根拠のない補正を済ませた数値を受領して検査成績書を作成していたため、品質保証部によるダブルチェックが形骸化していた。

## 3.4.2.4 開発部門に対する内部監査の不足

東洋ゴム工業では、CSR 統括センターの監査部と技術統括センターの品質保証部が内部 監査を担当しており、本件のような品質・技術に関する事項については、専ら品質保証部 が監査を実施していた。

その一方で、品質保証部による監査は、主に製造部門を対象としており、開発部門に対して行われることはほとんどなかった。監査を実施した場合であっても、「かかる品質監査の内容は、顧客が指定した規格書に記載された製品の性能指標に係る数値と、顧客に提出された検査結果の数値に齟齬がないかという形式的なチェックが行われるにとどまり、より実質的な視点から、製品の性能検査結果中の数値の真実性や妥当性のチェック等は行わ

摩擦等)が必要なため、化工品技術部(注:当時の開発部門の名称)が行う」ことが定められたが、「補正」の 具体的な手続きは文書化されていなかった」(国交省委員会(2015),9頁)。「免震積層ゴムの出荷時における性 能検査時の実測値の一部は、PC上に保存されていたものの、補正の理由や方法等のデータ処理の詳細は記録 化されていないなど、最終的な検査結果に至るまでのデータ処理の過程が適切に記録・保存がされていなかっ た」(社外調査チーム(2015)、276頁)。

<sup>(41) 【</sup>従業員②】は免震ゴムに関する技術を有していたが、技術的に高度な高減衰ゴム系(G0.35・G0.39・G0.62) についての経験がなかった。

れていなかった | (社外調査チーム (2015). 271 頁) とされる。

# 3.5 事件への対応が遅れた事情

幹部や管理者が不正の疑いを認識していたにもかかわらず,事件への対応が遅延した事情として,関係者による自己正当化,リスク管理機関の未活用,技術経営力の不足,幹部の危機管理能力の不足の4件が挙げられる。

# 3.5.1 関係者による自己正当化

8.18 方針でG0.39 の出荷が継続されたのは、それに先立つ8月13日の本社会議で、不適合製品であっても免震シミュレーションによれば地震発生時の建築物への影響は限定的であり、東日本大震災時にも具体的な問題が生じていないと報告されたためであった。また、10.23 方針を決定した際の関係者の心理について、「今回の問題の影響は、建物への安全性や耐震性能については小さく、(中略)実際の影響度に見合った慎重な対応が求められる」(社外調査チーム(2015)、261頁)と記録されている。

以上のように関係者の間には、不適正製品の出荷による実害は小さいとの認識が形成されていたが、不正を公表した場合に東洋ゴム工業が受けるダメージは極めて大きいと予想された。社外調査チーム (2015) は、「本件の問題行為を TR グループが公表した場合、免震積層ゴムに対する社会からの信頼の崩壊、取引先への賠償や免震積層ゴムの交換に要する膨大な対応費用等、TR グループには、甚大な悪影響が及ぶことが想定された。このような想定をしていたことが、国土交通省への報告が即時に行われなかったことの要因の一つとなったと考えられる | (同 266 頁) と分析している。

以上のとおり、実害に比して東洋ゴム工業側の負担が極めて重いことに触発され、できれば不正の公表を回避したいという組織防衛の意識が生じ、関係者が対応の遅延を自己正当化していたと認められる<sup>(42)</sup>。

## 3.5.2 リスク管理機関の未活用

本事件の対応では、以下のとおりリスク管理機関が活用されなかった。その理由として、 リスク管理機関の責任者又は同機関との接点となっていた幹部がコンプライアンス軽視の 姿勢であったことが挙げられる。

# 3.5.2.1 QA 委員会

東洋ゴム工業には、専門委員会としてQA委員会(委員長は技術統括センター長の【取締役④】)が設置されていた。同委員会の趣旨については、「関連会社を含む全社的な品質保証体<sup>(43)</sup>制を推進、運営するための基本方針、方策等を策定するとともに重大品質問題の対

<sup>(42)</sup> 出荷停止の遅延も同様である。免震ゴムは建物の基礎部分に設置されるので、出荷停止になれば、それ以後の建設作業は停止せざるを得ない。他社製品で代替しようとしても、免震ゴムは受注生産である上に、免震ゴムを支える基礎構造が各社で異なるので、東洋ゴム向けの基礎構造に合わせた手直しが必要であり、代替品の発注から出荷までに相当な時間がかかる。かくして建設計画が大幅に遅延し、建設会社から膨大な補償を請求される事態を回避しようとする心理から、出荷停止の判断が遅れたと認められる。

<sup>(43)</sup> 東洋ゴム工業のCSR報告書である東洋ゴム工業(2014)では、「重大な品質問題の発生時には、「QA委員会」

応策を審議し、品質保証担当部門を中心とする各部門に対して、方針、方策、対応策等を実施させることを目的とする」と規定されている(QA委員会規定第1条。傍点筆者)。しかし、3.2.3で前述したとおり、2014年10月23日に予定されていたQA委員会は、突如としてキャンセルされた。

同委員会の開催が見送られた理由として、「大臣認定の性能評価基準に適合しない G0.39 が出荷された物件の特定が確定的に終了しておらず、また、そのような物件につき会社として取り得る対応も定まらない状況下において、QA委員会に審議させるのは時期尚早である」(社外調査チーム (2015), 260 頁) と関係者が弁明している (44)。

当時のQA委員会の運用は、「原則として継続的な審議は行わず、1回目の会議において提案された再発防止策を審議の上で承認する」(社外調査チーム(2015), 275頁)とされる。また、委員長の【取締役④】は、「QA委員会が開催された場合には、その委員会の審議状況が取締役会に対して逐次報告されるとともに、取締役会議事録に掲載されて外部に開示されるおそれがある」(社外調査チーム(2015), 275頁)と供述している。

以上のとおり、QA委員会が設置の趣旨から外れて事実上の追認機関と化していたことや、できれば事件の公表を避けたいという心理が同委員会のキャンセルにつながった。その背景として、QA委員会のコンプライアンス上の意義を経営陣が十分に理解していなかったと認められる。

# 3.5.2.2 法務・コンプライアンス部門

東洋ゴム工業には、コンプライアンス関係の統括部署として CSR 統括センターが設置されていた。同センターには法務部と監査部が置かれ、このうち監査部は「組織運営や内部統制のみならず、社内ルールや行動基準の遵守状況まで幅広くモニタリングを実施しています」(東洋ゴム工業 (2012), 18 頁) とされる。

CSR 統括センター長の【執行役員①】が本事件の報告を受けたのは2014年7月8日であり、同センターの法務部長も遅くとも9月12日の時点で不正を認識したと認められる。しかし、本事件の調査に関して、「法務・コンプライアンス部門からは調査に直接関与した者はなく、(中略) 法務・コンプライアンス部門が強く主張を述べたり、リーダーシップを発揮して対応したりすることはなかった」(社外調査チーム(2015)、273頁)とされる。

また、出荷停止の判断や国土交通省への報告に関しても、「出荷停止や国土交通省に対する自主的な報告等を厳しく推奨すべき法務・コンプライアンス部門も、これらの職責に照らした適正な対応を執ることはできず、事業部門の考え方が優先されてしまった」(社外調査チーム(2015), 274頁)とされる。

# 3.5.2.3 社外役員

東洋ゴム工業の当時の取締役8人のうち3人が社外取締役であり. 監査役4人のうち3人

で対応策を審議し、品質保証部門をはじめとする各部門が迅速に適切な対応策を実施できる体制を整えています」(同19頁)と説明している。

<sup>(44)</sup> 委員長であった【取締役④】も、「(QA委員会は、)問題を公表した後の対応には活用できるものの、公表前の問題の審議、調査には事実上活用できないものであるという認識があった」(社外調査チーム(2015),275頁)と供述している。

は社外監査役であった。しかし、監査役に対して本事件の説明が行われたのは2015年2月5日、社外取締役に対しては同6日といずれも国土交通省への報告の直前であり、対応に関して社外役員はまったく貢献できなかった<sup>(45)</sup>。経営の監視役である社外役員を経営陣が軽視していたと言わざるを得ない。

# 3.5.3 技術経営力の不足

【取締役②】・【取締役③】・【取締役④】が定めた10.23方針では、3.2.3で前述したとおり「性能評価基準に適合しない物件数を10未満とすることを「理想」として技術的検証を継続すること」とされた。国土交通省への報告も物件の建替えも行わないという結論を最初に決めた上で、技術的検証の結果がそれを正当化する内容となるように誘導する意図と考えられる。

【従業員②】は、2014年8月の段階で、基準振動数の変更が黒本に反することを【上級管理者③】に説明していた。しかし、この件についての経営陣への報告は、12月6日に【取締役⑤】、12月17日に【取締役④】、他の取締役に対しては12月22日に行われた。このように報告が遅れたのは、経営陣が技術的検証のゴールを設定していたために、これに反する結論(=新方式が技術的に許容されないこと)を報告することに躊躇したと推察される。純粋に技術的な問題について、自社に有利な結論が出ることを経営陣が期待していたこと自体に問題があると言わざるを得ず、技術経営力の不足を示している。

さらに経営陣は、12月 22日の時点でも技術的検証の継続を決めており、最終的に検証を諦めたのは2015年 1月 30日であった。「黒本には基準振動数を記していないが、補正式から逆算すると0.5  $H_Z$ であることは明白」という単純な論理構成を認定するのにこれほど逡巡したという事実は、やはり技術経営力の不足を示すものである。

## 3.5.4 幹部の危機管理能力の不足

対応が遅延した最大の理由が、経営陣の危機管理能力の不足であることは言うまでもない。その端的な現れとして、希望的観測と調査チームの編成の失敗の2件が挙げられる。

なお、東洋ゴム工業では、危機管理・コンプライアンス統括の【取締役①】が事件対応の 最高指揮官であったが、2014年5月から健康を害し、1ヶ月間の入院を経て11月に社長職 を辞任した(2015年12月に病死)。この突然の体調不良と社長交代が、経営陣の危機管理 能力を低下させた点は否めない。

### 3.5.4.1 希望的観測

2014年8月から2015年1月にかけて、補正方式の変更に関する技術的検証の作業が続けられたのは、3.5.3で前述した技術経営力の不足に加えて、不正行為を後付けで正当化できるかもしれないとの希望的観測に陥ったためと考えられる。

この希望的観測は、「企業コンプライアンスに詳しい弁護士の山口利昭はこう分析する。 「偽装ではない可能性が少しでもあれば、それを信じたいという気持ちは芽生えやすい。こ

<sup>(45)</sup> ちなみに、2014年12月頃に東洋ゴム工業の監査役が兵庫事業所で定例の「監査役ヒアリング」を実施した際に、【上級管理者③】は、ヒアリングの事前質問票の「諸法令違反、或いは、その懸念事項」「業務上の不正事例、不祥事」「コンプラ上の気になる事項」の項目について、いずれも「無」の欄にチェックを入れた。

うした『有事のバイアス』は東洋ゴム特有ではなく、どの企業でも起こり得ることだ」」(日経ビジネス 2015年5月18日号「東洋ゴム偽装、虚像の免震②」27頁)と説明されるように、危機管理時に陥りがちな失敗の一つである。その一方で、これほど長期間にわたって希望的観測から脱却できなかったのは、経営陣に危機管理能力が不足していたためと言わざるを得ない。

# 3.5.4.2 調査チームの編成の失敗

本事件では、ダイバーテック事業本部長の【取締役⑤】の指揮の下に、同事業部門が中心となって調査を進めた。3.5.2.2で前述したとおり法務・コンプライアンス部門はほとんど関与せず、開発技術部門も、「免震積層ゴムの技術的根拠の検証能力が高い開発技術部門に所属する【従業員②】や【従業員③】は、調査の末端において補助的に関与していただけであった」(社外調査チーム(2015)、266頁)とされる<sup>(46)</sup>。

その結果、当事者であるダイバーテック事業部の意向が調査に反映されやすくなり、「本件の問題行為の検証にあたっては、なるべくおおごとにせず内部的に問題を収めたい、取引先との関係で出荷停止は妥当ではない等といった事業部門の考え方が優先される傾向が存在した可能性がある」(社外調査チーム(2015)、266頁)とされる。このようにダイバーテック事業部を調査主体としたことが対応に遅延した一因であり、調査チームの編成についての経営陣の配意が十分でなかったと認められる。

# 3.6 再発防止対策の機能不全

断熱パネル事件の反省を受けて、東洋ゴム工業が推進した再発防止対策(以下、「1次対策」という)の概略は、以下のとおりである。

#### <緊急対策>

- ・社長直轄の品質監査室の設置と全社の緊急品質監査
- ・全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施
- ・部門長を対象としたコンプライアンス特別研修の実施

## <恒久対策>

・内部統制システムの強化 (コンプライアンス委員会の権限強化,各部門・各職場に コンプライアンスリーダーを設置,企業行動憲章及び個人行動規範の周知徹底等) (47)

2012年度には、「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」が制定され、前者には「法令・規制・標準及び社内ルールを遵守します」、後者には「私たちは、業務活動の全ての場面において、法令や社内ルールを守り、高い倫理意識を持って行動します」と規定した。また、各部門長を「コンプライアンス推進責任者」に任命して、各部門で教育・啓発活動を推進する体制を整備した。

<sup>(46)</sup> 取締役常務執行役員兼技術統括センター長の【取締役④】は、調査を主導する立場ではなく、調査の報告を受けるだけであった。

<sup>(47)</sup> 東洋ゴム工業では、コンプライアンス委員会(2004年度に設置済み。委員長はコンプライアンス統括取締役) の下部組織として2008年度に「全社コンプライアンス推進部会」を置くとともに、全社的な統括部門として CSR 統括センター(設立時の名称はコンプライアンスセンター)を新設した。さらに、2008年度からは、毎年 11月をコンプライアンス強化月間として様々な啓発活動を実施した。

- ・社員教育の徹底(技術者の倫理教育の徹底, 部門間人事異動の徹底, 社内規定・法令の再教育等)
- ・事業監査、品質監査の徹底した推進
- ・新事業, 新製品, 設備投資, 出資に関する決定プロセスの改善・強化
- ・内部通報制度の活用促進(不祥事通報者制裁減免制度の新設)
- ・TOYO TIRESブランドの価値観の共有と伝道(部門ミッションの制定,他社実例レクチャーやワークショップの開催,社会貢献活動の推進等)

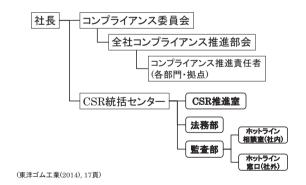
1次対策には、緊急品質監査の実施、コンプライアンス研修の実施、内部統制システムの強化、社員教育の徹底等、不祥事が発生した際に企業側が取り組む再発防止対策のメニューとして一般的・典型的な項目が掲げられていた。しかし、以下に示すように1次対策は機能不全に陥っていた。

## 3.6.1 緊急品質監査の形骸化

断熱パネル事件を踏まえ、東洋ゴム工業では全生産拠点で緊急品質監査を実施したが、同時期に進行中であった免震ゴム事件を発見できなかった。その理由として、緊急品質監査の担当部署である品質監査室の体制や人材が不足し、さらに調査期間の短さが障害となって、当初から緊急品質監査が形骸化していたことが挙げられる。

品質監査室は2007年11月4日に設置され、主担当者はわずか3人だったにもかかわらず、11月中に国内の11生産拠点の総点検を実施し、12月14日に問題なしと発表した。免 震ゴム関係の緊急品質監査を実施した担当者は、「兵庫事業所を含む各生産拠点の品質監

## 図1 東洋ゴム工業のコンプライアンス推進体制



コンプライアンス推進活動の具体例として、「新入社員から管理職までの各階層別研修では、一人ひとりの意識と感度の向上を図るため、事例研究やグループ討議を中心にコンプライアンス教育を実施しています。2013年度は、販売会社向け補助教材の作成やインサイダー取引規制セミナーの開催など、部門・テーマ別教育の充実に取り組みました。また、役員やコンプライアンス推進責任者を対象とする経営幹部向けの研修も引き続き実施しています。(中略) 2013年度は、海外の各拠点にも「コンプライアンス強化月間」を展開しました。国内と同様に、「行動基準ハンドブック」の読み合わせや誓約書の提出、グループ討議などを実施しています」(東洋ゴム工業 (2014)、17-18頁)とされる。

査を、それぞれ1日か2日で行わなくてはならなかったものであって、免震積層ゴムを含む各製品分野の調査には、それぞれ1時間から2時間程度しかかけることができなかった。このような調査方法では、問題行為が表立ってわかるものは別として、調査対象者の方から自己申告されない限りは、不正を発見することなどとても無理であった。出荷している製品の性能指標に関しては抜き取り試験として出荷過程の説明を受けたが、過去に取得した認定等の取得手続の適切性に関しては、とりわけ自己申告に頼る部分が大きかった」(社外調査チーム(2015)、277-278頁)と証言している(48)。

緊急品質監査が形式的なものにとどまった背景として、社外調査チーム (2015) は、「(東洋ゴム工業は、) 断熱パネル問題の発生を機に社内の問題行為を一掃し、膿を出し切ろうという意識に乏しく、「全ての製品に関して調査を実施したが問題がなかった」と対外的に公表したいがために行ったとの指摘を受けてもやむを得ない | (同 278 頁) と批判している。

# 3.6.2 コンプライアンス委員会の不明確な役割

1次対策ではコンプライアンス委員会の体制や権限を強化したが、免震ゴム事件に関しては、同委員会の開催についての検討さえ行われなかった。その理由として、同委員会はもともと談合事案を念頭に設置されたもので、それ以外の案件については何が諮問の対象となるのか明確にされていなかったため、「(免震ゴム事件に関しては、)QA委員会の担当事項であるとの認識が存在し、適時・適切な対応を執ることができなかった」(社外調査チーム(2015)、279頁)とされる。

その一方で、断熱パネル事件を踏まえてコンプライアンス委員会を強化したにもかかわらず、断熱パネル事件と同様の性能偽装問題に対する同委員会の役割が不明確であったことは不可解と言わざるを得ない。1次対策ではコンプライアンス委員会の運用について具体的な議論がなされなかったことを示唆するものであり、前述した緊急品質監査と同様に、対策が形式的なものにとどまっていたと推察される。

## 3.6.3 長期配置対策の未実施

恒久対策中の「社員教育の徹底」の具体的内容として、「部門間人事異動の徹底による「適正なローテーションの実施」」(社内調査委員会(2007),8頁)が掲げられていた。しかし本事件の【従業員①】には、長期にわたって人事異動が行われていなかった。

この点について社外調査チーム (2015) は,「TR において具体的な異動の基準等は策定されなかった。また,製品製造の現場においては既に製品分野ごとに担当者が専門分化している現状や代替人員の不足等により,現実問題としては同一の担当者が長期間同じ業務を担当する状況を大幅に変え難く、上記人事ローテーションの促進は訓示的な意味しかも

<sup>(48) 「</sup>緊急品質監査を担当したチームには、全ての分野の製品について技術的な知識を網羅する人材がいなかったため、監査を受けた担当者の説明に沿って形式的なチェックが行われるにとどまり、より実質的な事項、例えば本件で問題となったような製品の性能検査結果中の数値の真実性やデータ処理の過程の妥当性のチェック等は行われていなかった。また、この緊急品質監査は、少数の担当者により、国内の全ての生産拠点に係る品質監査を約1ヶ月間で、続いて国外の全ての生産拠点に係る品質監査をその後約1ヶ月間で行ったものであり、その結果として、免震積層ゴムを含む個別の製品に関する調査には、それぞれごく短い時間しかかけることができなかった」(社外調査チーム(2015),277頁)。

たなかった | (同280頁)と指摘しており、名目的な対策にとどまっていたと認められる。

## 3.6.4 内部通報制度に関する教育の不徹底

東洋ゴム工業では、コンプライアンス違反の予防や早期発見を目的として、2006年度から内部通報制度を導入し、従業員だけでなく取引先も利用できる通報窓口(ホットライン相談室)を監査部内に設置していた。2011年度からは、社外にも通報窓口(ホットライン窓口)を設置している(49)。

また、東洋ゴム工業が全従業員に配布している「行動基準ハンドブック」には、「上司や周囲に相談しにくい行動基準に反する行為を見聞きした場合は、カード裏側のホットライン相談窓口(社内・社外)に相談・通報してください」「自分または同僚が業務に関連する法令や社内ルールに違反する行為をした場合やその疑いがある場合、上司や関連部門へ速やかに連絡します」「迷うときは上司や周囲の人、または裏面の各窓口に勇気を持って相談してください」等の記載がなされており、恒久対策の中の「内部通報制度の活用促進」を図っていたと認められる。

しかし本事件では【従業員②】は内部通報を行っておらず、その理由について「技術者の心理としては、技術的な観点から結論が出ていない段階で、内部通報を行うことについては心理的な抵抗があった」(社外調査チーム (2015), 276 頁)としている。言い換えれば、疑念の段階であっても積極的に内部通報すべきとの認識が【従業員②】になく、内部通報制度に関する社内教育が不足していたことを示唆している (50)。

## 3.6.5 小括

1次対策には、不祥事が発生した際に企業側が取り組む再発防止対策のメニューとして一般的・典型的な項目が掲げられていた。それにもかかわらず、免震ゴム事件が看過されたのは、 $3.6.1 \sim 3.6.3$ に指摘したように、対策が形式的・名目的なものにとどまったことが影響している。

その背景として、対策状況を早期に対外発表して不祥事対応を決着させたいと経営者が 焦燥していたために、対策内容の具体的な検討が疎かになる、あるいは対外発表後の対策 推進状況のフォローアップを怠るなどの問題が生じたと思量される。言い換えれば、不祥 事の再発を防止するよりも、事件の幕引きを優先しようとした幹部のコンプライアンス軽 視の姿勢が、1次対策の機能不全につながったと認められる。

### 3.7 幹部のコンプライアンス意識の不足

- (49) 樋口(2011a)は、内部通報制度を機能させるための留意点として、①通報者の保護に関する規定を明文化していること、②法律事務所など社外の信頼できる機関に通報窓口を設置していること、③匿名での通報を認めるなど通報者の秘密保持に努めていること、④組織内だけでなく、協力会社、取引先など広い範囲からの通報を受理すること、⑤潜在的通報者(不正の端緒情報を有する者のこと)にとって使い勝手のよい制度に設計すること、⑥制度の広報に努めることの6点を指摘した(同92頁)。
- (50)「行動基準ハンドブック」の記述ぶりでは、既に上司に相談した場合には、内部通報を行わなくてもよいとの趣旨に解釈し得る点にも注意を要する。この点について社外調査チーム (2015) は、「直属の上司への報告という一事をもって、当該義務を履行したと評価するべきではなく、当該上司が必要な対応を十分に実施しない場合には、依然として従業員は通報義務を負い続けると設計することが必要である」と提言した。

社外調査チーム (2015) は、「TR 及びCI には、一般の従業員、経営陣のいずれにおいても、本件を含む製品品質の大臣認定に係る規格等からの逸脱を、重大なコンプライアンス違反の問題であると捉える姿勢が欠けていたのであって、TR 及びCI の企業風土自体に、免震積層ゴムのような災害時において建築物の居住者又は利用者の生命等の危険に直結する技術を扱う企業として保持すべき高い規範遵守意識が欠如していたと評価せざるを得ない」(同 269 頁)と批判しているが、その中でも幹部のコンプライアンス意識の不足が顕著である。

例えば、2014年10月23日午前の会議(【取締役④】以外の全取締役が出席)では、不適合物件を「社内特例」として処理し、G0.39のリコールは不要との見解が提示された。実質的に事件の隠蔽を意味する提案が、「ダイバーテック事業部門及びCIの担当者の総意」として取締役たちに向けて提起されたことは、東洋ゴム工業におけるコンプライアンス意識の深刻な欠如を示すものである。また、同会議で本件に関して内部通報(51)がなされるリスクが指摘され、その対策として、「通報者の想定リストを作成し、「事前説明」を行うこと」(社外調査チーム(2015)、260頁。傍点筆者)が提案されたことも同様である(52)。

ちなみに、これまで事件の背景として説明した事項のうち、関係者の自己正当化、リスク管理機関の未活用、再発防止対策の機能不全の3件は、幹部のコンプライアンス意識の不足に起因していると考えられる。

# 4. 防振ゴム事件 (53)

2015年10月, 東洋ゴム工業は, 同社と東洋ゴム化工品が製造・販売していた防振ゴム製品の一部について, 出荷時に添付する検査成績書に不正な記載が行われていたことを公表した。問題の製品は, 明石工場で製造された船舶・鉄道・一般産業用の防振ゴムで, 83品番の47,330個(納入先計19社)とされる。

防振ゴムは振動を吸収する機能を持つ部品であり、所定の能力を満たしていない場合には、周囲の部品の疲労破壊を引き起こすおそれがある。ただし、第三者機関等による再現性試験の結果、83品番のうち78品番は性能規格を満たしていることが確認され、残りの5品番についても、日常点検などを行うことで継続使用が可能とされた。

2015年11月,東洋ゴム工業では、代表取締役社長の【取締役②】などが辞職するとともに、社外から駒口克己氏(元京セラドキュメントソリューションズ代表取締役社長)を取締役会長(2016年1月から代表取締役会長)として招聘した。

<sup>(51)</sup> 文脈に鑑みれば、社内における内部通報のみならず、報道機関などの社外に対する内部告発を含む趣旨と考えられる。

<sup>(52)「</sup>想定される通報者として、業務関係者、不利益を被る社員、会社に不満を持つ社員が例示されている」(社外調査チーム(2015),260頁)。ただし、この「事前説明」については、「ヒアリングや社内調査においても、事前説明の内容が検討されていた事実は見つかっていません」(2016年6月15日付質問票に対する東洋ゴム工業の回答)とされる。

<sup>(53)</sup> 本事件に関する事実関係の認定は、主として東洋ゴム工業社内調査チーム(以下、「社内調査チーム」という) の報告書(社内調査チーム(2015))及び同社の報道向け資料『当社製防振ゴム問題の原因究明について』(東洋ゴム工業(2015a))に依拠している。

# 4.1 不正行為の態様

検査成績書は納品の際に製品に添付する書類であり、注文番号や品名・個数の他に、製造部による製品検査結果(寸法やばね定数)及び品質保証課による材料検査結果が記載されている。本事件は、品質保証課で材料検査<sup>(54)</sup>を担当していた【従業員⑥】及びその後任者が、実際の検査結果に基づかない数値を検査成績書の作成者に交付又は自ら作成者として検査成績書に記載していたものであり、その態様は以下の3件<sup>(55)</sup>に大別される。

【態様1 検査未実施・計算式使用】 複数の原料ゴムを配合してブレンドゴムを製造した際に、最終製品の材料検査を実施せずに、原料ゴムに関する検査結果を一定の計算式に代入して算出した数値を記載したもの

【態様2 検査未実施・過去データ使用】 材料検査を実施せずに,過去の検査結果を記載したもの(過去の検査結果の転用を偽装するために,若干変更した数値を記載したケースを含む)

【態様3 数値改竄】 材料検査を実施したが、規格外の数値が出たために、規格内に改竄した数値又は過去の検査結果を記載したもの

明石工場で防振ゴムの製造を開始した1995年から2008年頃までは、【態様1】が中心であった。その事情として、この計算式によって技術的に正確な数値が算出できると考えられていたことが挙げられる。【態様2】も行われていたが、ロットごとに検査をせずに月次検査(マンスリー)の結果を記載することが慣行化<sup>(56)</sup>していたためであり、月次検査自体は実施されていたことから、不正との認識が希薄であった。

しかし、2008年以降には、材料検査を省略することを目的として、【態様1】及び【態様2】の不正が行われるようになった。明石工場で人員削減が進められ、品質保証課の人員が2008年1月時点の15人から2012年1月時点では6人に減少した結果、材料検査の担当者がそれまでの4~5人から【従業員⑥】だけになったためである。業務負担が大きく材料検査が間に合わなかったことから、【従業員⑥】は検査をせずに不正なデータを検査成績書の作成者に交付するようになった。

2013年6月に【従業員⑥】が人事異動により品質保証課を離れ、同9月までは【従業員⑦】、それ以降は【従業員⑧】が材料検査の担当者と検査成績書の作成者を兼ねた。しかし、人手不足により材料検査が間に合わない状況は変わらず、不正行為が継続された。不正の手法については、【従業員⑦】は【従業員⑥】から、【従業員⑧】は【従業員⑦】から引き継いだと証言している。

### 4.2 対応の放置

【従業員⑥】は、2009年以降、品質保証課課長の【管理者③】及びその後任者に対し、人手不足による業務多忙のため材料検査が遅延し、検査成績書の作成に支障が生じていること

<sup>(54)</sup> 製品性能を担保するために行われる検査は、製造部で行う「材料検査Ⅰ・Ⅱ」及び「製品検査」と、顧客の要求に応じて品質保証課が行う「材料検査Ⅲ」(製造段階の中間部材の抜き取り検査)に大別される。不正が行われたのは、後者の「材料検査Ⅲ」だけである。

<sup>(55)</sup> 社内調査チーム (2015) は5態様に分類したが、本稿では、説明上の便宜を考慮して3態様とした。

<sup>(56)</sup> 防振ゴムについては、製品の品質のバラつきが小さいため、検査成績書で月次検査のデータを使用しても特 段の問題はないと考えられていた。

や不正行為について相談したと証言している。【管理者③】はそれを否定しているが、社内調査チーム(2015)は、「不正が行われたことを認識しながら(あるいは容易に認識し得たにもかかわらずこれを怠り)、十分な職責を全うしていなかった可能性が認められる」(同10頁)と認定した。

幹部では、2013年11月25日にダイバーテック事業本部長の【取締役⑤】が、品質技術部担当課長に転じていた【管理者③】から報告を受けた。その後、遅くとも2014年1月までに、以下の幹部が不正を認識したと認められる。

< 東洋ゴム化工品> 社長 (2014年1月着任の後任者 (【上級管理者②】) を含む), 技術・ 生産本部長 (【上級管理者①】), 営業本部長

< 東洋ゴム工業 > ダイバーテック事業本部長(【取締役⑤】),技術統括センター長(【取締役④】),CSR統括センター長(【執行役員①】)

以上のように多くの幹部が不正を認識したにもかかわらず、事実関係の調査や、納入先への説明など社外向けの対応は行われなかった。その一方で、2013年12月から応援要員という形で【従業員⑦】に再び材料検査を担当させるとともに、新たに【従業員⑨】を検査成績書の作成に従事させており、不正の引き金となった過大な業務負担を解消する意図でなされたと認められる。

この措置によって担当者は【従業員®】を含む3人に増強されたが、彼らの中で材料検査を実施したのは主に【従業員⑦】であったため、材料検査数と処理能力の乖離は解消されず、その後も不正行為が継続された。ちなみに、材料検査で規格外の数値が出たときに改竄するという【態様3】は、この頃から実行されるようになった。

2014年10月には材料検査の担当者が1人追加され、処理能力はある程度改善されたが、依然として材料検査が遅延していたことから不正が継続された。2014年11月に着任した品質保証課課長は、【従業員®】から不正の継続について報告を受けたが、対策を講じた形跡は認められない。

2015年8月20日、【従業員⑨】から業務引継ぎを受けた後任者が内部通報を行い、同24日に東洋ゴム工業のコンプライアンスオフィサーが報告を受けたことで、ようやく不正が発覚した。製品の出荷が停止されたのは9月2日、国土交通省と経済産業省に対する第一報は同28日、記者発表は10月14日であった。

### 4.3 事件の背景

担当者に不正の認識が希薄であった2008年以前の不正行為と、それ以後の材料検査の省略を目的とした不正行為では、原因構造が異なっているため、以下では前者を「前期不正」、後者を「後期不正」と区別して分析する。

#### 4.3.1 前期不正の背景

検査成績書に関しては、どのような内容の検査結果を記載するか、あるいは検査対象となる製品のロットをどのようにとらえるか等の業務手順について、マニュアルや業務引継書が作成されていなかった。このように業務手順が文書化されていなかったため、担当者は不正行為と意識せずに、計算式で算出した数値や月次検査の数値を記入していたと認められる。

こうした文書化の不備は検査成績書に限られていたわけではなく、明石工場全般で、「材料試験の実施及び検査成績書の作成に関し、実現可能な業務工程が設計されておらず、また、確たる社内マニュアル等が作成されておらず、各人が前任者や同僚から伝えられた方法や自ら考案した方法で業務を行っており、あるべき業務が明確化されていなかった」(社内調査チーム(2015)、18-19頁)とされる。明石工場は、いわゆる多品種少量生産型の工場であり、現場で取り扱う製品の種類が多岐にわたっていたことが、業務手順の文書化を進める上での障害になっていたと推察される。

## 4.3.2 後期不正の背景

後期不正を誘発した事情として、過大な業務負担、上司の指示及び関連部署の圧力、上司の監督能力の不足の3件、事件への対応が放置された事情として、実害がないことによる自己正当化、幹部のコンプライアンス意識の不足の2件が挙げられる。

# 4.3.2.1 過大な業務負担

4.1 で前述したように品質保証課の人員削減により材料検査の担当者が【従業員⑥】だけになり、業務負担が過大となって材料検査が間に合わなくなったことが不正を誘発した。この過大な業務負担については、少なくとも2009年以降は上司も認識していたが、体制の増強が困難だったことから状況を放置したと推察される。

この点について社内調査チーム (2015) は,「2008年以降, 品質保証課の人員を削減したことに起因して, 品質保証課の業務量に比して人員が不足して業務過多となり, 一方で上長らにおいて, 増員などにより業務過多を迅速かつ有効に解消することもなかったため, 材料試験の実施や検査成績書の作成業務に関し, 人員を含むリソースが不足していた」(同18頁)と分析している。その背景として, 3.4.1で前述したように, リーマンショックによる景気後退を受けて, 2008年度以降, 東洋ゴム工業が収益改善対策として全社的に人員削減を進めていたことが挙げられる。

# 4.3.2.2 上司の指示及び関連部署の圧力

【従業員⑥】は、業務多忙のために材料検査が遅延し、検査成績書の作成に支障が生じていることを品質保証課課長の【管理者③】に説明したところ、「材料試験が遅延しているのであれば数か月前のデータであれば使用して良い旨の承認を得た」(社内調査チーム(2015),10頁)と証言している。【管理者③】はそれを否定しているが、材料検査の遅延防止のための対策を講じた形跡がないことに鑑みると、そのような指示がなされた可能性が高い。

また、【従業員⑥】は、「(検査成績書の作成を)遅らせることは営業部門・生産管理部門からのプレッシャーにより困難であった」(社内調査チーム(2015),10頁)と証言しており、関連部署による圧力が不正の動機の一つと認められる。

## 4.3.2.3 上司の監督能力の不足

4.2 で前述したように2013年12月から業務負担を軽減する対策が取られたが、肝心の材料検査の担当者が増えなかったため、その後も後期不正が継続された。これは、上司が検

この点について社内調査チーム (2015) は,「(検査成績書の承認者は,) 自ら管掌する業務について一定の技術的な知識を持ったうえで監督する責任があるにもかかわらず,上長ないし管理者において技術に対するあるべき知識が不足していた | (同19頁) としている。

# 4.3.2.4 実害がないことによる正当化

遅くとも2014年1月までに多数の幹部が不正を認識していたが、「不実の記載がなされている検査成績書が数年にわたって納入先に提出されてきたことについて、事実関係の調査、原因究明及び当該調査に基づく再発防止策の検討等が行われていたことを窺わせる証跡は確認されておらず、また、当該問題について広く納入先に説明したり公表したりするという何らかの対応策を講じ、かつ、現に実施したという明確な証跡は本調査においては確認されなかった」(社内調査チーム(2015),14頁)とされる。

事実関係の調査や、納入先への説明など社外向けの対応を行わないことを関係者が正当化するのに用いた理由として、実害がほとんどないことが挙げられる。問題の防振ゴムについてあらためて材料検査を実施した結果、過去のデータとの間で有意な差異は認められず、不正が行われていた期間に製造工程の変更もなかったことから、材料検査をせずに納入した製品にも特段の問題はないとの報告を2014年1月30日に受けていたのである。

防振ゴムについては、製造経験が長く技術が十分に蓄積されているため、製品の品質のバラつきは小さい。さらに、製造部でも「材料検査Ⅰ・Ⅱ」及び「製品検査」を別途実施していたことから、品質保証課で「材料検査Ⅲ」を省略しても、技術的には特段の問題は生じないと認められる。このように不正による実害がほとんどないことを理由に、関係者が対応の放置を自己正当化していたと推察される。

# 4.3.2.5 幹部のコンプライアンス意識の不足

4.2で前述したように、本事件を認識していた幹部の中には、免震ゴム事件の関係者が多数含まれている。2015年2月9日に免震ゴム事件を公表した後も、同8月20日に内部通報がなされるまで半年以上も、彼らは本事件について沈黙していたことになる。当時の東洋ゴム工業が免震ゴム事件の反省と再発防止を掲げていたにもかかわらず、本事件の隠蔽を図ろうとしたと言わざるを得ず、コンプライアンス意識の深刻な欠如を示すものである。

# 4.4 再発防止対策に関する検討

免震ゴム事件の反省を受けて、東洋ゴム工業が推進した再発防止対策(以下、「2次対策」とする)の概要は以下のとおりである。

# <緊急対策>

- ・緊急品質監査の実施
- ・品質・コンプライアンス調査委員会の調査

#### <継続対策>

・再発防止に向けた新組織体制(品質保証本部の新設,ダイバーテック事業部門の再

編. コンプライアンスオフィサー制度の導入 (57))

- ・ものづくりの不正を起こさない仕組みの構築(新しい品質保証体制に基づく実効性 のある監査の実施,品質保証部と監査部の監査対象区分の見直しと連携,内部通報 制度の活用促進)
- ・全社として問題に対処する仕組みの構築(リスク管理のための事業評価ガイドラインの策定)
- ・企業風土の改革(経営陣による意識改革メッセージの発信,風土改革委員会による 意識改革活動)
- ・再発防止策の徹底と継続

### 4.4.1 対策中の注目点

2次対策の中で特に着目すべきは、品質保証本部の新設、ダイバーテック事業部門の再編、事業評価ガイドラインの策定の3件である。

まず品質保証部については、「品質保証本部」に格上げして権限を強化し、各拠点の品質保証部門を同本部の傘下に編入するとともに、大臣認証の申請を審査・管理する専門組織の「標準管理室」を同本部内に新設した。品質・技術分野の監査を担当する品質保証部門の独立性を高めて内部監査機能を強化しようとする対策であり、免震ゴム事件の反省点の「品質保証部によるダブルチェックの形骸化」「開発部門に対する内部監査の不足」「性善説の大臣認定制度」に対応する。

次にダイバーテック事業部門については、それまでのビジネスユニット制の縦割り組織を機能別(営業・技術・生産)に再編成するとともに、人事配置計画の策定を事業本部長の責務とした。機能別組織とすることで傍流事業の問題を解消して内部牽制機能を強化し、併せて人事ローテーションを徹底することを目的とした対策であり、免震ゴム事件の反省点の「傍流事業の位置付けと担当者の単独・長期配置」に対応する。

事業評価ガイドラインの趣旨については、「現在のTR の体制ではそのリスクを管理し整備することができない事業が複数判明すると思われる(とりわけTR にとって非主力事業がこれに該当することが多いと思われる。)。(中略)このようなリスクに備える体制が採算面等の理由で十分にできないのであれば、たとえ将来的には成長が期待される部門であっても、廃止又は撤退を決断することが求められる」(社外調査チーム(2015)、288頁)と提言されている。ハイリスクにもかかわらず、それを管理するための内部統制の整備が難しい新事業への進出を防止あるいは既存事業からの撤退を促進しようとする対策であり、免震ゴム事件の反省点の「技術力の不足」「技術経営力の不足」「傍流事業の位置付けと担当者の単独・長期配置」に対応する。

以上の対策は、免震ゴム事件の反省点を反映している上に、その内容も具体的である。 3.6で前述したように1次対策では、「不祥事が発生した際に企業側が取り組む再発防止対

<sup>(57)</sup> 東洋ゴム工業では、コンプライアンス事案を全社的に把握し、一元的に管理・対応するために、チーフコンプライアンスオフィサー (CCO)を中心として、各部門やグループ会社にコンプライアンスオフィサーを設置した。さらに、CCOの諮問機関として新コンプライアンス委員会を設置するとともに、担当部署としてコンプライアンス推進室を設置し、関連部門と連携した事案対応や、施策の立案・実施、現場支援などを同室に担当させることとした。

策のメニューとして一般的・典型的な項目」が掲げられていたことと比較すると、2次対策には実務的に大きな前進が認められる $^{(58)}$ 。

### 4.4.2 緊急品質監査の問題点

2次対策が発表されたのは2015年6月23日であるが、防振ゴム事件の内部通報がなされたのは8月20日であり、「継続対策」の効果が表れるだけの時間的余裕はなかったと考えられる $^{(59)}$ 。以下では、緊急品質監査だけを対象として論じる。

東洋ゴム工業は、免震ゴム事件の対策進捗状況として2015年8月10日に発表した東洋ゴム工業(2015b)において、「検査手順書の有無、実際の試験・検査に立会い、手順書どおりの試験・検査がおこなわれているか確認」「全23拠点(国内12拠点、海外11拠点)・83品種(国内43品種、海外40品種)において「正規品が出荷されていること」を確認」(同5頁)と説明していた。結果的に見れば、2次対策の緊急品質監査では、防振ゴム事件の不正を発見できなかったことになる。

社外調査チーム (2015) は、1次対策の緊急品質監査が機能しなかったことを踏まえて、「十分な時間と人員をかけて行うとともに、客観性と専門性を担保するため、外部の専門家が関与した形で実施し、さらにその実施結果を事後的に検証することが必須」(同289頁)と提言していた。それにもかかわらず、この提言内容を2次対策に十分に反映させていなかったことが、不正を看過した要因と認められる。

2次対策の緊急品質監査では、5月11日から6月5日までに国内12拠点、6月2日から7月14日までに海外11拠点を監査したとされるが、期間的には1次対策時とさほど変わらない。検査や試験の立会いには相当な時間を要するものであり、この短期間で十分な監査が可能とは考えにくい。実際にも、防振ゴム事件の舞台となった「材料検査III」は、QC工程表が未整備だったために緊急品質監査の対象とされておらず、1次対策時と同様の問題を抱えていたと認められる。

ちなみに、監査チームについても、外部資格保有者 (VDA (ドイツ自動車工業会) 認定監査員及び ISO9001 監査員補) や外部監査経験を有する者を参加させた点は評価できるが、 社内の人材だけでチームを編成していた点は問題と言わざるを得ない。

### 4.4.3 新たな再発防止対策

防振ゴム事件の反省を受けて、東洋ゴム工業が新たに発表した再発防止対策の概要は以下のとおりである。

# <緊急対策>

・全事業にわたる再監査の実施(外部機関による監査の検証,再監査の実施)

<sup>(58)</sup> 例えば、ハイリスクな不採算事業からの撤退については、断熱パネル事件の際にも、「当初計画に比べ、売上も利益も極めて不調であったが、不採算事業からの撤退基準が会社として必ずしも明確でなかったため、経営としてのメスが入らなかった」(第三者委員会(2007),5頁)と指摘されていたが、1次対策では、「新事業、新製品、設備投資、出資に関する決定プロセスの改善・強化」という抽象的な対策項目にとどまっていた。

<sup>(59)</sup> 防振ゴム事件が発覚した契機は、4.2で前述したとおり従業員が内部通報を行ったことであった。ただし、詳しい事実関係が不明であるため、2次対策中の「内部通報制度の活用促進」の実績とするかどうかについては、評価を差し控えることとする。

- ・CI 明石工場の抜本的改革 (業務の明確化及び業務工程全体の抜本的改革,技術及び 業務知識の引継体制の整備,コミュニケーションの活発化等)
- ・品質保証・管理体制の再構築(品質保証体制の組織面での強化、品質保証システム の見直しによる管理強化)

## <徹底対策>

- ・コンプライアンス・ガバナンスの強化徹底 (コンプライアンスの啓発強化, リスクを意識した内部統制の強化)
- ・不正行為の早期探知・危機管理体制の確立 (危機管理体制の整備, コンプライアンス及びガバナンスの再構築プロジェクト)
- ・社員教育の再徹底と企業風土の抜本改革

2次対策と内容的に重なるものが多いのは、「今回の防振ゴム問題で判明した不正は免震ゴム問題と類似する原因・背景が見られます。したがって、免震ゴム問題の再発防止策には、今回の防振ゴム問題の再発防止策として機能するものが相当含まれていると考えています」(東洋ゴム工業(2015c)、2頁)との判断に基づいている。

2次対策と比較して着目すべきは、再監査に当たって外部機関(日本能率協会コンサルティング)に監査手法の検証を依頼したこと、国内拠点の再監査に十分な時間をかけていること(2016年9月に完了予定)、QC工程表や工程フロー図の整備などの業務手順のマニュアル化や、原データの保管や業務引継書の作成などのルール化を推進したことの3点である。特に再監査の期間延長と業務手順のマニュアル化は、2次対策の緊急品質監査の失敗原因を踏まえた対策と評価できる。

## 5. 事件の原因メカニズム

免震ゴム事件 (附属事件を除く) の原因メカニズムを三分類・因果表示法にしたがって整理すると、以下のとおりとなる (図2参照) (60)。

① 直接原因

原因 A 免震ゴムの大臣認定を不正に取得するとともに, 性能評価基準に適合していない製品を長期にわたって販売したこと

原因B 担当者の単独・長期配置

原因C 技術面のチェック体制の不備

原因D 不正認識後の対応の遅延

原因E 再発防止対策の機能不全

(60) 三分類・因果表示法は、組織不祥事の原因メカニズムを包括的に理解するために、筆者が樋口 (2011b) で考案したフレームワークである。組織不祥事の原因を直接原因と I 種・Ⅱ 種潜在的原因に分類した上で、因果関係の連鎖の中で一段階上流側に位置することを「背景」と付記し、原因メカニズムの図示に当たっては、矢印の方向で背景を表示する。

直接原因とは、組織不祥事を発現させる直接の引き金となった問題行動であり、何らかの違反行為が組織不祥事を構成するケースでは、当該違反行為自体が直接原因となる。潜在的原因とは、直接原因を誘発又は助長した因果関係に連なる組織上の問題点であり、直接原因の発生を防止するためのリスク管理の不備に関する I 種潜在的原因と、それ以外の II 種潜在的原因に大別される。詳しくは樋口 (2011b) を参照されたい。

# ③ Ⅱ 種潜在的原因

原因F リーマンショック後の大幅な人員削減 (Bの背景)

原因G 免震ゴム事業や開発技術部が傍流であったこと(B, C, H, Jの背景)

原因H 技術経営力の不足(D. Kの背景)

原因 I 性善説の大臣認定 (Aの背景)

原因 I 開発技術部の立場の弱さ (Aの背景)

原因 K 技術力の不足 (A の背景)

原因L 関係者による自己正当化 (Dの背景)

原因 M 幹部の危機管理能力の不足 (D の背景)

原因N リスク管理機関の未活用(Dの背景)

原因O 幹部のコンプライアンス意識の不足(E. L. Nの背景)

## 6. 考察

本事件を誘発した原因メカニズムとして、傍流事業で技術的にも特殊であったために担当者が単独・長期配置となり、業務監督や内部監査が困難となっていた問題に関して「傍流事業の特殊性のリスク」、実害の小ささと組織防衛の意識が不正の隠蔽や対応の遅延に結びついた問題に関して「不正行為の自己正当化のリスク」、そして事件対応を早く決着させたいと経営者が焦燥するあまり、対策の立案・実施が疎かになった問題に関して「再発防止対策の空洞化のリスク」の3類型が認められる。さらに、組織文化と不祥事の関連性及び第三者委員会の在り方についても考察した。

## 6.1 傍流事業の特殊性のリスク

樋口(2012a)は、メルシャンの水産飼料事業部における循環取引事件について、同事業部が社内では傍流事業の位置付けで事業内容も特殊であったため、経営者の関心や知識が不足するとともに、事業部内の人事が閉鎖的で長期配置が通例となっていた問題を指摘した。その上で、事件の原因メカニズムを「傍流事業の特殊性による組織不祥事リスク」と整

#### 図2 事件の原因メカニズム 直接原因A リスク管理 <Ⅱ種潜在的原因> < I 種潜在的原因> 原因I 原因F 原因B 原因J 原因G 原因K 原因C 原因H 原因L 原因D 原因M 原因N◀ 原因O 原因E (筆者作成)

-89-

理し、「傍流事業の特殊性のために監督が不十分になるとともに、人事配置も閉鎖的・長期的になるために、組織不祥事が誘発されるリスク | (同81頁) と定義した。

さらに樋口(2013)は、東海ゴム工業(傍点筆者)の労働安全衛生法違反事件に関してボイラー保守業務の特殊性による補修担当者の長期配置の問題について、そして樋口(2016b)は、日本交通技術の外国公務員贈賄事件に関して海外事業の特殊性による監督不在の問題について、それぞれ傍流事業の特殊性のリスクを指摘した。

免震ゴム事件に関しては、免震ゴム事業や開発技術部が傍流であったために、体制が縮小されて担当者を単独・長期配置とせざるを得なかったことや、技術的に特殊で業務監督や内部監査が困難であったことが認められ、傍流事業の特殊性のリスクが発現した事例と解される<sup>(61)</sup>。

経営実践上の含意として、技術面のチェック能力の強化が挙げられるが、本件のように 特殊な専門技術である場合、業務内容の監査が可能な技術者を内部監査部門に確保するこ と自体が実務的に困難と考えられる。そうした人材を手配できるのであれば、むしろ現場 管理者として配置し、日常的な監督機能を復活させるほうが合理的であろう。

長期配置を無くすには人事ローテーションの励行が必要であるが、事業の規模や特殊性の関係でそれが困難なケースについては、廃業又は事業譲渡による切り離しについて検討すべきである。4.4.1で前述したように、東洋ゴム工業が事業評価ガイドラインを制定したことは、こうした事業撤退を制度化した点で評価できる<sup>(62)</sup>。

## 6.2 不正行為の自己正当化のリスク

樋口(2016a)は、独立行政法人労働者健康福祉機構が長年にわたり虚偽の障害者雇用状況報告書を提出していた事件について、関係者が心理的負担を感じなくても済むように自己正当化していた問題を指摘した。その上で、「不正行為を自己正当化する事情が存在するために、心理的抵抗が軽減されて不正行為の実行が容易になるリスク」を「不正行為の自己正当化のリスク」と定義し、同事件における自己正当化の事情として、前例踏襲、上司の沈黙、組織防衛の意識の3件を抽出した。また、樋口(2016b)は、日本交通技術の外国公務員贈賄事件について、関係者がリベートの違法性を承知していたにもかかわらず、組織防衛の意識から自己正当化していた問題を指摘した。

免震ゴム事件公表時に関係者が防振ゴム事件について沈黙したことは、事件の隠蔽とい

<sup>(61)</sup> 産業用防振ゴムの売上高は約20億円(全体の0.5%)にとどまり、事業規模としては傍流であるが、技術的にはそれほど高度ではなく特殊性を認めがたい。したがって、防振ゴム事件については、傍流事業の特殊性のリスクに該当せず、「受託企業や組織内の弱小部門などの劣位者に配慮せずに効率性追求又はコスト削減を進めることが業務内容の質的劣化を引き起こすリスク」(樋口(2012b),260頁)である「劣位者に対する無配慮のリスク」が発現した事例と解される。

<sup>(62)</sup> ちなみに、免震ゴム事件で不正に気付いて報告した【従業員②】は、2012年8月に中途採用者(転職者)として東洋ゴム工業に入社し、東洋ゴム化工品に出向していた人物である。【従業員②】が中途採用者であったことが不正発見に寄与したかどうかについて東洋ゴム工業に質問したところ、「ご質問に対して明確な回答はできません。ただ、【従業員②】にしがらみがなかったことは事実ですし、また周囲に対して自分の意見を述べることのできる性格であったことは間違いありません」(2016年6月15日付質問票に対する東洋ゴム工業の回答)との回答であった。この一件は、傍流事業にありがちな閉鎖性に風穴を開けるという点で、中途採用の利点を示唆するものである。

う意味での不正行為と認められる。また、免震ゴム事件についても、ダイバーテック事業 部門及びCIの担当者の総意として提案された「社内特例」は事件の実質的な隠蔽であり、 社内が隠蔽と公表の間で揺れ動いていたと推察される。以上のとおり、事件の隠蔽に関して東洋ゴム工業が「不正行為の自己正当化のリスク」に直面していたと認められ、自己正当化の事情としては、実害の小ささと組織防衛の意識の2点が挙げられる。

コンプライアンス問題は、実害の有無に必ずしも関連するわけではないが、実害が小さいと強調することが心理的負担の軽減につながるのは容易に想像できる。また、組織防衛の意識は、前述の労働者健康福祉機構事件や日本交通技術事件でも観察されている。樋口(2016b)は、「組織防衛の意識は、担当部局のみならず全社的に共有できる性質のものであるため、リスク管理体制全般を機能不全に陥らせるおそれがある」(同122頁)と指摘したが、この点も東洋ゴム工業事件に当てはまる。

経営実践上の含意としては、コンプライアンスが如何なる事情よりも優先されることを 企業の行動規範などで明示するとともに、実害の小ささや組織防衛などの事情が不正を正 当化するわけではないと社内教育で繰り返し説明することが有用である。

### 6.3 再発防止対策の空洞化のリスク

組織不祥事が発生した企業が再発防止対策を推進するのは当然であるが、そうした対策の有効性について外部の研究者が検証することは難しい。東洋ゴム工業事件は、企業内で同種の組織不祥事が3件も近接して発覚したという非常に珍しいケースであり、再発防止対策の有効性を検証する上で貴重な素材である。

再発防止対策に関する先行研究として、樋口(2014)は、NHK職員によるインサイダー取引事件を分析し、NHKが過去に発生した不正経理事件の再発防止対策に偏向していたために、組織不祥事のリスク管理の中で一種のクラウディング・アウト状態が生じ、インサイダー取引の防止対策が欠落していたと指摘した。その上で、「ある態様の組織不祥事が発生した企業が、近視眼的に同種の組織不祥事の再発防止対策を過剰に推進した結果、他の態様の組織不祥事への対策が疎かになり、組織不祥事が誘発されるリスク」を「イシューマイオピア(63)による組織不祥事リスク」と定義した(同11頁)。

再発防止対策自体の有効性を論じた先行研究としては、中国電力島根原発点検時期超過事件を分析した樋口 (2011c) が挙げられる。同研究は、相次ぐ原発のトラブルにより電力会社に対する社会的信頼が失墜し、その正当性の回復が優先課題とされたことから、佐藤 (2010) が指摘した「正当性獲得行動のジレンマ」 (64) に囚われ、安全性の向上という面では無意味にもかかわらず点検対象を拡大したと分析した。

<sup>(63)「</sup>企業が特定のソーシャルイシューのみを認識してしまう現象」(小山(2011),123頁)。

<sup>(64)「</sup>組織内と組織外では手に入れられる情報に違いがあり、両者の認識する問題の因果関係は異なる。そのため、組織内部で問題の真の原因であると認識されていることと、外部から見て問題の原因であると認識される事柄は異なる可能性が高い。だが組織としては、自らの存続のためには、それが本質的な解決策にはならないとしても、近視眼的に外部の認識する因果関係に基づく対応策を優先せざるを得ない。加えてその対応策は、外部から見えやすく、評価もしやすいものでなければならないため、監視機能の強化や手続きの増加などに偏りがちになる。そのため、本来の問題の原因が業務負荷と処理能力の乖離であるような場合には、外部からの要請に基づく対応策は問題の本質的な解決にはならず、むしろ新たな問題の原因となる可能性がある」(佐藤(2010),74頁)。

東洋ゴム工業事件で1次対策が機能不全に陥ったのは、一般的・典型的な対策項目が掲げられ、断熱パネル事件の反省点を具体的に反映したとは言い難い内容であった上に、対策の実施状況も形式的・名目的なものにとどまったためである。さらにその背景として、対策状況を早期に対外発表して不祥事対応を決着させたいと経営者が焦燥するあまり、対策内容の具体的な検討が疎かになる、あるいは対外発表後の対策推進状況のフォローアップを怠るなどの問題が生じたと思量される。

再発防止対策の狙いとして、不祥事の再発を防止することよりも、対策を推進していると発表することによる広報効果を優先した点で、中国電力事件との共通性が認められる。この問題を「再発防止対策の空洞化のリスク」と名付け、「不祥事対応の早期決着を優先して広報的観点から対策を立案・実施するために、再発防止対策が機能不全に陥るリスク」と定義する。

経営実践上の含意としては、当面の緊急対策はやむを得ないとしても、長期的に推進する対策については、その立案に十分な時間をかけるとともに、第三者を参加させて中立的・客観的な意見を取り入れることが必要である。また、対策のフォローアップが疎かにならないように、定期的に対策推進状況を確認する仕組みを併せて整備することが望ましい。

# 6.4 組織文化と不祥事の関連性

免震ゴム事件について、社外調査チーム (2015) は、「本件の問題行為が行われたことの原因を、問題行為を行った個人の資質のみに求めることは、事態を矮小化するものであって、許されない。TR 及びCI には、社員の規範遵守意識の鈍磨を醸成してしまう企業風土があったと考えるべきである」(同 268 頁、傍点筆者)と分析している。この「企業風土」を「組織文化」と理解すると、東洋ゴム工業に反社会的な組織文化が形成されているとの趣旨になる。

樋口(2012b)は、加ト吉循環取引事件など4事例の分析結果をもとに、組織文化が組織不祥事を誘発するメカニズムについて「組織文化の過剰性のリスク」と整理し、「組織文化が過剰に強いために、コンプライアンスが相対的に軽視され、さらにリスク管理体制の機能も低下することにより、組織不祥事が誘発されるリスク」と定義した(同234頁)。ただし、同研究は、あくまで組織文化の相対的な強度を問題視した内容であって、組織文化自体の反社会性を論じたものではない。

組織文化は、経営理念とそれに基づく実践の反復によって形成される。言い換えれば、組織の生存にとって長期的に有益な行動パターンであるからこそ、組織文化として定着するのである。したがって、「社員の規範遵守意識の鈍磨を醸成してしまう」というのは、組織文化そのものではなく、組織文化によって招来された結果と解すべきであろう。しかし、そうした結果をもたらす組織文化とはどのようなものかという肝心の点について、社外調査チームは説明していない<sup>(65)</sup>。

この点については、第三者委員会報告書格付け委員会(以下、「格付け委員会」とする)の

<sup>(65)</sup> 組織文化の反社会性の問題については、間嶋(2007)が、「組織文化が社会道徳との間に大きな乖離を孕んだものである場合、(中略) 反社会的な不祥事に繋がる活動を正当化してしまう非常に重大な問題要因となる」(同19頁。傍点筆者)と指摘しているが、同様に「社会道徳との間に大きな乖離を孕んだ組織文化」についての説明がなされていない。

行方洋一委員も,「問題行為に関与した者の規範意識の鈍磨を醸成してしまうとする「企業風土」,言い換えれば問題行為の根本的な原因について,その具体的内容が乏しく,またそのような企業風土となってしまっている原因について調査・分析が行われているとは評価し難い | (格付け委員会(2015), 21 頁)と指摘している (66)。

東洋ゴム工業事件における関係者の行動の背景事情については、これまで説明を重ねてきたとおりであり、組織文化の影響は特段認められない。社外調査チーム (2015) の「社員の規範遵守意識の鈍磨を醸成してしまう企業風土」とは、相当数の従業員や幹部、管理職が不正行為や対応の放置に関与した状況を「企業風土」と総括しただけであり、経営学上の組織文化という趣旨ではないと解釈するのが妥当であろう。

その一方で、一般論として、「反社会的な組織文化」を不祥事の原因と指摘する論者が少なくないのも事実である。その背景として、原因分析の掘り下げが浅く、具体的な業務管理上の問題点を抽出できなかったために、安易に組織文化に原因を求めたケースも存在するように思われる。しかし、そうした分析は、不祥事の真の原因とは異なる方向に再発防止対策を歪めるとともに、業務管理上の責任を曖昧にするという点で有害と言わざるを得ない。

### 6.5 第三者委員会の在り方

社外調査チームは、自らの位置付けについて、「社外調査チームの構成員は、いずれも弁護士法の定めた義務を負う弁護士であり、かつTR及びCIとはこれまで利害関係を有していなかった者である」(社外調査チーム(2015)、2頁)と説明する一方で、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(以下、「ガイドライン」とする)に準拠したものではないとした。

その理由として,ガイドラインが第三者委員会の目的を「企業の社会的責任 (CSR) の観点から,ステークホルダーに対する説明責任を果たす」と規定する一方で,社外調査チームは企業危機への対応を目的としたことを挙げている。さらに,ガイドラインでは第三者委員会の独立性・中立性を必須としているところ,社外調査チーム代表の小林弁護士が,32.4で前述したように事件公表前に東洋ゴム工業に助言をした人物であるという点にも問題があった。

こうした社外調査チームの位置付けについて、格付け委員会の國廣正委員は、「不祥事に対する経営陣の関与や不作為が問題とされ、経営陣の信頼性に疑義が生じている場合(中略)日弁連ガイドラインへの準拠を宣言するか否かにかかわらず、独立性・中立性・専門性が確保され、現経営陣による影響力を受けない「実質的な第三者性」を持つ調査主体による調査が不可欠になる。(中略)日弁連ガイドラインが示す諸原則は、ステークホルダー論からくる不祥事対応(重大な不祥事による企業価値の毀損にピリオドを打つための危機管理)の「根底にあるべき行動原則」を確認的に文書化したものであって、「準拠しないと宣言すれば、これを無視してよい」といった性質のものではない」(格付け委員会(2015)、6頁)と批判した。

<sup>(66)</sup> 同じく野村修也委員も、「報告書は、行為者個人の資質に矮小化できない問題があるとして「企業風土」に言及しているが、「企業風土」の中身が漠然としていて、原因分析としてあいまいである。他の会社には見られない特別な「企業風土」が醸成されていたのか、醸成されていたとするならば、それはなぜ生まれたのかを掘り下げて分析して欲しかった」(格付け委員会(2015), 23頁)と指摘した。

それに対して社外調査チームの小林弁護士は、「格付け委員会グループの評価に対する調査チーム代表のコメント」(2016年3月1日)の中で、「企業不祥事の調査主体には様々な形態があり、不祥事の段階・内容などによって、適切な調査主体の形態は異なるものである。この点、製品の早期回収等の緊急危機対応を必要とする不祥事の場合、ガイドラインに全面的に準拠する第三者委員会を設置し、調査主体と企業との間で情報遮断が生じてしまうと、企業の緊急危機対応が大混乱に陥った上、一般使用者等の企業外の第三者に危険が及ぶなどの重大な弊害が指摘されている」と反論した。

しかし、格付け委員会は、「当委員会の見解」(2016年3月30日)として、「企業不祥事に おけるリコール等の緊急危機対応の必要性を否定するものではない」としながらも、「本 調査報告書が対外公表されたということは、本調査チームが「緊急危機対応 | だけでなく、 同時に「ステークホルダーの信頼回復のための事実調査 | を行っていることを意味するが、 いったん経営陣に緊急危機対応のアドバイスをした者が、経営陣から独立した立場で、経 営陣を対象とする調査を中立・公正に行うことは、構造的に無理がある。(中略)本件の ような重大事案(長期間組織的に不正が続けられ、経営陣の関与も疑われ、社会的影響が 大きい事案)においては、本調査チームは「緊急危機対応」に徹しつつ、別途、会社に「ステー クホルダーの信頼回復のための事実調査 | のために第三者委員会の設置を求めるのが通常 の対応であると思われる。にもかかわらず、本調査チームは、敢えて「二足の草鞋」を履い ている。本件でF評価をした4名の委員は、この点を重視し、本調査チームによる調査に は構造的に信頼性が欠けるとするものである」と反論した上で、「(小林弁護士の) コメン トは、日弁連ガイドラインに進拠した第三者委員会の設置が、企業の緊急危機対応を「大 混乱に陥らせ | 「一般使用者等の企業外の第三者に危険が及ぶ | などと主張するが. 当委員 会は、緊急危機対応と第三者委員会を別の主体が行った場合で「大混乱」が起きた例を寡 聞にして知らない | と結んでいる。

企業のための危機対応とステークホルダーのための事実調査では立脚点が明らかに異なり、同一の主体によって両方に対応することには無理があると言わざるを得ない。危機対応が必要とされる場合には、事実調査とは別の主体が担当すべきであろう<sup>(67)</sup>。その一方で、筆者の見解では、社外調査チーム (2015) の調査結果は、組織不祥事の調査報告書として十分な内容であったことを付言しておく<sup>(68)</sup>。

しかし社外調査チーム (2015) は、東洋ゴム工業の幹部の対応ぶりを詳述しており、彼らの責任を別途追及するための基礎資料として十分な内容と認められる。ちなみに、ガイドラインによる第三者委員会も「関係者の法的責任追及を目的にする委員会ではない」と規定されており、関係者の責任追及がないことを問題視した齊藤委員の批判は失当である。

<sup>(67)</sup> この論争は、将来の不祥事調査の在り方を考える上で非常に重要である。この点について格付け委員会の高厳委員は、「今後、「日弁連第三者委員会ガイドライン」に準拠しないことを宣言した報告書が、あたかも中立的・客観的な報告書であるかのように公表されるようになれば、いずれの企業・経営者も、「企業危機に対応するための調査チーム」を設置し、目的を限定した調査を依頼することになろう。そうした調査チームを設置する方が現経営陣には遥かにハードルは低くなるからである」(格付け委員会(2015)、16頁)と指摘している。

<sup>(68)</sup> 社外調査チーム (2015) の内容に対して、格付け委員会の齊藤誠委員は、「(社外調査チーム (2015) は、) 東洋ゴム等の関係者の法的責任 (取締役等の義務違反の有無、及び取締役等が会社に対して負うべき責任)等の有無、程度等の評価、検討等は目的とはしないとした。その結果、この報告書の内容は、現経営陣の責任をあいまいにして、その存続を図ろうとしたと捉えられてもやむを得ない結果となっている」(格付け委員会 (2015),11 頁)と批判した。

#### おわりに

近年,多くの企業で組織不祥事の再発を防ぐための対策を推進しているが,こうした対策の実効性に関し,かねてから筆者は疑問を抱いていた。再発防止対策のメニューが,内部統制システムの強化や社員の倫理教育に偏るなど画一的で,組織不祥事を誘発した個別の原因メカニズムを十分に反映していないように感じられるためである。

筆者のこれまでの事例研究では、社内に内部統制の仕組みが重層的に存在したにもかかわらず、何らかの原因メカニズムにより、それらが機能不全に陥っていたというケースが通例である。組織不祥事を防止するには、そうした原因メカニズムを解消することが肝要であり、それを実行せずに内部統制の仕組みを上乗せしても、同様に機能不全に陥るおそれが強い。逆に、原因メカニズムを本当に解消できたのであれば、既存の内部統制だけでも十分であり、あらためて追加することに意味はない。

社員個人の倫理教育についても、実務的な効果をあまり期待できないように感じられる。さらに言えば、不正行為に関与した社員が、個人として非倫理的というわけでは必ずしもない。過去の事例研究を総覧すると、真面目な人物であっても、「組織人」としての立場に縛られて、心ならずも不祥事を犯してしまうのが、日本における組織不祥事の典型である。

結局のところ、日本企業の再発防止対策のメニューは、マスコミ関係者に受け入れられ やすい対策を列挙しただけで、本当にそれが「正しい治療策」なのかどうか掘り下げた検 討を怠っているのではないだろうか。本研究は、こうした疑問を学術的な問題提起に昇華 させた点で意義が大きいと愚考する。

次に、第三者委員会のガイドラインについて若干の私見を述べたい。ガイドラインの考え方に筆者は基本的に同意するが、「第23調査報告書の事前非開示」に「第三者委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部を企業等に開示しない」と規定している点には疑問が残る。

筆者の研究では、出来る限り対象企業にご協力いただいて事実関係を調査しているが、その過程で、第三者委員会が作成した調査報告書に事実誤認や解釈の誤りを発見することが少なくない。委員会のメンバーが部外者である以上、こうしたミスが生じるのは避けられないが、それによって企業側がいわれなき批判を浴びることがあってはならない。調査報告書の案文の段階で、企業側に対して反論の機会を付与すべきではないかと愚考する。

また、格付け委員会の久保利英明委員は、「(社外調査チームの役割について)「今現に直面している企業危機事案」対応という会社の設定した役割の限界から、調査が過去の断熱ボード事件に及ばず、スコープが免震集積ゴム部門に限定されたことから「傍流事業における不祥事の頻発」という真相究明が疎かになった。244ページ以下の「本件問題行為の分析」として、この点を指摘しているのに、同様の問題を抱える「防振ゴム事業」の調査スコープが欠落していた。これだけの時間とコストをかけながら、3度目となる同事業の不祥事を防げなかった。その意味で、このスコープの狭隘さは致命的である」(格付け委員会(2015)、23頁)と批判した。

しかし社外調査チーム (2015) は、免震ゴム事件の調査に関連して、断熱パネル事件の再発防止対策については掘り下げて調査しており、断熱パネル事件自体の再調査をしなかったからといって不適切とは言い難い。また、緊急品質監査の実施主体は東洋ゴム工業であり、その際に端緒となる情報として傍流事業のリスクを社外調査チーム (2015) が提示していた以上、防振ゴム事件を発見できなかったことをもって社外調査チームを批判するのは失当である。

ガイドラインが提出前の調査報告書を非開示としたのは、企業側の働きかけで内容が歪曲されるのを防止することが目的であろう。しかし、もともと企業側が影響力を行使できないように独立性・中立性を備えた人物を委員に選んでいる以上、そうしたリスクを強く懸念する必要はない。世間が疑念を持たないようにしたいのであれば、企業側の反論とそれに対する第三者委員会の応答を文書化して、調査報告書提出時に併せて公開することで足りる。

第三者委員会は、裁判と違って企業側に再審の機会はなく、その調査報告書を世間は「真実」と受け止める。したがって、第三者委員会は自らが独善に陥らないように厳に慎むべきであり、それを担保するためにも、調査報告書提出前に企業側に反論の機会を与えるようにガイドラインを修正すべきと愚考する。

本研究では、免震ゴム事件の事実関係の調査について東洋ゴム工業にご協力いただいた (69)。この場を借りて同社に心からの謝意を申し上げる。さらに、こうした研究への協力は、心ならずも組織不祥事を起こしてしまった企業の説明責任の一環であるとの見解が世間に浸透していくことを願ってやまない。

# 参考文献

国土交通省免震材料に関する第三者委員会(2015) 『免震材料に関する第三者委員会報告書』 小山嚴也(2011) 『CSRのマネジメント 一イシューマイオピアに陥る企業―』白桃書房 佐藤秀典(2010) 「正当性獲得行動のジレンマ 一損害保険業における近視眼的問題対応 ー | 『組織科学』44(1).74-84頁

第三者委員会報告書格付け委員会(2015) 『第8回 格付け評価』

東洋ゴム工業社内調査委員会(2007) 『社内調査報告書』

東洋ゴム工業第三者委員会(2007) 『第三者委員会調査報告書』

東洋ゴム工業(2012) 『東洋ゴムグループ CSR 報告書 2012』

東洋ゴム工業 (2014) 『東洋ゴムグループ CSR 報告書 2014』

東洋ゴム工業(2015a) 『当社製防振ゴム問題の原因究明について』(2015年12月25日)

東洋ゴム工業 (2015b) 『当社製免震ゴム対策 進捗報告』(2015年8月10日)

東洋ゴム工業 (2015c) 『信頼回復に向けて (一連の問題に対する再発防止策)』 (2015年12月25日)

東洋ゴム工業社内調査チーム(2015) 『調査報告書』

樋口晴彦(2011a) 「ジーエス・ユアサ循環取引事件」『捜査研究』60(2), 86-95 頁

樋口晴彦 (2011b) 「組織不祥事の原因メカニズムの分析 ―18事例に関する三分類・因果表示法を用いた分析と原因の類型化―」『CUC Policy Studies Review』30号, 13-24頁 樋口晴彦 (2011c) 「島根原子力発電所における点検時期超過事案に関する事例研究」『千葉商大論叢』48(2), 137-156頁

樋口晴彦(2012a) 「メルシャン循環取引事件の事例研究」『千葉商大論叢』50(1),71-83 頁 樋口晴彦(2012b) 『組織不祥事研究 ―組織不祥事を引き起こす潜在的原因の解明―』白

<sup>(69)</sup> 断熱パネル事件と防振ゴム事件については、同社のご事情によりご協力いただけなかったことをお断りしておく。

# 桃書房

- 樋口晴彦 (2013) 「東海ゴム工業の労働安全衛生法違反事件の事例研究」『危機管理システム研究学会研究年報』第11号、1-9頁
- 樋口晴彦(2014) 「NHK 職員によるインサイダー取引事件の事例研究」『政策情報学会誌』 7(1).5-13頁
- 樋口晴彦(2016a) 「労働者健康福祉機構の虚偽報告事件の事例研究 ―「天下り」問題を中心に―」『千葉商大論叢』53(2),187-207頁
- 樋口晴彦 (2016b) 「日本交通技術の外国公務員贈賄事件の事例研究」『千葉商大紀要』 53 (2), 107-126 頁
- 間嶋崇(2007) 『組織不祥事 ―組織文化論による分析―』文眞堂
- 「免震積層ゴムの認定不適合」に関する社外調査チーム(2015) 『調査報告書(公表版)』 (2016.7.20 受稿, 2016.8.15 受理)

### - Abstract -

Study of the Data Falsification Cases by Toyo Tire & Rubber Co. (TTR)

The study dealt with the 3 consecutive data falsification cases by TTR.

It extracted 3 typical mechanism to induce organizational misconducts from the case; the risk of self-justification, particularities of business, and vacancy of preventive measures. Especially, effectiveness of the preventive measures is practically examined, and it is found that some companies are focusing on public relations effects by announcing the preventive measures, rather than the measures itself.

# [資料]

社会福祉相談援助専門職の職業性ストレスの現状について ―岩手県精神保健福祉士会における抑うつのスクリーニングより―

川乗賀也1 相良陽一郎2 鎌原雅彦3

#### I はじめに

現在日本の社会福祉分野では人材の離職が問題となっている。厚生労働省による2013年雇用動向調査<sup>(1)</sup>によれば、離職者数第1位の卸売業・小売業 (131万人/年),第2位の宿泊業・飲食サービス業 (120万人/年)に続き、医療・福祉分野は91万人/年と第3位の離職者数を示している。しかも2015年には団塊の世代が65歳以上となることで日本全体の高齢化率が上昇し、障害者についても障害者手帳の交付数が増加傾向となっている<sup>(2)</sup>。したがって福祉人材に対するニーズがますます高まることになることも考え合わせると、社会福祉分野の離職率の高さについて問題視する必要がある。

離職の原因と思われる1つには、対人援助職員のバーンアウトの問題が指摘されており、これらは抑うつとの関連が伺える  $^{(3)}$ 。また 2011 年に 5 大疾病とされた精神疾患が原因の離職も考えられ、精神保健の問題は対人援助職の離職問題を考える上で重要である。特に医療・福祉の領域では 76.6% の事業所にメンタル不調者がいるという報告  $^{(4)}$  もあり、これは産業別ではもっとも高くなっている。そして同様の問題は、精神科領域の福祉相談援助専門職である精神保健福祉士 (以下、「PSW」) においても認められ、近年 PSW を対象としたストレスやバーンアウトについての研究がされはじめている  $^{(5)}$   $^{(6)}$  。

PSW は1950年代より精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入されるようになり、社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、精神障害者の社会復帰の援助を主な業務としている。したがって業務上においてコミュニケーション能力が必要とされ、自身メンタルケアが不可欠な職種と考えられる。

バーンアウトの1つの要因として考えられる抑うつについて、岡田等が北海道精神保健福祉士協会が協会員に関する「精神保健福祉士の抑うつ症状とその関連要因」として報告 (5) しており、北海道の精神保健福祉士の約3割が抑うつ症状を呈していることがわかった。また、抑うつ症状が高い人の特徴は「年齢が若く、独身で、技術を要求されるが、裁量が少なく、上司、同僚からのサポートが得にくい」という特徴のあることが明らかになった。このような特徴がみられる背景には、PSW の業務は直接に目で確認したり数字で成果を測ったりすることが難しく、そのため援助の方向性が正しいのか不安を感じやすいこと、上司・

<sup>1</sup> 岩手県立大学

<sup>2</sup> 千葉商科大学

<sup>3</sup> 聖学院大学

同僚においても業務量が多く気軽に相談できる環境が整っていないこと, などが原因にあるように思われる。

しかし現状では精神保健福祉士を対象とした調査はまだ少ない。そこで筆者らは岩手県精神保健福祉士会においてもPSW自身の抑うつの程度、職務上のストレスや満足感を調査することとした。さらにその要因を分析すると共に今後の活動に活かすための基礎資料としたい。

# Ⅱ 方法

対象者: 2014 (平成 26) 年8月時点で岩手県精神保健福祉士会会員であった139名を対象に郵送調査を行った。2014 (平成 26) 年9月30日までに有効回答の得られた47名 (回収率34%) を対象に分析を行った。なお、対象者に郵送した調査票には本研究の目的を記載し依頼文を同封し、返信をもって研究に同意したものとした。

調査項目:性別,年齢,経験年数の他,以下の変数について調査した。抑うつの自己評価, 職務満足感,職業ストレス要因,サポート要因,およびストレス反応である。

# SDS (Self-rating Depression Scale)

うつ症状の自己評価尺度で、「めったにない」、「ときどき」、「たいてい」、「いつも」の4件法で評価する。福田ら (\*) による日本語版を使用した。彼らによれば、本尺度得点が40点未満ならば「抑うつ状態はほとんどなし」、40点台で「軽度の抑うつ性あり」、50点以上で「中等度の抑うつ性あり」と判定している。そこで本研究では40点をカットオフ値として採用することとし、40点以上を抑うつ高群、40点未満を抑うつ低群とした。後述の職業性ストレス簡易調査表においてもストレス反応として抑うつ項目が含まれているが、本調査においては、より信頼性が高くカットオフ値を利用可能な本尺度をうつ症状の測定尺度として使用した。

## 職務満足感

安達<sup>®</sup>の職務満足感尺度を使用した。職務における満足感を職場環境,職務内容,給与,人間関係の4つの面から測定している。「そう思う」,「どちらかと言うとそう思う」,「どちらかと言うとそう思わない」,「そう思わない」,の4件法で評価する自己評価尺度である。後述の職業性ストレス簡易調査表においても職場環境,対人関係に関する項目が設定されているが,職場における満足という観点から測定するため本尺度を使用した。

### 職業性ストレス要因

職業性ストレス簡易調査票<sup>(9)</sup>のA項目:ストレス要因に関するものから,職務満足感尺度と重複しない,心理的な仕事の量的負担,心理的な仕事の質的負担,身体的負担,コントロール,技術の活用,働きがいについて分析対象とした。「そうだ」,「まあそうだ」,「ややちがう」、「ちがう」の4件法で評価する自己評価尺度である。

#### サポート要因

職業性ストレス簡易調査票<sup>(9)</sup>のC項目およびD項目を用いた。C項目は、上司、同僚、および配偶者・家族・友人からのサポートからなり、D項目は、仕事あるいは家庭生活に対する満足度から構成されているが、仕事の満足については上記の職務満足感で調査してい

るので、家庭生活の満足度を分析に用いた。「非常に」、「かなり」、「多少」「全くない」の4件法で評価する自己評価尺度である。

# ストレス反応

職業性ストレス簡易調査票<sup>(9)</sup>のB項目を用いた。「ほとんどなかった」「ときどきあった」、「しばしばあった」、「ほとんどいつもあった」の4件法による評定尺度である。ストレス反応については、心理的ストレス反応と身体的ストレス反応の2種類に分けられる。心理的ストレス反応としては、イライラ感、疲労感、不安感、抑うつ感が設定されている。一方、身体的ストレス反応については身体愁訴が設定されている。抑うつについてはSDSで測定しているので、分析には使用していない。

### Ⅲ 結果

調査の協力が得られた47名 (男性:19名,女性:28名)の平均年齢は37.83歳 (SD:12.04)でPSWとしての平均経験年数は10.83年 (9.00)であった。またSDS 高群は20名で全体の43%、SDS 低群は27名で57%であった。

抑うつ傾向への影響要因を検討するためにSDS得点を従属変数として, 年齢, 経験年数, 職務満足感, 職業性ストレス要因, サポート要因による重回帰分析を行った(表1)。これらの分析はすべてSPSS ver.22を用いて行った。

その結果,年齢及び経験年数は,有意な標準編回帰係数を示さなかった。他の要因の影 響を除けば、年齢及び経験年数は抑うつの程度に大きく関係することはないと考えられる。 絶対値がもっとも大きな標準偏回帰係数を示したのは、職務満足感尺度における人間関 係であり、職場における人間関係における問題が抑うつに大きく影響することが示され た。同じく職務満足感では職務内容も有意な負の標準偏回帰係数が得られ、仕事の内容に ついて満足できる状態であれば、抑うつ症状は軽減されることが示唆された。給与につい ての満足感は有意なものではなく. 給与の影響はあまりないと考えられる。一方. 職業性 ストレス簡易調査票におけるストレス要因に関しては、心理的な仕事の量的負担が正の偏 回帰係数を示し. 量的な負担が大きいほど抑うつ的であると考えられる。 それに対し自覚 的な身体的負担度は負の標準偏回帰係数を示した。身体的負担と抑うつの単相関はほぼ無 相関 (r=-0.04) であるが、量的な負担や質的な負担の影響を除けば、身体的負担はかえっ て抑うつを抑える可能性が示された。また自分のペースで仕事ができるなど職務をコント ロールできると自覚しているほど抑うつが軽減されることが示唆された。同様に自らの技 能を生かせる仕事であることも抑うつに対して負の影響を持つと考えられる。一方で働き がいは正の有意な標準偏回帰係数を示した。先の仕事の専門性や仕事の自己統制の要素な どを除けば働きがいのある仕事であることはむしろ抑うつと関連していると考えられる。 さらにサポート要因においては上司, 同僚からのサポートは有意な値を示さなかった。上 司, 同僚からのサポートは職務満足感の人間関係と中程度の相関(r=.693, r=.569)を示し ており、サポートの効果は、人間関係の満足という形で影響していると考えられる。家庭・ 友人からのサポートは有意であり、仕事に関することとは別に家族・友人からのサポート があるということが抑うつを軽減する可能性が示唆された。

また抑うつ高群と低群における他の職業性ストレス簡易調査票におけるストレス反応の

違いを検討した。高低群別の平均値、標準偏差、及びt検定の結果を表2に示す。その結果ではイライラ感、不安感、身体愁訴のいずれも有意な差がみられ、高抑うつ群は低抑うつ群に比べイライラ感、不安感及び身体愁訴が高いことが示された。ただし疲労感の差は有意なものではなかった。

# Ⅳ 考察

# 1. 高抑うつ群の出現割合について

本調査結果では43%がSDSにおいて抑うつの傾向を示した。抑うつの分布では性差,年齢,経験年数に関係なく高抑うつ群がみられ,これらの属性とは別の要因が抑うつの背景

表1 SE	S得点を	と従属変数	とし	た重回帰分	析結果
-------	------	-------	----	-------	-----

	12	ין טעט	1 W G MC1
独立変数		β	
年齢		249	
経験年数		020	
職務満足感			
職務内容		284	p<.05
職場環境		.316	
給与		.252	
人間関係		789	p<.01
ストレス要因			
量的負担		.320	p<.05
質的負担		.157	

独立変数	β	
身体的負担	299	p<.05
コントロール	388	p<.05
技能活用	307	p<.05
働き甲斐	.353	p<.05
サポート要因		
上司サポート	.099	
同僚サポート	.113	
家族・友人サポート	327	p<.05
R <sup>2</sup>	.637	

表2 抑うつ高群・低群の各下位尺度のt検定結果

うつ		平均值	SD	
いらいら	高抑うつ群	7.55	2.01	
	低抑うつ群	6.19	2.25	p<.05
疲労感	高抑うつ群	7.75	2.31	
	低抑うつ群	6.78	2.01	
不安	高抑うつ群	7.05	2.19	
	低抑うつ群	5.41	2.26	p<.01
活気	高抑うつ群	6.05	2.14	
	低抑うつ群	6.96	2.12	
身体愁訴	高抑うつ群	21.55	7.32	
	低抑うつ群	17.78	4.37	p<.05

にあるものと思われた。

また本研究と同様に PSW を対象とした調査で、抑うつの尺度であるうつ病自己評価尺度 (CES-D) において和歌山 ( $^{6}$ ) では 37%、北海道 ( $^{5}$ ) では 29% という高い割合で抑うつを示している。これを一般市民を対象とした日本語版自己記入式簡易抑うつ尺度 (QIZE—J) による抑うつのスクリーニング調査と比較すると  $^{100}$  であったことから、同じ尺度を使用しているわけではないが PSW におけるメンタルヘルス上の問題は深刻であると言える。そのために PSW 全体の問題として予防対策を進めていく必要が示唆された。

# 2. 抑うつの要因ついて

表1より絶対値がもっとも大きな標準偏回帰係数を示したのは、職務満足感尺度における人間関係であった。職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査  $^{(4)}$  によるとメンタルヘルス不調者が現れる原因について、事業所がどのように認識しているかという間に対して、全産業では「本人の性格の問題」が 67.7%、次いで「職場の人間関係」 (58.4%)、「仕事量・負荷の増大」 (38.2%) という結果が示されている。これを産業別で「医療・福祉」を見てみると人間関係が第1位の原因としてあげられている。さらに丹下  $^{(11)}$  らによればストレス関連疾患別に分類すると抑うつが半数を占めると報告しており、福祉の現場で働いている PSW を対象とした本調査において、抑うつの影響要因としてもっとも大きな要因が人間関係であったことと一致していると言える。

PSW は人やサービスなどの社会資源を媒介することを業務としている職種である。そのため職業上の成果を数値化したり目視で確認したりすることが難しい。したがって援助の方向性について上司や同僚にスーパーバイズを受けながら業務に従事することが求められる。それにより業務内容を見直したり、業務の支持を受けたりすることによって自身のストレスをコントロールする部分が少なからずある。しかし、抑うつ的な人は相談することを回避する傾向があると報告(12)されており、必要と思われるスーパーバイズを受けることを回避する可能性がある。したがって、人間関係に負担を感じている場合はこの傾向がより一層強まるのではないかと推察された。

さらに職場において報告・連絡・相談は業務を円滑に遂行する上で不可欠な事項と考えられる。しかし、同じく抑うつ的な人は、仕事に対して負担を感じていても相談することに不安<sup>(12)</sup>を感じることも考えられる。相談業務は担当する当事者から相談があったり、新規に担当当事者を割り当てられたりする。そのため1人職場や人間関係上の問題からスーパーバイズを受けられる環境にないPSWには心理的な量的負担を感じることも多いのではないかと推察される。

また自分のペースで仕事ができるなど職務をコントロールできると自覚しているほど抑うつが軽減されることが示唆されるが、もし相談することにためらいがあればケースを1人で抱え込み、援助に行き詰まりが生じれば、自身で業務をコントロールしているという自覚を喪失することも考えられ、さらなる心理的な負担を感じるという負のサイクルが生じるのではないだろうか。また、多くのPSW は専門職として個別にケースを担当することが多いと思われる。そのため、同じ職場であっても同僚や上司が行き詰っている状況に気づきにくいことも考えられる。また働きがいが、正の有意な標準偏回帰係数を示したことは働きがいあったとしてもそれ以上に責任も大きくなるので抑うつが増すのではないか

と考えた。

以上のことから、職場の同僚や上司と定期的にケースについて相談する機会を設ける必要があるのではないだろうか。そうすることでお互いに状況を把握することができ、またクライエントに対する責任を果たすことができるであろう。

また心理的な量的負担が増すと抑うつが高くなるという,一方で抑うつを軽減させる要因として身体的な負担が大きくなると抑うつが軽減するという結果が得られたことについて,先にも述べたように当事者に対する相談業務に責任が伴うことから心理的な負担が生じる。これに対して相談業務以外の職場内における身体を使った雑務などは比較的に負担が低くなるのではないかと考えられた。同じく抑うつを軽減させる要因として職務満足感の職務内容,ストレス要因の技能活用が示された。これはPSWとしての専門性が業務に活かされていることを自覚し,自身の職務内容に満足することによって,自らが業務をコントロールできているという自覚を持つことが可能になり抑うつの軽減効果となるのではないだろうか。さらにサポート要因の家族・友人からのサポートがあることが抑うつを軽減する可能性が示唆されたことについて,友人からのサポートが共感や内面の開示に通じ,抑うつを低減させるという報告(13)があり,本調査においても職場外での家族・友人とのつながりは職場内に比べて自己開示しやすく,その自己開示が抑うつを低減させる要因と考えられた。

# 3. ストレス反応の高低抑うつ群の比較

ストレス反応については、「イライラ感」、「不安感」、「身体愁訴」で有意に高抑うつ群が高かった(表2)。高抑うつ群のPSWが相談援助の専門職として当事者から相談を受ける際に、これらのストレス反応が高い状態であった場合、低抑うつ群のPSWと比較して援助の質という点で問題が生じないのか疑問を感じる。当事者からの相談を受ける際にはある程度自身の心身に余裕が必要であると考えられる。例えば先に述べたように抑うつ的な人は相談することを回避する傾向があり、他者に相談することに不安を感じる(12)という報告がある。「不安感」が高いPSWは業務上必要なスーパーバイズを受けることや、相談することを回避している可能性も考えられるため、良質なサービスを提供するためには、これら専門職におけるメンタルセルフケア対策は早急に進められる必要がある。

本調査では標本数が少ないために、これをもって全体を表現することはできない。しかし、男女比および年齢構成は全体の構成と差はなくデータとしての偏りは少なかった。抑うつが疑われる割合が43%という結果は誰もが背負うリスクであるように思われる。厚生労働省の労働者の心の健康の保持増進のための指針(14)によると、個別の配慮が必要な部下には、管理監督者から声をかけると共に「話を聴く」、「適切な情報を提供する」、「必要に応じて事業所内産業保健スタッフや事業場外資源への相談や受診を促す」という対応も必要であるとしている。職場内において上司はこれらの対応も含めて、定期的にスーパービジョンを職場内外で受けられる機会を意図的に設けることでPSW自らが自己覚知し、業務における支持や修正の機会ができ、さらに業務の抱え込みを予防することができるのではないだろうか。

# Ⅴ 結語

本論ではPSWの早急なメンタルヘルス向上の手立てが必要であることが示された。PSWのメンタルヘルス向上のためには職場内外におけるスーパーバイズの意図的な機会の提供および専門職としての自己覚知が不可欠であると考えられた。また必要に応じて事業場外資源への相談や受診を促すことも1つの手段として有効であると思われた。

今後,標本数を増やすなど継続して調査していくことが質のよい精神保健福祉活動へと つながるものと考えられる。

# 参考文献

- (1) 厚生労働省 (2014). 平成 25年雇用動向調査. http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/14-2/index.html (2016年5月16日)
- (2) 内閣府 (2014). 平成25年度障害者施策に関する基礎データ集. http://www8.cao. go.jp/shougai/data/h25.html (2016年5月16日)
- (3) 井川 純一・中西 大輔・志和 資朗 (2013). バーンアウト傾向の職種比較 仕事への 情熱に着目して . 心理学研究, 84 (4), 386-395.
- (4) 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2012). 職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査. http://www.jil.go.jp/institute/research/2012/documents/0100.pdf (2016年5月16日)
- (5) 岡田栄作・室谷健太・蒲原龍・花澤佳代・志渡晃一 (2009). 精神保健福祉士の抑うつ 症状とその関連要因. 社会医学研究, 27 (1), 17-24.
- (6) 木村 正雄・山崎 誠・岩橋 千紗子・原見 美帆・川乗 賀也 (2013). 和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会会員の職場環境とストレス・満足度等に関する調査. 精神保健福祉, 44(3). 223-224.
- (7) 福 田 一 彦・小 林 重 雄 (1973). 自己評価式抑うつ性尺度の研究. 精神神経学雑誌, 75. 673-679.
- (8) 安達智子 (1998). セールス職者の職務満足感: 共分散構造分析を用いた因果モデルの 検討. 心理学研究, 169 (3), 223-228.
- (9) 下光輝一(2005). 厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究 職業性ストレス 簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル ―より効果的な職場環境 等の改善対策のために―. http://www.tmu-ph.ac/topics/pdf/manual2.pdf(2016年5月16日)
- (10) 大澤茉梨恵・井上貴雄・安井勇輔・本間睦美・遠藤咲子・傳田健三 (2014). 一般市 民における抑うつ傾向―自殺予防対策としてのうつスクリーニング事業から―. 臨床精 神医学, 43 (2), 249-257.
- (11) 丹下智香子・横山和仁 (2007). 事業所におけるメンタルヘルス事例の実態とケアの 実施状況. 産業衛生学雑誌, 49, 59-66.
- (12) 武内 珠美・児島 夕佳・藤田 敦・渡邊 旦 (2011). 高校生のメンタルヘルスに関する 実態調査. 大分大学教育福祉学科学部紀要, 33 (2), 163-177.

- (13) 遠藤伸太郎・大石和男 (2015). 大学生における抑うつ傾向の効果的な低減に向けた検討―友人のサポートと生きがい感の観点から―. パーソナリティー研究, 24 (2), 102-111.
- (14) 厚生労働省・独立行政法人労働者健康福祉機構 (2012). 職場における心の健康づくり ~ 労働者の心の健康の保持増進のための指針~. http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-3.pdf (2016年5月16日)

(2016.7.19 受稿, 2016.7.25 受理)

精神保健福祉士(以下: PSW) は精神保健福祉領域の相談援助の専門職であるが、質の高い支援を当事者に提供するためには自身のメンタルケアが必要不可欠であると考えられる。本論では岩手県精神保健福祉士会において PSW 自身の抑うつの程度、職務上のストレスや満足感を調査した。方法は岩手県精神保健福祉士会会員 139名を対象に、SDS (抑うつ)、職務満足感、職業性ストレス等の郵送調査を行い、調査票の返信があった47名を分析の対象とした。SDS 高群は20名で全体の43%、SDS 低群は27名で57%であった。重回帰分析の結果、職場の人間関係における問題が抑うつに大きく影響することが示された。PSW のメンタルヘルス向上のためには職場内外におけるスーパーバイズの意図的な機会の提供および専門職としての自己覚知が不可欠であると考えられた。また必要に応じて事業場外資源への相談や受診を促すことも1つの手段として有効であると思われた。

# A Glossary to the Text of *The Awntyrs off Arthure*: M to Y, with an Index of Proper Names

KAITSUKA, Yasuyuki

This is the second part of a glossary to the Text of *The Awntyrs off Arthure at the Terne Wathelyn* preserved in the London, Lambeth Palace Library, MS 491.<sup>(1)</sup> The glossary covers all the vocabulary and their variants beginning with M to those beginning with Y. This also contains an index of proper names, in which all the names and their variant forms are recorded.

**macchid** *v. pp.* fight 437 [From OE. ge)mæcca]

mace n. mace; sergeaunt of mace official bearing a mace as a sign of authority 64, 498 [OFr. mace]

mad adj. out of wits; FOR MAD for madness 110 [OE. gemædde]

**mageste** *n*. power, dignity 267 [OFr. mageste]

may aux. can 103, 178, 209, 246, 249, 266, 426, 525, 550, 555, 564(?); may 229, 278; might 44, 130, 198, 200, 201, 657; pres. 1. sg. 103, 426, 550, 555; pres. 3. sg. 209, 266; pres. 2. pl. 564; pres. 3. pl. 178, 249, 278; might pa. 3. pl. 44, 130 (myght), 198, 200, 201, 657 [OE. \*magan]

mayed v. pa. 3. sg. be frightened 585 [AFr. amaien]

**maylis** *n. pl.* mail armour 382, 505, 517, 569 (**mayles**), 604 [OFr. maile]

**make** *v*. make, do, perform 125, 214, 242, 272, 513, 596, 635, 640, 646, 661, 682, 700; **MAKE MENYNG** remember

M.

236, 706; make *inf.* 236, 635, 706; pres. 1. sg. 640, 646, 682; makih pres. 2. sg. 242, 513 (make); makih pres. 3. sg. 214, 272; make pres. 3. pl. 596; made pa. 3. sg. 125, 700; made pp. 661 [OE. macian]

makeles *adj*. peerless 348, 621 [From WS. gemaca, *adj*.]

man indef. pron. one 266 [OE. man, pron.]

**man** *n*. man 348, 643; **men** *pl*. 44, 458, 488, 575, 656, 707; **menys** *pl*. 642 [OE. man]

manere n. manner; on her manere after her fashion 332; as was pe manere as was customary 498 [AFr. manere]

manhede *n*. gentility 351 [OE. man + OE. \*-hæde]

manly *adv*. nobly 352 [OE. manlīce] mantel *n*. robe 352 [OFr. mantel] mark *n*. boundary 565 [A. merc]

marrid v. pa. 3. sg. was vexed or bewildered 110 [A. merran] matyns n. pl. matins 198, 320, 474 [OFr.

<sup>(1)</sup> For the first part of this glossary, see Yasuyuki Kaitsuka, "A Glossary to the Text of *The Awntyrs off Arthure*: A to L," *The Journal of Chiba University of Commerce* 53:2 (2016): 217-233.

matin] myld adj. merciful 226; humble; wітн A masse n. mass 198, 474; messis pl. 230, муль море humbly 642; myldest 236, 320, 321, 322 (massis), 706 superl. 226 [OE. mild] mylioun num. million 236, 706 [OFr. (massis) [WS. mæsse] **meble** *n*. movable wealth 199 [OFr. milion] moeble] mylkwhite adj. milk-white 382 [A. milc mede v. inf. requite 230 [From OE. med. + OE. hwīt] **mirrour** *n*. deterrent 167 [OFr. miror] **medicine** *n*. remedy 321 [OFr. medecine] mirthe *n*. delight, joy199; mirthis *pl*. mekely adv. gently 332 [From ON. 181 [OE. myrgb] mjūkr, adj.] **mis**(**se** *n*. sin 193, 198 [OE. mis] **mekenes** *n*. humility 250 [ON. miūkr] mode n. character, disposition 226, 642 melle v. inf. say, speak 74; melyd pa. 3. [OE. mod] **modir** *n*. mother 202, 226 [OE. modor] pl. 332; **v-melle** pp. 320 [OE. **mold** *n*. earth 199 [OE. molde] mælanl mende v. inf. amend, repent of 193, 198, **mone** *n*. moon 94 [OE. mona] 209 [From OFr. amender] monkyre n. (?) horse 555 [See MED, sv. mene v. pres. 1. sg. remember; mene of mounture, n. (a).] mo(o)st adj. superl. greatest 250, 267, remember 73; mene imper. sg. remember 320; menyng ger. MAKE 643 [OE. mæst] (PI) MENYNG commemorate (you) 236, mo(o)st adv. superl. most 238, 252 [OE. 706 [OE. mænan] mæst] meny adj. many a 64, 493, 498, 571; more adj. comp. more 199, 517 (mo), 522, 555 (back), 660 [OE. māra] many 86, 372 [OE. manig] meny-folde adj. manifold 46, 376 more adv. comp. more 100, 256 (mare), 553, 555, 565, 585 [OE. māra] (manyfolde) [OE. manig-feald] menske n. honour 230 [ON. menska] **morn**(e *n*. morning 229, 474 [OE. **mercy** *n*. compassion 250 [OFr. merci] morgen] merke adj. dark 76 [ON. myrkr] mornyd v. pa. 3. sg. mourned 110; mornyng ger. Make Mornyng lament **merveil** *n*. wonder 73, 74 [OFr. merveille] 596 [OE. murnen] **mete** *n*. meal 181, 352 [OE. mete] mote v. pres. 1. sg. may, am allowed 74; miche adj. great 73, 596; mych 290, 552, must pres. 1. sg. must 315 [OE. 655 [OE. micel] \*mōtan] **mydday** *n.* midday 219 (**midday**), 437, mouthe v. pres. 1. sg. say, speak 642 438, 565 [OE. mid-dæg] [From mūb, n.] **mydnyght** *n*. midnight 76 [OE. mid-niht] **mule** *n*. mule 25 [OFr. mul(e] **myght** n. might 267 (**might**), 348, 621, musyd v. pa. 3. sg. muttered 110 [OFr. 643, 655 [OE. miht] muserl **mylk** *n*. milk 25 [A. milc]

nakyd *adj*. destitute 185 [OE. nacod] name *n*. name 416, 417 [OE. nama] nasty *adj*. filthy 185 [Obscure; see *OED*, sv. nasty, *adj*.] ne *conj*. nor 108 [OE. ne] nede *n*. time of peril 557 [A. nēd] **nedeful** *adj*. poor, starving 185 [OE. nēodful] **neiþer** *conj*. neither 108 [OE. nāwþer] **neuere** *adv*. never 112, 113, 189, 401, 403, 425, 476 [OE. nāfre] **nyght** *n*. night 185, 414, 564 [OE. niht]

555, 576, 579 [OE. nā] **nor** conj. nor 402 [From OE. ne. adv. + no adv. no 100, 256, 314, 553, 555f. [OE. OE. ober, coni.] not adv. not 83, 400, 462, 464, 711 **noght** *adv*. not 177 [OE. nāht] [From OE. nāht] **none** *n*. noon 219 [OFr. none] now adv. now 74, 90, 135, 214, 462, &c. **none** *pron*. none 29, 68, 207, 639 [OE. [OE. nū] or coni.1 before 191, 424 [From OE, ær. o *num*. one 197, 237; the same 695 [From OE. an] adv.1or coni.<sup>2</sup> or 145, 146, 198, 199, 200 (×2). of adv. off 541, 626 [OE. of] of prep. 1, 73, 256, 399, 498, 516, &c. 201, 359, 410 [From OE. ober, conj.] or prep. before 245, 484 [From prec.] [OE. of] ouere adv. over 21 [OE. ofer] **oght** v. pa. 3. sg. (with present meaning) ought 711 [OE. āgan] ouer-ronne v. pp. ravage, plunder 280 **on** *adv.* on 513 [OE. on] [OE. ofer- + ON. renna] **on** *prep.* on 6, 22, 317, 429, 551, 651, **owt of** prep. without 170 (**out of**); out of &c.; in 691 [OE. on] 440, 545 [OE. ūt, adv. + OE. of, on *pron*. one 99, 438 [OE. ān] prep. onys adv. once 155 [From OE. ænes] pykid v. pa. 3. pl. pykid on, tore out with paddocks n. pl. toads 115 [From OE. pade; see OED, sv. paddock,  $n.^{1}$ ] the mouth 115 [ON. pikka] pay v. inf. to be pleasing, satisfy 19, 148, **pite** n. mercy; have pite on (of) be merciful 396 [OFr. paiier] to 173, 251 622 (**pyte**) [OFr. pité] palevs n. pl. palaces 148 [OFr. palais] place n. place 141; palace 475 [OFr. palle n. fine cloth 66 (pal), 335, 353, 441, placel 443 [OE. pæl] pleyth v. pres. 3. sg. plays 310 [WS. **pane** *n*. fur 353 [OFr. pan] plegian paramour adj. with sexual passion 213 plight v. pres. 1. sg. promise; plight pe my [From AFr. par amour(e, adv.] TROUTHE give you my word 466 [OE. parkis n. pl. royal forests 148 [OFr. parc] plihtan] part n. part 232 [OFr. part] plis v. pres. 3. sg. controls, restrains, passid v. pp. passed 565 [OFr. passer] calms 563 [OFr. pliier; see MED, sv. **pavelon** *n*. pavilion 441 [OFr. pavellon] plīen,  $v.^1 2.$ **pe(e)s** *n*. peace 178, 650, 651 [OFr. pes] **polayn** *n*. armor protecting the knee 583; pelydodis n. pl. peridots 396 [OFr. polevnes pl. 396 [AFr. polein] peridod] **polle** *n*. head 115 [ MDu. pol] **pelurid** v. pp. trimmed with fur 19 [From **pore** *adj.* poor 251; as *sb.* 173, 178 [AFr. OFr. pelure, *n*.] pore **penance** *n*. punishement, pain 141 [AFr. **powdrid** v. pp. ornamented in a random pena(u)nce] pattern 396 [OFr. poudrer] perlis n. pl. pearls 19 [OFr. perle] **powere** *n*. wealth 173 [OFr. pouere] **perrey** *n*. jewelry 19, 369 [AFr. perree] pray v. inf. pray 705 [OFr. preier]

nān]

no adj. no 59, 266, 279, 436, 470, 531,

prayere n. prayer 177; prayers pl. 178

[OFr. praiere]

**y-pight** v. pp. set up, built 353, 442, 443

(**pight**), 475 [OE. \*piccan]

**praysid** v. pp. praised 373 [OFr. preisier] prophete] prechyng v. ger. preaching 240 [OFr. **prowd** *adj.* noble, excellent 66, 335; prëechier] stately 148; splendid 372; **pruddest prene** *n*. brooch 372 [OE. prēon] *superl.* 66, 335 [OE. prūd] prest adj. quick 705 [OFr. prest] prowdly adv. extravagantly 353; prest n. priest 373; prestis pl. 705 [OE. magnificently 442 (prowdily), 443 prēostl [OE. prūd + OE. -līce] **pride** n. (the deadly sin of) pride 239 purchace v. inf. obtain; purchace pe pes [OE. pryte] obtain peace 179 [AFr. purchaser] **prins** *n*. sovereign 335 [OFr. prince] purvd v. pp. trimmed 353 [OFr. purer] **processioun** n. (?) that coming in **purpre** *n*. purple cloth; purepre and palle rich fabrics 443 [AFr. purpre] procession 239; religious procession 705 [OFr. procession] **prophetis** *n. pl.* prophets 239 [OFr. quod v. pa. 3. sg. said 100, 137, 196, 237, **gwene** *n*. queen 10, 95, 143, 144, 257, 248, 261, 471, 469 [OE.; cf. WS. 331, 686, 694 [OE. cwen] **qwert** *n*. prosperity 257 [ON. kyrt, *adj*.] cwebanl qwellis n. pl. slaughter 49 [From OE. **qwestis** *n. pl.* baying of hounds 49 [OFr. cwellan, v.] queste] racchis n. pl. raches 58 [OE. ræce] [AFr. refeffer] rehercvng. v. ger. discussion 660 [AFr. rad adj. frightened 112, 113 [ON. hræddr] rehercer] **revne** *n*. rain 20, 81 [OE. regn] **raght** v. pa. 3. sg. streched 317, 549; dealt 605; raght pp. gone 460 [OE. rele(e)s n. release from an obligation 640. 646 [OFr. reles] raved v. pp. decorated 17 [From AFr. reles v. subj. pres. 2. sg. surrender 675 ar(r)eer] [AFr. relesser] raykyd v. pa. 3. sg. went 112, 346 religious adj. as sb. pl. churchmen 704 (raykid) [ON. reika] [OFr. religious] rayle v. pres. 3. pl. dart 58 [OFr. railler] renk(e n. man, knight 346, 460, 640 rank adj. hard 604 [OE. ranc] (voc.) [OE. rinc] rathely adv. swiftyly 112 609 [From OE. rennis v. pres. 3. pl. plunder, vanguqish 263; **ronne** *pa. 3. pl.* ran, fled 81; hrað, *adj*.] **rechace** *n*. recheat, hunting call on a horn rennyng pres. p. as adj. running 58 calling back hounds 62 [From AFr. [ON. renna] rechacer, v.] **renoun** *n*. renown 293 [AFr. renoun] redder adj. comp. redder 161 [OE. rēad] rent n. revenue, wealth 627; rentis pl. **rede** *n*. (?) horse 558 [OE. rād; see *MED*, 281, 646 [OFr. rent] sv. rode,  $n.^3$  1. (a).] repeire n. dwelling place; MAKE THY rede v. carry out one's intention 16, 113, REPEIRE make your way, go 682 [OFr. 525; read 704; **rede** inf. 525, 704; repeire] **redis** *pres. 3. sg.* 16, 113[A. rēdan] resettyng v. ger. sheltering [From OFr.

recetter, v.1

resigne v. pres. 1. sg. resign 641 [OFr.

refeffe v. inf. re-enfeoff; refeffe ре in

restore possession to you of 684

resigner] **rydour** *n*. severity (of rain) 81 [AFr. reso(u)n n. justice; do hym reson and right reddour] treat him properly 350; HAVE RESOUN **right** adv. immediately 16, 113, 341, 346, AND RIGHT have justice 363 [AFr. 364, 525, 653; correctly, accurately 34; indeed 35, 645; exactly 294, 707 resoun] resshe n. rush; resshe rote something [OE. rihte] worthless 553 [OE. risc] **right** *n*. right, justice 263, 350, 363, 471, rest n. place of rest 460 [OE. ræst] 641, 675 [OE. riht] **right** *v. pa. 3. pl.* cut 505 [?OE. \*rittan] restith v. pres. 3. sg. rests; restith on hangs on 231 [OE. restan] rightwisly adv. virtuously 317 [OE. reuercid v. pp. trimmed 16 [OFr. rihtwīslīce] rynge v. inf. ring 708 [OE. hringan] revercer reward v. inf. requite 525; rewardib pres. **rise** *n*. stem 161 [OE. hrīs] **rood** *n*. the cross 222 (**rode**), 231 (**rode**), 3. sg. 614 [AFr. rewarder] rewmys n. pl. realms 263 [OFr. rëaume] 317, 549, 640 [OE. rod] **roy** *n*. king 627 [OFr. roi] rial(le, adj. royal, majestic, kingly 17 (ryalle), 304, 331, 346, 460, 691 ronde n. on ronde here and there 161 (ryalle); as sb. 343, 641 (ryalle) [OFr. rond] roo n. roe deer 58 [OE. rā] [OFr. real] **rybans** *n. pl.* ribbons 17 [OFr. riban] ros v. pa. 3. sg. resurrected 317, 549; riche adj. rich 16 (rich), 24, 183, 280, stood up 609 (ras) [OE. ge)rīsan] 309, 454, 459 (rich), 484, 505, 569, **rose** *n*. rose 161 [OFr. rose] 604; ricchest superl. 627 [OFr. **rote** *n*. root 553 [ON. rōt] round adj. round 604 [AFr. röunde] riche] ricchesse n. wealth 646 [OFr. richese] **route** *n*. **on rout** in company 172; company, retinue 304, 331 [OFr. ricchest adv. superl. splendidly 172 [From OFr. riche, adj.] route] ride v. ride; ride inf. 292; ridist pres. 2. **rowte** *n*. blow 525 [From OE. hrūtan, *v*.] sg. 172; ridis pres. 3. sg. 33, 343 **rubyes** *n. pl.* rubies 16 [OFr. rubi] (ridith); ridis pres. 1. pl. 263; ridis **rufully** adv. mercifully 549 [From OE. pres. 3. pl. 331; rode pa. 3. pl. 337; hrēow] rydyng ger. battle 294 [OE. rīdan] salvid v. pa. 3. sg. delivered 244; salvid

sable n. sable 306 [OFr. sable]
sadil n. saddle 23 [OE. sadel]
saf adj. unscathed 699 [OFr. saf]
say v. inf. say 21, 94 (sey), 208 (sayne),
308, 693; say pres. 1. sg. 150, 288;
says pres. 2. sg. 406; seyd pa. 3. sg.
88, 648, 347, 464; sey imper. sg. 135,
209 [OE. secgan]
sake n. for one's sake for the benefit of,
on behalf of, because of, out of
consideration for 210, 319, 597, 652
[OE. sacu]
sale n. hall 339 [OFr. sale]

salers n. pl. saltcellar 450 [OFr. saler(e]

pp. healed 693 [OFr. salver]

sanapis n. pl. napkis 450 [AL. sanappa]

sandis n. pl. shore 268 [OE. sand]

saphires n. pl. sapphires 21 [OFr. saphir(e]

sawghtille v. subj. pres. 2. sg. reconcile 673; sawghtlyng ger. reconciliation 661 [OE. sahtlian]

sawtre n. St. Andrew's cross 307 [OFr. sautour]

scape v. subj. pres. 3. sg. flee safely 472 [AFr. escaper]

scapeles adj. unharmed 472 [From ON.

```
skaði, n.]
scorn n. dishonour 472 [OFr. escarn]
scorn v. inf. ridicule 433 [AFr. escarnir]
se n. sea 268 [OE. sæ]
se v. inf. see 65 (sene), 400, 470, 599
    (sene), 696 (sene); saw pa. 3. sg.
    359, 403; sene pp. 359; se imper. sg.
    160 [OE. sēon]
sege n. sedge 306 [OE. secg]
seyntis n. <sup>1</sup> pl. girdles 24 [OFr. ceint]
sevntis n.^2 pl. saints 210 [OFr. seinte]
seke v. inf. seek 210; seke pres. 3. pl. 67
    [OE. sēcan]
selcoube adj. various 22 [OE. sel-cūb]
self pron. self 470 [WS. self; cf. A. seolf]
semblid v. pa. 3. pl. assembled 66 [From
    OFr. assembler]
semely adj. fair, beautiful 450, 696 [ON.
    semiligr]
sergaunt n. officer 64, 498 [OFr.
    sergeaunt]
servyn v. pres. 3. pl. serve 456; servid pa.
    3. pl. 452; servid pp. 339 [OFr.
    servir]
sesoun n. a period of time; IN PAT SESOUN
    at that time 289 [OFr. seson]
set v. adorn 21; make 23; assign 37; seat
    180, 491; set 339; build 477; set pa.
    3. pl. 477; set(te pp. 21, 23, 37, 180,
    339, 491 [OE. settan]
sete n. seat 180, 358 [OE. sæte]
seth adv. then 449, 504, 642 [From OE.
    siððan]
sethyn adv. next 253; afterwards 486
    (sethin) [OE. siððan]
shaftis n. pl. spears 501, 503 [OE. sceaft]
shaftmound n. spear length (about six
    inches) 522 [OE. sceaftmund]
shal aux. shall; shal pres. 1. sg. 102, 210,
    465, 525, 550, 672, 684; shalt pres.
    2. sg. 135 (shal), 259, 260, 363, 406
    (shalle), 437; shal pres. 3. sg. 100,
    268, 300, 423, &c.; shul pres. 1. pl.
    261; shul pres. 2. pl. 169, 285, 292;
    shal pres. 3. pl. 280, 290; shold pa.
    3. sg. was destined 554 [OE.
    *sculan]
shapyn v. pp. formed 395 [OE. scippan]
```

```
sharp adj. sharp 389, 631 [WS. scearp]
shawis n. pl. forests 67 [OE. sceaga]
she pron. nom. she 26, 27, 32, 70, 137,
    347, 365, 626; he nom. 346; her gen.
    her 18, 23, 114, 115, 116 (here), 120,
    126, 132 (× 2), 366 (here), 367, 369,
    372, 373, 487, 598, 626; her acc. or
    dat. her 112 (here), 332, 360, 375 [cf.
    OE. hēo]
shede v. inf. protect 395 [OE. scēadan]
sheld n. shield 306, 428, 522, 577;
    sheldis pl. 503, 588 [OE. sceld]
shene adj. beautiful 67, 501; brilliant 307,
    455 (schene), 456; splendid 395, 588
    [OE. scēne]
shene adv. well [OE. scēne, adj.]
shent v. pa. 3. pl. destroyed 503; shent
    pp. injured 631 [OE. scendan]
shewe v. inf. see 588; showys v. pres. 3.
    pl. emit sound 129 [OE. scēawian]
shynbandis n. pl. shin-plates 395 [OE.
    scinu + ON. band; cf. MED, sv.
    shin-baude, n.1
shvne v. inf. shine 328 [OE. scīnan]
shyverid v. pa. 3. pl. splintered 501, 503
    [cf. MDu. scheveren]
short adj. short 20 [OE. sceort]
shred v. pp. torn 569 [OE. scrēadian]
shredis n. pl. pieces 501 [OE. scrēad(e]
shrikys v. pres. 3. sg. shrieks, screams
    536, 619 (shrikis); shrikys pres. 3.
    pl. 129 [Imitative; cf. ON. skrækja]
shrillis v. pres. 3. sg. screams 619
    [?From OE. scill, adj.]
shrowdid v. pp. clothed 20 [From OE.
    scrūd, n.]
shuldre n. shoulder 522; shuldris pl. 588,
    631 [OE. sculdor]
sydis n. pl. sides 22, 31, 120, 333, 499
    (sidis) [OE. sīde]
sighid v. pa. 3. sg. sighed 559, 560
    (sighyd); sighyng pres. p. sighing 88
    [OE. sīcian]
sight n. sight 155, 340, 359, 450 [OE.
    siht]
sikirly adv. with certainty 289 [From OE.
    sicor, adj.]
silk n. silk 24, 340 (sylk), 355 [OE.
```

seolc] 524, 559, 633; severely 561; siluir n. silver 307, 308 (seluir); silver violently 581 [OE. sāre] dishes 455, 456 (selvir) [OE. sore n. torment of hell or purgatory 244 [OE. sār] seolfer] **symbale** *n*. cymbal 341 [L. cymbalum] sorowis v. pres. 3. sg. laments 536 [OE. syn n. sin 134 [OE. syn(n] sorgian] synge v. inf. sing 704 [OE. singan] **sobe** *n*. truth 208, 308 (**sothe**) [OE. sōb] syphoners n. pl. musicians 341 [OFr. **sothely** *adv.* truly 21, 135, 209 (**sobely**), simphonieur] 693 [OE. sōblīce] soupere *n*. supper 338, 339 (soper) [OFr. **sir** *n. voc.* sir 265 [OFr. sire] sytis n. pl. punishment 209 [From ON. so(u)per] **soverayn** *adj.* as *sb.* sovereign 347; svta. v.l sittis v. pres. 3. sg. sits 352; syttyng pres. souereynest superl. 358 [OFr. p. 358 [OE. sittan] soverain] **slade** *n*. glade 298 [OE. slæd] **sowle** *n*. soul 220, 228, 228 (**soule**) [OE. slavn(e v. pp. killed 298, 585 [OE. slēan] sāulel slidis v. pres. 3. sg. falls 20 [OE. slīdan] sownd adj. sound 699 [OE. gesund] **sliteryng** *v. pres. p.* as *adj.* falling 82 [OE. **speke** v. inf. speak 101, 143; **spak** pa. 3. sg. 638 [OE. specan] slid(e)rian] smalle adj. gracefully formed 70, 345 spere *n*. spear 428 [OE. spere] **spicis** *n. pl.* spices 323 [AFr. spece] [OE. smæl] **smert** *adj*. anguished 544 [OE. smeart] **spilling**. v. ger. spilling 255 [From OE. smartly adv. earnestly 210 [From prec.] spillan] snelle adv. fiercely 82 [OE. snel(1] spire v. pres. 2. sg. ask; spire of ask about **snow** n. snow 82 [OE. snāw] 256 [OE. spirian] **spirit** *n*. ghost 101; soul 255 [AFr. spirit] **snowid** v. pa. 3. sg. snowed 82 [From prec.] spiritual adj. religous 256 [AFr. so adv. so 8, 55, 145, 456, &c.; with "that" e)spiritual] or "bat" 31; with "who" or "ho" 16, **squyers** *n. pl.* squires 333 [OFr. esquier] 35, 113; immediately 341; at that **stablyd** v. pp. put (a horse) in a stable time 537 [OE. swā] 447 [OFr. establer] **socourid** v. pp. saved from damnation **stalle** *n*. stable 447 [AFr. stalle] 220 [AFr. socurer] stand v. be, stand 109, 266, 407, 552, soiournis v. pres. 3. pl. stay 693 [OFr. &c.; stand inf. 552, 657 (stondyn); sojourneir] stondist pres. 2. sg. 407; standis **solas** *n*. pleasure 65, 66 [OFr. solas] pres. 3. sg. 266; **stode** pa. 3. sg. 109 (stood), 541 (stood), 556, 580, 644; solempne adj. solemn 206 [OFr. sol(l)empne] **stondyng** *pres.* p. 451 [OE. standan] **some** *adj.* some 248 [OE. sum, *adj.*] staplis n. pl. clasps 591 [OE. stapel] **some** *pron*. some 191 [OE. sum, *pron*.] starid v. pa. 3. sg. stared 109 [OE. sone adv. soon, immediately 220; sonner starian] **stede** *n*.<sup>1</sup> place 316, 407, 552 [OE. stede] comp. 244 [OE. sona] **sonne** *n.* sun 328, 565 (**son**) [OE. sunne] **stede** *n*.<sup>2</sup> steed 391, 447, 511, 542, 553, soppys n. pl. pieces of bread dipped in 556, 563; stedis gen. sg. 541; stedis some liquid 478 [OE. sopp] pl. 495 [OE. stēda] sore adj. wretched, miserable 104 [OE. **stele** *n.* steel 390, 391, 591 [OE. stēl] stelid v. pp. made of steel 579 [From OE. sore adv. bitterly, painfully 88 (sare), stēl, *n*.]

stelyn adj. made of steel 602 [OE. stīlen] stere v. inf. restrain 266 [OE. stēran] sternely adv. angrily 534 [From OE. stirnlīce] sterris n. pl. stars 392 [OE. steorra] **stert** *n*. moment 259 [From next.] stert v. pa. 3. sg. leapt; stert owt of sprang from 545; stert vp stood up 649 [OE. \*styrtan] stertelyng v. pres. p. as adj. prancing 511 [OE. steartlian] stif adj. stalwart 391, 713; firm 591 (**stiff**) [From OE. stīf] stifly adv. violently 534 [From OE. stīf, **stil(le** adv. still, without moving 109, 407 [OE. stille] **stynt** *v. pa. 3. sg.* stopped 579 [OE. styntan] **stiropis** *n. pl.* stirrups 534, 545 [OE. stig-rāp] **stone** *n*. stone 109; **stonys** *pl*. gems 22, 590 [OE. stān] **stone-stille** adv. perfectly motionlessly 580 [OE. stān + OE. stille] **stonyd** v. pa. 3. sg. was confounded 109; **stonyed** pp. stunned (by a blow) 581 [AFr. estoner] store adj. powerful 713 [ON. storr] **stound** *n*. time; pat stound at that time, then 581, 602, 657, 700 [OE. stund] **stour** *n*. battle 552 [OFr. stour] **stray** *n*. **on stray** at random 392; **strikis** on stray swerve 511 [AFr. stray] **streme** *n*. stream 55 [OE. strēam] **strengbe** *n*. strength 266, 541, 590 (**strengthe**) [OE. strengðu] strewe v. pres. 3. pl. scatter about 590 [OE. strēawian] strikis v. go, proceed 534; strikis on stray

swerves 511; strike, fight 581, 602, 613; strikis at deals a blow to 540; cut, hack off 591; stroke of cut off 541; **strikis** *pres. 3. sg.* 511, 534, 540, 613 (strykis); strikyd pa. 3. sg. 541 (stroke), 581, 602; strykyn pa. 3. pl. 591 [OE. strīcan] strynkil v. pres. 3. pl. scatter about 590; **strykelyd** pp. decorated in a random fashion 392 [Obscure] **stroke** *n*. blow, thrust 580, 605, 614 (**strokis** *pl*.) [OE. \*strāc] **strong** *adj.* strong 55 [OE. strang] studiest v. pres. 2. sg. meditate 407 [AFr. studier] **stuf** *n*. acton 579 [OFr. e)stoffe] stuffyd v. pp. equiped; stuffyd in stele equipped with armour 391 [AFr. estuffer] sumtyme adv. formerly 144 [OE. sum,  $adj. + OE. t\bar{t}ma, n.$ **swappe** *n*. blow 540 [From next] swappid v. pa. 3. sg. struck 514; swappid YN TWO cut in half 518 [Unknown] sweyvis v. pres. 3. sg. whirls 55 [cf. OE. swæfan] **swerd** *n*. sword 514, 518, 520 (**swerde**), 528, 540, 579, 611; swerdis pl. 631 [OE. sweord] swete adj. sweet 322 [OE. swēte] swetely adj. beautiful 340 [From OE. swēte, adj.] swiftly adv. violently 55 [OE. swiftlīce] **swyne** n. pl. boar 56 [OE. sw $\bar{y}$ n] **swithe** *n*. (?) neck (error for "swire") 514 [A. swīra]

take v. take; takith pres. 3. sg. 512; take pres. 3. pl. 656; take imper. sg. 171, 258, 273, 483 [ON. taka] takyn n. evidence 205 [OE. tācen] tale n. tale 2 [OE. talu] talkyd v. pa. 3. sg. talked 360; talkyng

ger. 2 [OE. \*talcian]
teche v. inf. show 34 [OE. tæcan]
telle v. tell; telle inf. 190, 191, 314; tellis
pres. 3. sg. 2, 34; told pa. 3. sg. 35;
told pp. 239, 291; tel imper. sg. 406,
416 (telle) [OE. tellan]

swithely adv. very 544 [OE. swiblice]

**such** *adj.* such 299, 402, 432, 513, 605,

711 [OE. swilc]

```
tende v. imper. sg. listen 165 [From OFr. attender]
```

tene *n*. harm; **TYMBRE** 30UR TENE do you harm 282; adversity 512, 605 [OE. tēona]

**tent** *n*.<sup>1</sup> care; **TAKE TENT TO** look after 483 [From OFr. entente]

tent n. 2 tent 484 [OFr. tent]

**tere** *n*. (?) tear 121 [OE. tēar]

**tery** *adj*. tiresome 190 [From OE. tīorian, v.]

**than** *adv*. then 92, 145, 177, 452, 464, 530, 625, 638; **þan** 133, 176, 289, 293, 324, 488, 536, 542, 586, 619 [OE. þanne]

**that** *demon. pron.* 213, 515, 615 (**þat**) [OE. þæt, *pron.*]

thenk v. imper: sg. meditate; thenk (penk) on meditate on 192, 318 (penk) [OE. pencan]

ther *adv.* 44, 83, 245 (thore), 387, 696; **ber** 186, 282, 316, 345, 639 [OE. bær]

**thinkiþ** *v. pres. 3. pl.* seem 322; **þink** *subj. pres. 3. sg.* 432 [OE. þincan]

**this** *demon. adj. sg.* this 72, 141, 142, 500, 709, 715; **þis** 73, 74, 98, 136, 140, 163, 189, 199, 215, 216, 252, 315, 407, 425, 431, 453, 458, 463, 476, 483, 643, 683; **þes** *pl.* these 136, 216, 258, 334, 435, 488, 500, 575, 586, 656; **thes** 502, 692 [OE. þes, *adj.*]

**this** *demon. pron. sg.* this 192; **thes** *pl.* 250, 254 [OE. bes, *pron.*]

**thurgh** *prep*. through, throughout 315, 528, 604, 688, 708, 712; **þurgh** 521, 522, 527, 529, 578, 583, 631 [OE. þurh]

**thus** *adv*. thus 9, 29, 170, 568, &c.; **bus** 98, 215, 709, &c. [OE. bus]

**tydyng** *n*. news 292; **tythinges** *pl*. prophecies 314 [OE. tīdung]

**tille** *prep.* to 409, 626 (**til**) [OE. til]

**tymbre** *v. inf.* bring about 282 [OE. timbran]

**tyme** *n*. time 1, 245, 314, 592, 714 [OE. tīma]

**tyre** *n*. honour, glory 151 [OE. tīr] **to** *adv*. too 190, 265 [OE. tō]

**to** *prep.* to 3, 85, 321, 637, &c.; until 702; with *inf.* 5, 98, 375, 690, &c. [OE. to]

to-day adv. today 550 [OE. tō-dæg]

**to-morn** *adv*. tomorrow 437, 438 [From OE. to morgen]

**torchis** *n. pl.* large wax candles 451 [OFr. torche]

**tortys** *n. pl.* large and twisted candle 451 [OFr. tortis]

**toher** *pron*. the other 512, 540, 562 [From misanalysis of OE. þæt, *def. art*. + OE. oþer, *pron*.]

**toward** *prep*. toward, to 567, 644 [OE. towærd]

townys n. pl. towns 149 [OE. tūn]

towris *n. pl.* towers 149 [AFr. toure]

**tracyd** v. pp. decorated 354, 510 (**tracid**) [OFr. tracier]

**trappid** *v. pp.* provided with military trappings, caparisoned  $386 \times 2$  [From AFr. trape, *n.*]

**travaylid** *v. pp.* as *adj*. exhausted 656 [AFr. travail(l)er]

**travercid** *v. pp.* decorated with crossed or transverse stripes 354, 510 [OFr. traverser]

tre *n*. tree 37 [OE. trēo]

**trentals** *n. pl.* trentals 218 [AFr. trental] **tresoir** *n.* treasure 149 [OFr. tresor] **tresoun** *n.* treason 291 [AFr. tresoun]

**trewlovis** *n. pl.* truelove knots 354, 510 [OE. trēow-lufu]

**trily** *adv*. excellently 386 [From OFr. trié, *ppl*. of trier]

**tristily** *adv*. in truth 282 [From ON. traust]

**tristre** *n*. appointed station of hunters 37; **tristris** *pl*. 34, 35 [OFr. tristre]

**trouthe** *n*. pledge 466 [OE. trēowþ]

**trowe** *v. pres. 1. sg.* believe 282; **trowis** *pres. 3. sg.* 35 [OE. trūwian]

tul conj. until 693 [From OE. til, prep.]

**tung** *n*. tongue 190 [OE. tunge] **turment** *n*. hardship 2; hell-pain, a state

of pain 190, 191; **turmentis** pl. 2,

191 [AFr. turment] turne v. imper. pl. return 284 [OE. turnian] turnyng v. ger. (?) tournament 512 **ban** *conj.* than 147, 161, 553 [OE. banne] bat adv. there 59 [OE. bæt, adv.] **bat** conj. that 32, 130 (that), 203, 277, 278, 290, 499, 580, 673 [OE. bæt, conj.] **bat** def. art. the 23, 151, 222 (front), 477, 580 (back), 589 (back), 673 (back), 698, &c.; that 65, 158, 377, 610, 622 [OE. bæt] **bat** demon. adj. that 101, 104, 271, 465, 700, &c.; that 100, 279, 292, 312, 622; **bo** pl. those 211, 533 (**tho**), 593, 594, 629, 635 (**tho**) [OE. bæt] **bat** particle. (following conjunction introducing adverbial clause) 475, 683 [From OE. bæt, conj. & rel. pron.] bat rel. pron. 4, 80, 183, 321, 588, 589

(front), &c.; that 128, 205, 245, 255, 323, 359, 431, 467, 557, 671, 674 [OE. bæt] be def. art. 7, 89, 277, 474, 563, &c.; the

1, 75, 215, 378, 690, &c. [From OE. sē] **bei** pron. nom. they 6, 81, 334, &c.; they

52, 117, 505, &c.; her gen. their 35, 240, 496, &c.; **hem** acc. or dat. them 35, 179, 424, &c.; hem refl. themselves 6 [ON. beir]

**bere** *rel. adv.* where 541, 644 (**ber**) [From OE. bær, adv.]

**berfor** adv. therefore 171 [OE. bærfore]

[From AFr. turnier] **two** *num*. two 478, 518, 670 [OE. twā]

**ber-of** adv. of it, of them 77 (therof), 241 (× 2), 422 [OE. bær-of] **ber-on** rel. adv. whereon 20 [OE. bær-on] **ber-to** adv. to it 355 [OE. bær-to]

bing n. thing 197, 253 (thing); thingis pl. 256 [OE. bing]

**bo** *adv*. then 503 [OE. ba]

**bogh** conj. though 532, 581 [OE. beah] **bonk** v. pa. 3. pl. thanked 539 [OE.

bancian]

**borne** *n*. thorn 223, 389 [OE. born] **bow** pron. nom. thou 134, 135, 172, 202, 205, 234, 241, 260, 323, 406, 415, 421, 634, 673, 683; **bu** nom. 136, 159, 171, 173, 180, 248, 256, 257, 259, 405, 406, 407, 410, 437, 513; thow nom. 194, 207, 363, 627; bi gen. thy 160, 197, 198, 203, 209, 210, 211, 212, 228, 236, 238, 405, 681; thi gen. 166, 193, 229, 364; thy gen. 167, 175, 179, 180, 181, 232, 351, 416, 468, 470, 624, 628 (×2), 682; **thin** (before h-) gen. 258; **be** acc. and dat. thee 100, 176 ( $\times$ 2), 200, 201, 204, 209, 222 (×2), 230, 235, 240, 296, 410, 464, 466, 469, 525, 640, 642, 664, 672, 677, 684; **the** 

acc. and dat. 174, 177, 183, 196, 438,

471, 646 [OE. bū]

vnclere adj. indistinct 119 [From OFr. cler, adj.]

vnclosyd v. pa. 3. pl. dispersed 328 [From OFr. clos(e, ppl.]

vncomely adv. unsuitably 106 [From OE. cymlic, adj.]

vncurteys adj. inconsiderate 97 [From AFr. courteis, adj.]

**vndur** *prep.* under 32 (**vndir**), 39, 40, 70, 340, 577, 681, 710 [OE. under] **vndrun** *n*. undern, about 9 a. m 72 [OE. undern] **vnfayn** *adj*. displeased 79 [From OE. fægen] vngayne adj. disagreeable, troublesome 85 [From ON. gegn, adj.]

vnhendly adv. rudely 187 [From OE. [From OE. tellan, v.] gehende, adj.] vnwillis n. pl. at myn unwillis against my **vnicorne** *n*. unicorn 388 [OFr. unicorne] wishes 424 [OE. unwilla] vnnebes adv. hardly, scarcely 657 [OE. **vp** adv. up. 343, 408, 449, 523, 610, 649 unēð, adv.] [OE. ūp] **vn-to** *prep.* to 175, 221 249, 316 (**vnto**) **vp-on** *prep.* on, upon 185, 301 (**vpon**), [From OE. to, *prep*.] 397, 683 [OE. uppon] vntold v. pp. immeasurale, countless 149 **vp-right** adv. upright 657 [OE. uprihte] venge v. inf. take vengeance upon 550 vernagel **verris** *n. pl.* drinking glasses [OFr. verre] [AFr. venger] ventaille n. ventail 408, 583 [OFr. **visere** *n*. visor 408 [AFr. viser(e] **vowe** *n*. vow 206 [OFr. vowe] ventaille] **vernage** *n*. Italian wine 457 [AFr. waytid v. pa. 3. pl. looked at 376 [AFr. wey n. way 136, 248 315 (way) [OE. weg] waiterl **wavb** *n*. hunt 434 [OE. wāb] welcome adj. welcome 159, 361 [From wayvis v. pres. 3. sg. brandishes (a OE. wilcuma, n.] **weld** *v*. dwell 365; rule, govern 424, 425; sword) 535; **wayvid** *pa. 3. sg.* wavered in mind 107 [ON. veifa] handle 575; weld inf. 365, 425; weld walk v. inf. wander, walk, ride 315; pres. 3. pl. 575; weld subj. pres. 3. walkys pres. 2. sg. 136; walkyng sg. 424 [OE. wealdan] welkvn *n*. sky 327 [OE. wolcen] pres. p. 434 [OE. wealcan] wel(e adv. well 266, 296, 469, 576, 579, wallvd v. pp. fortified 669 [From OE. geweallod] 615 [OE. wel] wantis v. pres. 3. sg. lacks 319, 576 [ON. wele n. wealth, prosperity 264; wilis pl. vantal 425 [OE. wela] warde n. keeping 487 [OE. weard] welle *n*. well 28 [OE. well] ware adj. aware 195 [OE. wær] welthe n. wealth 215 [From OE. wela, warie v. inf. complain bitterly 423 [OE. n.werigan] wene v. think; wene pres. 1. sg. 303, 669, warnvd v. pp. warned 194 [AFr. warner] 692; wend pa. 1. sg. 639; went pa. 3. waste *n*. waist 578 [Uncertain] sg. 584 [OE. wenan] wendib v. pres. 3. sg. goes 561; went pa. wax v. pa. 3. sg. became 75 [OE. weaxanl 3. sg. 486, 578, 625; went pp. 9 [OE. we pron. nom. we 261, 434, 435, 436 wendanl wepenys n. pl. weapons 575 [OE. (×2); **our** gen. our 226, 434, 436 (owr), 462, 681; vs acc. and dat. us wæpen] werre n. war 278, 421, 427, 502 (were) 134, 322, 463 [OE. wē] weddid v. pa. 3. sg. wedded 696; weddid [AFr. werre] pp. 628 [OE. weddian] wery adj. weary 56, 630 [OE. wērig] wede n. clothing 347; wedis pl. 9 [OE. weste *n*. west 703 [OE. west] wete adj. wet 87 [OE. wæt] wædl **wedris** *n. pl.* storms 327, 334 [OE. **whan** *conj.* when 118, 172, 180, 267, 460, weder] 537, 699 [OE. hwanne]

```
what adv. what for because of 658 (\times2) [OE. hwæt]
```

what interrog. adj. what 204, 249, 406 [From prec.]

what interrog. pron. what 209, 238, 405 [From prec.]

wher *interrog. adv.* where 362 [OE. hwēr]

wher rel. adv. where 476 [From prec.] why conjunctive adv. why 136, 407 (whi); why interrog. adv. 513 [OE.

hw $\bar{y}$ ] whidir *adv*. whither 135, 406 [OE.

**whil** *conj*. while 171, 173, 234 (**while**), 257, 266, 426 [From OE. þā hwīle þe]

while n. time; **PE** WHILE in the meantime 423 [OE. hwīl]

whit adj. white 25 [OE. hwīt]

hwider]

who interrog. pron. who 463 [OE. hwā]

**who** *rel. pron.* whoever 16, 35 (**ho**), 113, 243 [OE. hwā]

whom rel. pron. whom 227 [From OE. hwām]

wid adj. wide 327 [OE. wīd]

wyde adv. widely 9 [OE. wīde]

wif n. woman 696; wif weddid wife 628 [OE. wīf]

**wight** *adj*. valiant 560, 614; stalwart 467, 575, 639, 674 (**wvght**) [ON. vīgt]

**wight** *n*. woman 189, 487; man 271, 362, 365, 377, 405 (*voc.*), 453, 529; **wightis** *pl*. 334 [OE. wiht]

wightly *adv*. quickly 625, 703 [From ON. vīgt, *adj*.]

wightnes *n*. power 264 [From prec.]

wykkid *adj*. loathsome 216 [From OE. wicca, *n*.]

wild adj. wild 41, 56 [OE. wilde]

**wille** *n*. will, wish 197 (**wil**), 364, 405, 421, 576, 624, 628, 681[OE. wil(1]

**wyndis** *n. pl.* strong winds 327 [OE. wind]

wynnis v. pres. 3. pl. conquer 264; wan pa. 2. sg. 421; wyn subj. pres. 3. sg. 427; y-wonne pp. 274 [OE. winnan] y-wis adv. certainly, indeed 194, 196,

217 (**y-wys**), 247 (**y-wys**), 424, 630 [OE. gewis]

wise n. manner 163 [OE. wīse]

wysely *adv*. competently 575 [From OE. wīslīce]

wisse v. imper. sg. teach, advise 248 [OE. wissian]

wyte v. know; wyte inf. 102, 197 (wite), 237 (wyten); wost pres. 2. sg. 248; wist pres. 3. sg. 207; wyte pres. 2. pl. 576; wytyng ger. knowledge 238 [OE. witan]

wites v. pres. 3. sg. perishes 215 [OE. wītan]

with-yn *prep*. within 136 (postposited), 307 (wiþ-in), 566 [OE. wiþinnan, *prep*.]

**wih** / **with** *prep*. with 4, 28, 45, 181, 427, &c. [OE. wib]

wip-in adv. inside it 445 [OE. wipinnan, adv.]

wibdrow v. pa. 3. sg. withdrew 562 [From OE. dragan]

wipholdis v. pres. 3. sg. takes into one's retinue 698 [From OE.; A. haldan]

**wip-out** *prep*. without 36 (**with-out**), 255, 300, 417, 600, 677 [OE. wipūtan]

witnesse *n*. example 273 [OE. witnes(s] wo *n*. torment 56; misery, distress, woe 102, 195, 196, 316; grief, anguish 560 [OE. wā]

**wofuller** *adj. comp.* more wretched 189 [From OE. wā, *n*.]

wole v. intend, wish, want; wole pres. 1. sg. 74, 101 (wil), 191 (wil), 430, 464; wille pres. 2. sg. 683; wil pres. 3. sg. 131, 170 (wol), 433, 552; wol pres. 3. pl. 176 (front), 176 (wil); wold(e pa. 1. sg. 197, 237, 365; woldist pa. 2. sg. 405, 634 (wold); nold pa. 1. sg. would not 470 [OE. willan]

woman *n*. woman 107 [OE. wīf-mann] wondir *adv*. very 609 [From OE. wundor, *n*.]

**wondirful** *adj*. illustrious 271 [OE. wundurfull]

**wondur** *n*. marvel 202, 531 [OE.

wundor] wone *n*. dwelling 159 [ON. vān] wonges n. pl. cheeks 87 [OE. wang] wonyd v. pa. 3. sg. wailed 107 [OE. wānian] wonyng v. pres. p. as adj. dwelling 316 [OE. wunian] wont v. pp. was wont, was accustomed 400 [OE. wunian] wood adj. frenzied 535 [OE. wod] **wood** *n*. wood 315; **wode** 434, 501; **wodis** *pl.* 136 [OE. wudu] word n. word 237; wordis pl. 258, 648 [OE. word] work(e v. pres. 3. pl. do 216, 217; wroght pp. 56 [OE. wyrcan] world n. world 189, 215, 425, 639, 643 [OE. world] wormys n. pl. creeping things 216 [OE. wyrm] wors adj. comp. as sb. the worse 615 [OE. wærsa] **worship** *n*. honour 264, 666 [OE.

worðscip] worthely adv. in a noble manner 486 [OE. weorblīce] worthy adj. excellent 9, 347; noble 362, 365, 453; worthiest superl. 9, 347, 365 (worbiest) [From OE. wirbig] worthily adj. noble 159; precious 487 (worthely) [From prec.] wrothely adv. severely 303, 692 (wropely) [wrāblīce] woundyd v. pa. 3. sg. wounded 578; woundid pp. 303, 561, 600, 630, 692 [OE. wundian] **wrake** *n*. harm, misery 216, 217 [OE. wracu wrang adj. wrongful 421 [OE. \*wrang] wratthib v. pres. 3. sg. offends 238 [From OE. wr $\bar{a}$ bbu, n.] wrecche n. voc. the wretched 135 [OE. wrecceal wryngyn v. inf. wring 423 [OE. wringan] write v. inf. write 703 [OE. wrītan]

xxx num. thirty

y pron. nom. I 73, 102, 237, 464, 712, &c.; I nom. 89, 142, 191 (i), 315, &c.; my gen. my 90, 190, 220, 641, &c.; myn gen. (before h- or vowels) 422, 424, 426; me acc. or dat. me 89, 154, 217, 320, 433, &c. [OE. ic] yate n. gate, door; AT ТНІ GATE at your door 179 [WS. geat]

ylle adv. grievously 578, 630 [From ON. illr, adj.]
yn adv. in 341 [OE. in]
yore adv. eagerly 567 [OE. gearwe]
yrke adj. troubled 77 [Prob. Celtic]

## **An Index of Proper Names:**

Arthur 1, 33, 77, 302 (sir Arthur), 309 (Arthours, gen. sg.), 344 (kyng	Glomorgans londis 665 Grece 278		
<b>Arthur</b> ), 404 ( <b>Arthour</b> ), 714	Gryselle 546, 547 (Griselle)		
Berelle 145	dame Gunnore 13, 69, 85 (dame		
Bethlem 227	Gunore), 157, 313, 620, 625 (dame		
Brangwayne 145	Gunnor); Dame Gaynor 599;		
Brytayne 276 (Britayne), 285, 290	<b>Gunnore</b> 147 ( <b>Gunnor</b> ), 156, 159		
(Briteyne), 297, 670 (Brytayn)	(voc.), 196, 237 (Gunnor), 247, 248		
Burgoyne 30, 276	(Gunnor), 336; Gaynor 217, 486,		
sir Cador 96n	597, 703		
Careyk 419, 679 (Carrok)	Hulster 668		
Carlille 3, 288, 689, 690 (Carlil)	sir Kay 96		
sir Clegis 96	<b>Kylle</b> 419, 679		
Connok 419, 679 (Cunnok)	sir Lake 595, 654		
sir Constans 96	Leyname 420		
Coynham 419, 679 (Conyngham)	Leyre 678		
Cornwaille 301	sir Lete 595		
Dorsete 295	Lewans Hillis 420		
Englond 708	Lomomid 420		
Þe Erl of Kent 482	Lowyk 678		
sir Errak 654	Lucifer 84, 164 (Lucifers, gen. sg.), 165		
sir Eweyn 654	sir Marcaduk 655		
Fraunce 273, 274, 277	Mary Mary 226		
Galawey 418	sir Marrak 655		
<b>Galroun</b> 417 ( <b>Gaveron</b> ), 495, 530	Plontoun Land 475		
(Galaron), 606 (sir Galeroun), 638,	Ramsey 294		
677, 697 (sir Galroun)	Randilsete halle 337		
sir Gawayn 28, 68, 157, 283 (voc.), 296	sir Realle 654		
(voc.), 422, 464, 479, 515, 535, 576,	Romayns 280		
582, 600, 632, 633; Gawayn 12, 100,	<b>be Round Table</b> 281, 293, 304, 401, 682,		
111, 439, 471, 495, 507, 508, 524,	691, 701 ( <b>be Table Round</b> )		
543, 618, 664 (voc.), 652; <b>Gawayn</b>	Tuskayn 284, 291		
the good 494; Gawayn be good 313	Walis 666		
(voc.), 539, 638; Gawayn be wight	Watirford 669		
560, 614	Wayteford 669		
Gynys 278			

(2016.7.5 受稿, 2016.8.17 受理)

#### Abstract

This comprises the second part of a glossary to the Text of *The Awntyrs off Arthure at the Terne Wathelyn* preserved in the London, Lambeth Palace Library, MS 491, and an index of proper names. The glossary covers all the vocabulary and their variants beginning with M to those beginning with Y, and it includes not just the meanings of the words but their etymologies. The index contains all proper names and their forms found in the text.

### Geography and Demography:

## New Economic Geography with Endogenous Fertility

後 藤 啓

#### (報告要旨)

現在,日本では人口減少が問題になっており多くの関心を集めている。国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成24年1月推計)』の出生低位(死亡中位)推計では,日本の総人口は2050年までに9187万人まで減少すると予測している。これは日本全体で出生率が低いことが主因である。一方で人口動態は地域ごとに大きく異なる。例えば,人口の推移を都道府県別にみてみると,2005年から2010年にかけて東京都とその近県(埼玉,千葉,神奈川)や愛知県,大阪府,福岡県などで増加しているものの,その他の多くの道府県(38道府県)では人口が減少している。この時期,日本の総人口は1億2,777万人から1億2,806万人へと若干増加しているのにもかかわらず,人口が減少している地域が多いのは,そうした地域から一部の大都市圏へ人口が流出していることによる。そうした大都市圏では基本的に出生率が低いため,結果として,出生率は低いが大量に人口が流入してくる大都市圏と,出生率は比較的高いが人口が流出してしまうその他の地域にわかれることになる。

本研究では、空間経済学の理論を基にして、こうした現象を説明する理論モデルを構築 し、地域間統合が人口動態に与える影響を分析した。もともと経済学では一国全体の人口 動態を,経済成長や人的資本との関連で出生率や死亡率を内生化する形で説明・予測して きた。一方で、空間経済学のように地域間の人口移動を考えるモデルでは、出生率や総人 口の変化にはあまり焦点が当てられてこなかった。結果として、地域間の連関を考慮した 上で、地域ごとの人口動態と経済全体の人口動態を同時に分析する研究はあまりない。少 ない先行研究のうち, 代表的なものとしてはSato and Yamamoto (2005)やSato (2007) がある。これらの研究では、乳幼児死亡率の低下に伴い都市化が進み、賃金が上昇し、出生 率が低下することや、人口が集中している地域ほど出生率が低い一方、人口は人口密度の 低いほうから高いほうへ移動するため、長期的にも地域間の出生率の差異が維持されるこ とを理論的に明らかにしている。しかし、Sato and Yamamoto (2005) やSato (2007) では 集積の経済と不経済が外部性という形でブラックボックス的に扱われており、どのような メカニズムで人口が集中している地域で賃金が上昇する一方で出生率が低下するのかは問 うていない。特に. 集積の経済と不経済が地域間での輸送費用や移動費用に関係なく定義 されるため、地域間統合の進展に伴い輸送・移動費用が低下したときの人口動態の変化を 分析できない。本研究では、空間経済学モデルにBecker タイプの出生率を内生化するメカ ニズムを導入することで、輸送・移動費用と人口動態の関係を分析できるようにした。

その結果, 本研究のモデルで人口動態に関する基本的な事柄, (i) 人口の特定の地域への

集中,(ii)人口が集中している地域での高い賃金率と低い出生率,(iii)経済全体の人口が当初ロジスティック曲線に従い,一度横ばいになった後で減少に転じることなどを再現できることを示した。その上で,地域間統合の進展が人口の集中を促進し,結果として経済全体の人口を減少させることを示した。

(2016.7.20 受稿, 2016.8.1 受理)

## 千葉商科大学国府台学会 会長 島田晴雄(学長) 国府台学会運営委員会委員 (ABC順)

安 藤 崇 (商 経 学 部 ) 遠 藤 隆 (商 経 学 部 ) 藤 江 俊 彦 (政策情報学部 )

- 〇合 原 理 映(商経学部) 五反田 克 也 (国際教養学部) 丸 浜 千 紘 (人間社会学部) 箕 原 辰 夫 (政策情報学部) 仁 平 京 子 (サービス創造学部) 忠 度(商経学部) 野木村 寺 葵(商経学部) 奥
- 受付 (商程学部) ○相良陽—郎(商経学部) 清水正昭(商経学部) 山内真理(商経学部) 趙 軍(商経学部)
  - ◎委員長
  - ○副委員長

 $(\mathbb{C})$ 

平成 28 年 9 月 30 日発行

千葉商大紀要 第54巻 第1号

(通巻第 178 号)

無集発行者 王 葉 商 科 大 学 国 府 台 学 会

発行所 千葉県市川市国府台1-3-1 (〒272-8512) 電 話 (047) 372-4111(代)

印刷所 有限会社 銀座タイプ印刷社 東京都中央区銀座3-2-12 (〒104-0061) 電話(03)5876-8444(代)

# CHIBA SHODAI KIYO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 54 No. 1 September 2016

#### Articles

Loose Sand, Mobs, People of a Ruined Country: Wavering Identification of the Chinese National Character	. \
—A Study of the Way Japanese Intellectuals Identified China until the End of the War— ··· ZHAO, Jun (	1)
How the Edo Bakufu Established the Yushima Confucius Temple $\  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \ $	19)
A Study on Philosophy and Profitability in Small Business Management	
-Marketing- ····· HOSHIDA, Masaki (	37)
Study of the Data Falsification Cases by Toyo Tire & Rubber Co.	
	57)
Materials	
Occupational Stress in Social Work	
—Depression Screening Report of the Association of Iwate Psychiatric Social Workers— KAWANORI, Yoshiya ( SAGARA, Yoichiro	99 )
KAMBARA, Masahiko	
A Glossary to the Text of <i>The Awntyrs off Arthure</i> : M to Y, with an Index of Proper Names	
	109)
News	
Report in the Economic Study Group of Konodai Institute	
Geography and Demography: New Economic Geography with Endogenous Fertility	

## KONODALINSTITUTE

**Chiba University of Commerce** 

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan